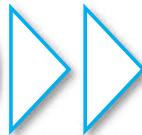


# 第3次三木市環境総合計画(案)

自然共生と資源循環による「うるおい豊かな環境」を守りつなぐまち 三木



2021  
年度



2030  
年度

2021(令和3)年4月

三木市





三木市は、交通の要衝であり、古い歴史や伝統的な産業、自然豊かな住み良い環境が整った魅力あふれるまちです。

このような恵まれた環境を未来につなぐため、本市では、1997（平成9）年に「三木市環境基本条例」を制定するとともに、1999（平成11）年に「三木市環境総合計画」、2009（平成21）年に「第2次三木市環境総合計画」を策定するなど、環境の保全に関する施策を推進してまいりました。

この間、国際社会においては、持続可能な開発目標である「SDGs」が共通の目標として掲げられ、地球温暖化に関しては、温室効果ガス排出削減等のための国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されました。

一方、国内では気候変動を一因とする豪雨災害の激甚化、海洋プラスチック問題など、日々新たな環境課題が顕在化し、深刻な被害をもたらしています。2020（令和2）年10月には、政府が温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする2050年カーボンニュートラルを宣言するなど、脱炭素社会の実現に向けより一層の取組を促進しています。

このような社会情勢の変化に対応するとともに、2019（令和元）年度に策定した「三木市総合計画」を推進するため、このたび「第3次三木市環境総合計画」を策定しました。

本計画では、「三木市総合計画」で掲げる将来都市像を踏まえ、本市が目指す環境像を「自然共生と資源循環による『うるおい豊かな環境』を守りつなぐまち三木」と設定しました。

この環境像を実現するためには、市民、事業者、行政のそれぞれが、自らの責任と役割を認識し、日常の生活を見直しながら連携・協力して取り組むことが重要となります。今後とも、皆様のご理解とご協力をいただくとともに、環境課題への取組にご参加いただきますようお願いします。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました三木市環境審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民及び事業者の皆様に心から感謝を申し上げます。



2021（令和3）年4月 三木市長 仲田一彦

# ▶▶ 目次 ◀◀

# ► 第1章 計画の基本的事項 ◀

## 1. 計画策定の目的及び背景

### (1) 計画の策定の目的

現代の私たちの社会経済活動は、豊かな環境の基盤の上に成立しています。しかしながら、利便性や物質的な豊かさを生活にもたらす人類の活動によって環境汚染や地球温暖化に伴う大規模な自然災害の増加など、様々な影響が生じています。

三木市は、1999（平成11）年3月に「三木市環境基本条例」に基づき、第1次計画となる「三木市環境総合計画」を策定し、市内における良好な環境の形成に向か、市民、事業者、三木市の各主体が一体となって総合的な環境施策を推進してきました。その後、2009（平成21）年5月に第2次計画となる「第2次三木市環境総合計画」を策定し、今日まで環境行政の立場から各種取り組みを進めてきたところです。

この間、国内外の環境分野に関する動向では、持続化可能な開発目標である「SDGs（エスディージーズ）」をはじめ、「パリ協定」の採択、国の「地球温暖化対策計画」や「第五次環境基本計画」、兵庫県の「第5次兵庫県環境基本計画」の策定など、国際社会、国、兵庫県においても様々な取り組みが進められています。

また、2019（令和元）年12月に確認された新型コロナウイルス感染症の広がりにより、ウィズコロナ時代に対応した新しい生活様式への移行が進んでいます。それに伴い環境問題への関心が高まり、社会のあり方についても変革が求められる時代となっています。

現在を生きる私たちの世代のニーズを満たしつつも、将来の世代が豊かに生きていくことが可能な社会を実現するためには、従来型の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムを見直し、環境、経済、社会の統合的向上を図っていく社会に変革していくことが必要です。そのため、行政をはじめとした市民や事業者などの各主体一人一人が地球規模における環境問題に対する意識を持ち続け、日常生活や事業活動の場面から環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルの着実な実践に取り組んでいくことが求められます。

以上のようなことから、三木市としては、「三木市環境基本条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来において市民が健康で安全かつ快適な生活を享受しうる良好な環境の実現に資することを目的に、新たな三木市の環境分野に関する総合的な方針として「第3次三木市環境総合計画」を策定の上、市民、事業者と共に各種取り組みを進めます。



## (2) 計画の策定の背景

### ~~~~~「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の採択~~~~~

2015（平成 27）年 9 月に「国連持続可能な開発サミット」が開催され、2030 年までの世界共通の目標である「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）」を中核とした「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。「SDGs」は、その理念に「誰一人取り残さない（no one will be left behind）」ことを掲げ、17 の目標とそれらに付随する 169 のターゲットから構成されています。同時に、複数の課題を統合的に解決するとともに、1 つの行動が複数の側面に利益を生み出す特徴を持っています。

「SDGs」には、気候変動をはじめ、海洋保全や生物多様性など、経済・社会・環境を巡る幅広い目標が掲げられています。17 の目標の達成に向けては、各国政府や市民社会、民間セクターを含む様々な主体が連携し、「グローバル・パートナーシップ」を築いていくこととなっています。国は 2016（平成 28）年 5 月に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を内閣に設置し、同年 12 月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を作成、2019（令和元）年 12 月に改定を行っています。



「SDGs」の 17 の目標

出典：国際連合広報センター



## ~~~~~地球温暖化に関する国内外の動き~~~~~

2015（平成 27）年 12 月の「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）」で、国際社会が 2020（令和 2）年以降に取り組む地球温暖化対策に関する法的な枠組である「パリ協定」が採択されました。同協定では、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べ、 $2^{\circ}\text{C}$ より十分低く保ち、 $1.5^{\circ}\text{C}$ に抑える努力を行うことや今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることをめざしています。

国は、「緩和策」として、「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」に基づき、2016（平成 28）年 5 月に「地球温暖化対策計画」を策定し、温室効果ガスの排出量を 2030 年度時点に 2013（平成 25）年度比で、26% 削減するための取り組みを行っていくとしています。また、2018（平成 30）年 7 月に策定した「第 5 次エネルギー基本計画」では、「徹底した省エネルギー社会の実現」、「再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組」、「水素社会実現に向けた取組の抜本強化」、「二次エネルギー構造の改善」等の施策が盛り込まれています。

なお、現在、国は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」の実現に向け、「地球温暖化対策計画」及び「第 5 次エネルギー基本計画」の見直しを開始しており、次世代型太陽電池、カーボンリサイクル等の実用化を見据えた研究開発を加速度的に促進するとしています。

一方、「パリ協定」の採択以降、国際社会では、温室効果ガス排出量の削減等の「緩和策」に加え、気候変動の影響に対する「適応策」に関する取り組みが進められています。国は「気候変動適応法」に基づき、2018（平成 30）年 11 月に策定した「気候変動適応計画」の中で、気候変動の影響による被害の回避・軽減、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靭化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築するとしています。同時に、地方公共団体に向けた計画策定のためのマニュアル作成、国立環境研究所による技術的助言等の充実、説明会の開催等による地域版の「気候変動適応計画」の策定と実施を支援し、都道府県及び市町村における情報収集・分析・提供等を行う際の拠点となる適応センターを確保するとしています。

兵庫県は、2020（令和 2）年 10 月に 2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロをめざすことを表明しており、「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」及び「気候変動適応法」に基づき、2021（令和 3）年度に新たに策定する「兵庫県地球温暖化対策推進計画」の中で、2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロに向、県民・事業者・団体・行政等が一体となり 2030 年度に温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比で 35% 削減するとし、さらに取り組みの加速・拡大を図っていく中で、最大 38% 削減していくとしています。同時に、県内での再生可能エネルギーによる発電量について、2030 年度に 80 億 kWh をめざしていくとしています。



## ~~~~~資源循環に関する国内外の動き~~~~~

近年、海洋ごみに含まれる廃プラスチックによる汚染が世界で広がり、マイクロプラスチック(5mm以下の微細なプラスチックごみ)が生態系に及ぼす影響が懸念されています。

国際社会では、2018(平成30)年6月のG7シャルルボアサミットで、「海洋プラスチック憲章」を採択すると同時に、2019(令和元)年6月のG20大阪サミットで、世界の共通のビジョンとして、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることを目指した「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されています。

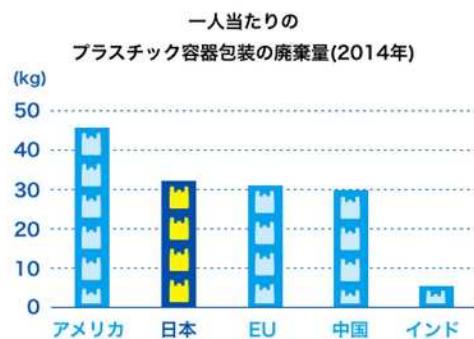
国は、2019(令和元)年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、2030年までにワンウェイプラスチックの排出を累積で25%抑制する、容器包装の6割をリユース・リサイクルする、再生利用の倍増、バイオマスプラスチックを約200万トン導入することを掲げています。さらに、レジ袋の有料化が行われるとともに、可燃ごみ指定袋等へのバイオマスプラスチック使用、海洋ごみの実態把握のためのモニタリング手法の高度化等に取り組むこととしています。

また、環境省は、レジ袋の有料化をきっかけに、プラスチックごみ問題を考え、レジ袋の使用を辞退することが当たり前となるよう、人々の意識の変革を目指す「レジ袋チャレンジ」を推進しています。

一方、食品ロスについては、国が2018(平成30)年6月に策定した「第四次循環型社会形成推進基本計画」の中で、「SDGs」の指標を踏まえ、家庭から発生する食品ロスの量を2030年度時点に2000(平成12)年度比で半減させる目標を掲げています。

また、2019(令和元)年10月には、「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行し、国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図ることや、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用していくことが重要であると明記しています。さらに、10月を食品ロス削減月間、10月30日を食品ロス削減の日とし、啓発資材の提供、イベント等を開催して普及啓発活動を進めることとしています。

## 主要な地域 ・国の中で **2番目に多い** **日本のプラスチックの廃棄量**



出典：環境省（国連環境計画(UNEP)）

2018(平成30)年度報告書より



## ~~~~~「第五次環境基本計画」の策定~~~~~

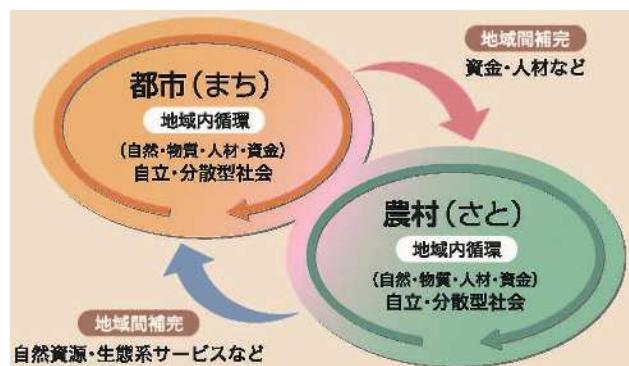
国は、2018（平成30）年4月に「環境基本法」の第15条に基づいて、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定める「第五次環境基本計画」を策定しています。内容としては、「SDGs」の考え方を活用の上、環境・経済・社会の統合的向上に取り組み、経済や社会的課題の同時解決を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす新たな成長につなげるとしています。また、各地域が資源を持続可能な形で最大限活用の上、特性を強みとして発揮する「地域循環共生圏」を創出していくとしています。さらに、そうした地域の特性に応じて、資源を補完して支え合う取り組みを進めると同時に、幅広い関係者と連携を図っていくとしています。



地域循環共生圏のイメージ 出典：環境・循環型社会・生物多様性白書

## ~~~~~「第5次兵庫県環境基本計画」の策定~~~~~

兵庫県は、「第5次兵庫県環境基本計画」を2019（平成31）年2月に策定し、基本理念に「環境を優先する社会へ地域が先導し、“恵み豊かなふるさとひょうご”を次代につなぐ」を掲げています。また、「地域資源の循環とネットワーク化」、「環境・経済・社会の統合的向上」、「地域力の発揮」、「恵み豊かなふるさとひょうごの実現」を環境施策の展開に向けた基本的な考え方方に据え、「低炭素」、「自然共生」、「資源循環」、「安全・快適」、「地域力」の環境分野ごとに施策展開を図っています。

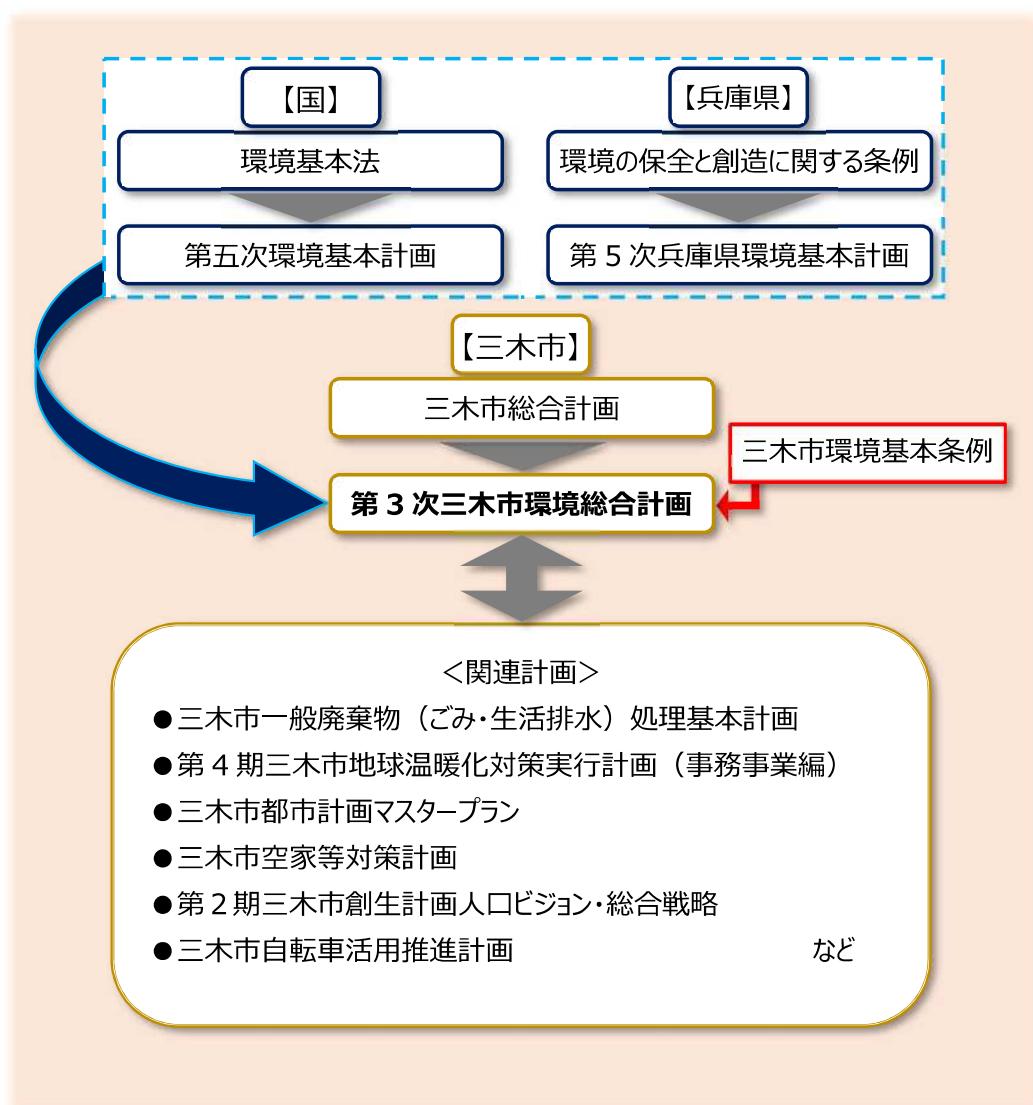


地域資源の循環とネットワーク化のイメージ 出典：第5次兵庫県環境基本計画

## 2. 計画の位置付け

本計画は、「三木市環境基本条例」の第8条に基づいて定めるもので、三木市の行政計画の最上位に位置する「三木市総合計画」を環境面から推進するものであるとともに、三木市における環境行政の根幹を担う計画として、他の行政計画と整合を図りつつ、環境の保全及び創造に関する目標、目標を達成するための施策及びその他の必要な事項を定めるものです。

また、国の「環境基本法」及び「第五次環境基本計画」、兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」及び「第5次兵庫県環境基本計画」等の関連法令や条例及び上位計画等に準拠した計画となります。



### 3. 対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、地球温暖化等に関する内容を含む「低炭素」をはじめ、動植物や自然とのふれあい等に関する内容を含む「自然共生」、廃棄物等に関する内容を含む「資源循環」、公害やまちの景観等に関する内容を含む「安全・快適」の各分野及び、環境教育や環境保全活動等に関する内容を含む「地域力」の横断的な分野に区分され、次の内容を環境の範囲とします。

ただし、対象とする環境の範囲については、限定的なものではなく、新たな項目を立てる必要が生じた場合は、適宜、視点の見直しを行うこととします。

なお、本計画では、これらの5つの項目に分類される内容を踏まえて基本目標を設定し、環境に関する取り組みを進めます。

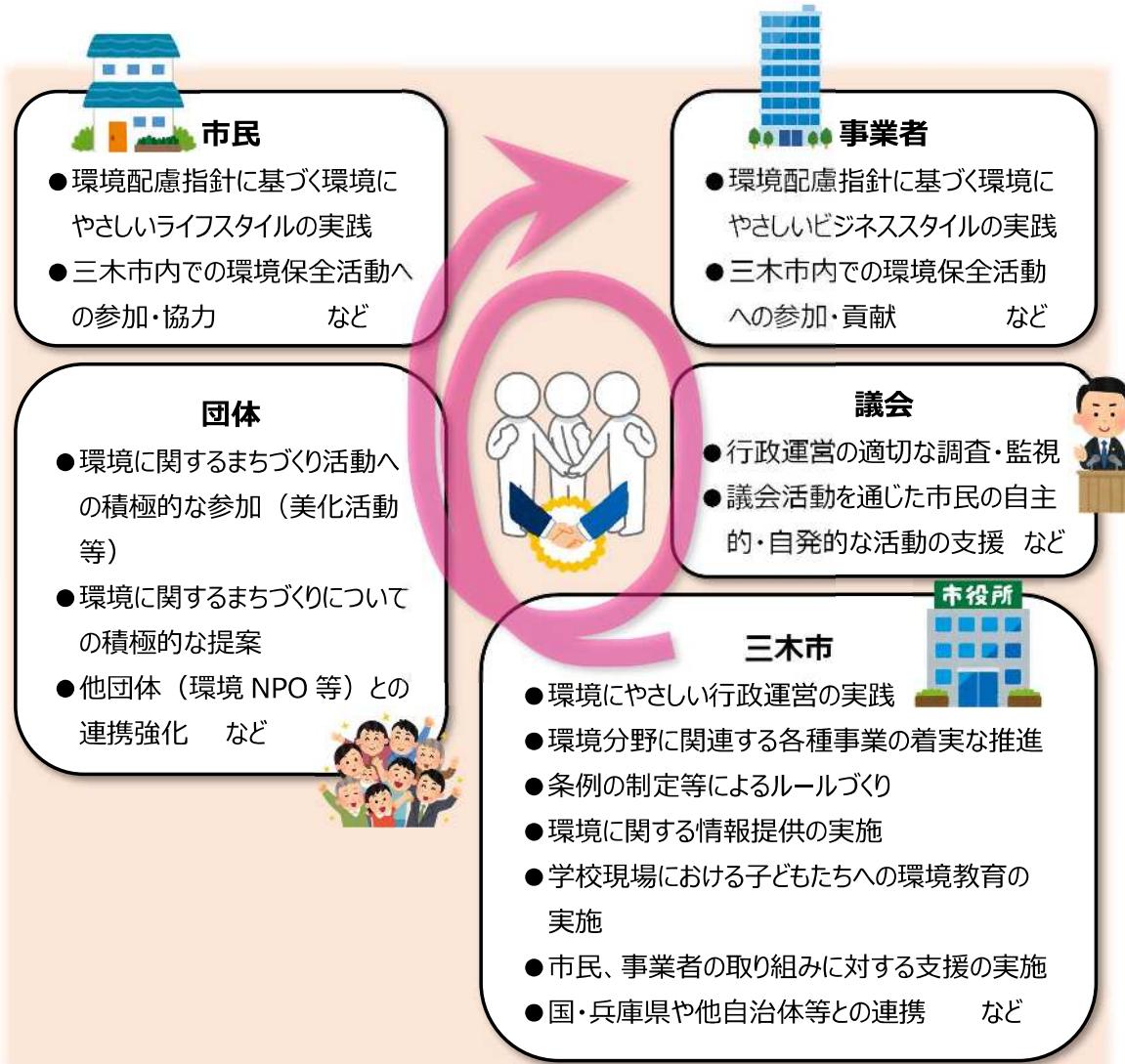


## 4. 計画の推進主体

本市のまちづくりの最上位計画である「三木市総合計画」では、計画の推進にあたり「チーム三木」（市民・議会・企業・団体・行政）で知恵を出し合いながら、まちづくりをすすめるとしています。

本計画の推進にあたっては、「チーム三木」の概念を参考に、市民や事業者、団体、議会及び三木市のそれぞれの主体が役割を自覚し、三木市のより良い環境を守り育てるため、積極的な取り組みを進めていくことが必要です。

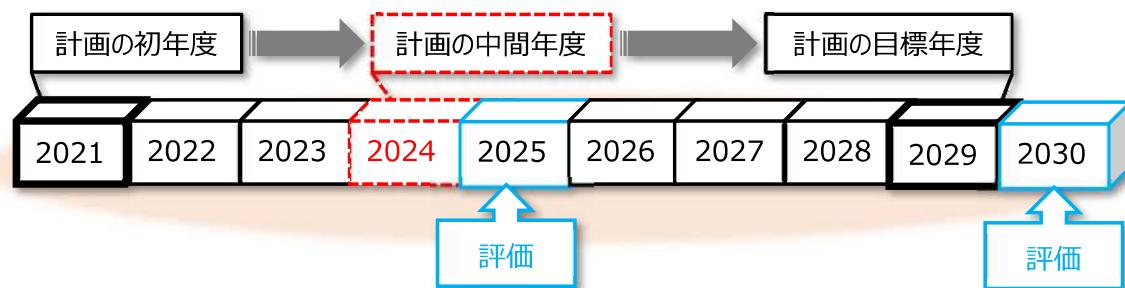
なお、本計画の推進主体とそれぞれが今後果たしていくべきと考えられる役割については、次のようにになります。



## 5. 計画の期間

本市のまちづくりの最上位計画である「三木市総合計画」の期間は 2020（令和 2）年度から 2029 年度の 10 年間とし、そのうち、基本計画については 5 年後に必要に応じて見直しを行うこととなっています。

なお、本計画の期間は、2021（令和 3）年度から 2030 年度までの 10 年間としますが、目標年度については三木市総合計画に合わせ中間目標年度を 2024 年度とし、計画の目標年度は 2029 年度とします。今後、本市を取り巻く環境分野に関する国内外の動向に変化等が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。



# ► 第2章 地域の概況 ◀

## 1. 位置・地勢

本市は、兵庫県の南東に位置し、加古川の支流、美嚢川が中央部を東西に流れ、美嚢川周辺には平野部が広がり、それを囲むようになだらかな丘陵地、台地で構成された緑豊かな自然に恵まれています。丘陵地には、ゴルフ場が多く、平野部には農村地帯が広がり、酒米山田錦の産地として有名です。また、歴史的な資源に恵まれ、古くから金物のまちとして栄え、湯の山街道沿いなどに歴史的なまちなみが残っています。

市域の面積は、 $176.51\text{km}^2$ と東播磨地域の中では2番目に広く、神戸市、加古川市、小野市、加東市、三田市、稻美町の5市1町と接しています。1954（昭和29）年の市制施行以後、1964（昭和40）年から阪神間のベッドタウンとして神戸電鉄沿いを中心とし、緑が丘や自由が丘、青山などで、大規模な住宅開発が行われて急激に人口が増加し、仕事や日常生活において神戸市、小野市、三田市等の近隣市町との関係が深くなっています。

交通では、中国自動車道及び山陽自動車道、舞鶴若狭自動車道など、高速道路網が形成されており、ゴルフ場をはじめ、三木山森林公園、三木ホースランドパーク、山田錦の館、吉川温泉よかたんなどの観光・レクリエーション施設には、多くの人々が訪れます。また、広域防災拠点やスポーツ振興拠点の役割を担う兵庫県立三木総合防災公園、新産業創造拠点として、ひょうご情報公園都市が整備されるなど、住みよいまちづくりや地域活力の強化に向けて発展を続けています。



本市の位置図

## 2. 人口・世帯数

本市の人口は、2019（令和元）年に 77,291 人となっており、2015（平成 27）年よりも 2,033 人減少しています。

一方、世帯数は、2019（令和元）年に 33,859 世帯となっており、2015（平成 27）年よりも 1,025 世帯増加し、1 世帯当たりの人員も減少していることから、市内における核家族化が進んでいるものと思われます。

また、年齢階層別の人口の比率は、2019（令和元）年に 0 歳～14 歳（年少人口）が 11.15%、15 歳～64 歳（生産年齢人口）が 55.38%、65 歳以上（老人人口）が 33.47% となっており、少子高齢化が進んでいます。



人口・世帯数・1 世帯当たりの人員数の推移 出典：三木市統計書

(各年 9 月 30 日時点)



年齢階層別人口比率の推移 出典：三木市統計書

(各年 9 月 30 日時点)

### 3. 土地利用・気象

#### (1) 土地利用

本市の土地利用の状況は、右表に示す通りです。その他（29.51%）を除いた場合、山林が占める割合が全体の23.93%と最も多くなっています。

また、次に多くなっているものとしては、田の17.47%、雑種地の15.82%などとなっています。

| 項目  | 面積 [km <sup>2</sup> ] | 割合 [%] |
|-----|-----------------------|--------|
| 田   | 30.85                 | 17.47  |
| 畠   | 3.00                  | 1.70   |
| 宅地  | 15.01                 | 8.50   |
| 山林  | 42.25                 | 23.93  |
| 原野  | 5.42                  | 3.07   |
| 牧場  | 0.02                  | 0.01   |
| 雑種地 | 27.93                 | 15.82  |
| その他 | 52.10                 | 29.51  |
| 総数  | 176.58                | 100.00 |

土地利用の状況 出典：三木市統計書

[注] 総数については、四捨五入の関係から公式に発表している値よりも増加することがある。

#### (2) 気象

市内の過去 5 年間における年間降水量及び年平均気温の気象の状況をみると、年平均気温については14.7°C～15.8°C、年間降水量については1,169mm～1,828mmの間で推移しています。



| 年            | 2014  | 2015  | 2016  | 2017  | 2018  |      |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 気温 [°C]      | 最高    | 35.8  | 36.2  | 35.9  | 35.3  | 37.6 |
|              | 最低    | -4.3  | -3.9  | -7.2  | -4.6  | -6.6 |
|              | 平均    | 14.7  | 15.3  | 15.8  | 14.9  | 15.6 |
| 年間降雨量 [mm]   | 1,169 | 1,540 | 1,449 | 1,202 | 1,828 |      |
| 平均風速 [m/sec] | 2.5   | 2.3   | 2.4   | 2.4   | 2.4   |      |

気象の状況

出典：三木市統計書

## 4. 産業・交通

### (1) 産業

#### 事業所

市内における事業所数は、2016（平成28）年に3,254事業所、従業者数は34,347人となっています。事業所の割合では、サービス業が最も多くなっており、全体の40.01%を占めています。次いで、卸売・小売業の27.41%、製造業の16.53%などとなっています。



事業所の割合 出典：三木市統計書（2016（平成28）年6月1日時点）

#### 農業

市内における農業の状況をみると、農家数は2015（平成27）年に2,709戸となっており、2005（平成17）年より519戸減少しています。

また、経営耕地面積は、2015（平成27）年に2,411haとなっており、2005（平成17）年より71ha減少しています。



農家数と経営耕地面積の推移 出典：三木市統計書（各年2月1日時点）

#### 工業

市内における工業の状況をみると、事業所数は2018（平成30）年に215事業所となっており、2012（平成24）年より33事業所が減少しています。

また、製造品出荷額等は、2018（平成30）年に19,488百万円となっており、2012（平成24）年より4,930百万円増加しています。



事業所数と製造品出荷額等の推移 出典：三木市統計書

（2017（平成29）年・2018（平成30）年は6月1日時点、それ以外は各年12月31日時点）

## 商業

市内における商業の状況をみると、商店数は2016(平成28)年に712店となっており、2007(平成19)年より316店減少しています。

また、年間販売額は、2016(平成28)年に20,147百万円となっており、2007(平成19)年より3,786百万円減少しています。



商店数と年間販売額の推移

出典：三木市統計書

## (2)交通

### 鉄道

市内における神戸電鉄の乗客数をみると、2018(平成30)年は2,166千人となっており、2014(平成26)年より168千人減少しています。



神戸電鉄の乗客数の推移

出典：三木市統計書

### 自動車

市内における自動車保有台数をみると、2019(平成31)年は73,923台となっており、2015(平成27)年より249台増加しています。



自動車保有台数の推移

出典：三木市統計書（各年3月31日時点）

# ► 第3章 環境の現状と課題 ◀

## 1. 低炭素

### (1) 現状

#### ~~~~~区域における二酸化炭素排出量~~~~~

市内から排出される二酸化炭素の量を見ると、2017（平成 29）年度に 795,126t-CO<sub>2</sub> となっており、2013（平成 25）年度よりも 69,577t-CO<sub>2</sub> 減少しています。

また、2017（平成 29）年度の部門別の排出量の割合では、産業部門からの割合が最も多く、全体の 53.8% を占めています。



二酸化炭素排出量（区域）の推移

出典：地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト

| 年度   | 産業    | 運輸    | 民生業務  | 家庭    | 廃棄物  |
|------|-------|-------|-------|-------|------|
| 2013 | 49.4% | 20.0% | 17.5% | 12.2% | 1.0% |
| 2014 | 50.6% | 19.8% | 17.2% | 11.6% | 0.9% |
| 2015 | 51.8% | 19.9% | 16.4% | 11.0% | 0.9% |
| 2016 | 51.5% | 20.4% | 16.6% | 10.6% | 0.9% |
| 2017 | 53.8% | 20.3% | 14.6% | 10.4% | 1.0% |

二酸化炭素排出量（区域）の推移

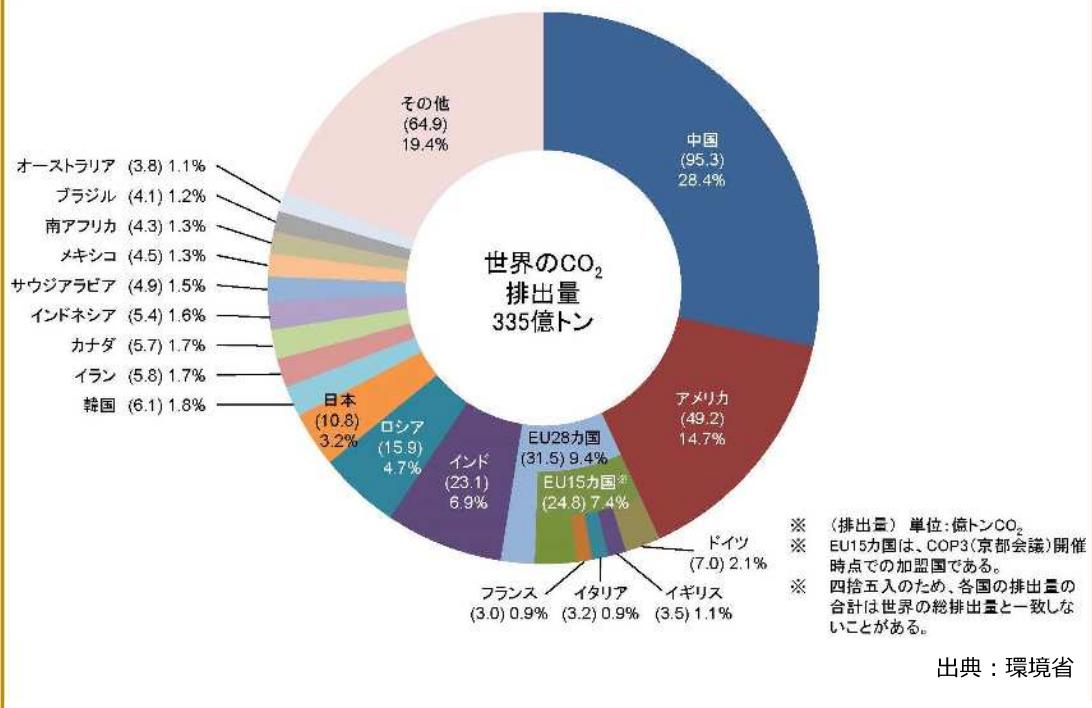
出典：地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト

| 部門     | 対象   |
|--------|--|
| 産業部門   | 製造業、建設業・鉱業、農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出。       |
| 民生業務部門 | 事務所・ビル、商業・サービス業施設等におけるエネルギー消費に伴う排出。            |
| 民生家庭部門 | 家庭におけるエネルギー消費に伴う排出。<br>[注] 自家用自動車からの排出は運輸部門で計上 |
| 運輸部門   | 自動車、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出。                        |
| 廃棄物部門  | 一般廃棄物の焼却に伴う排出。                                 |

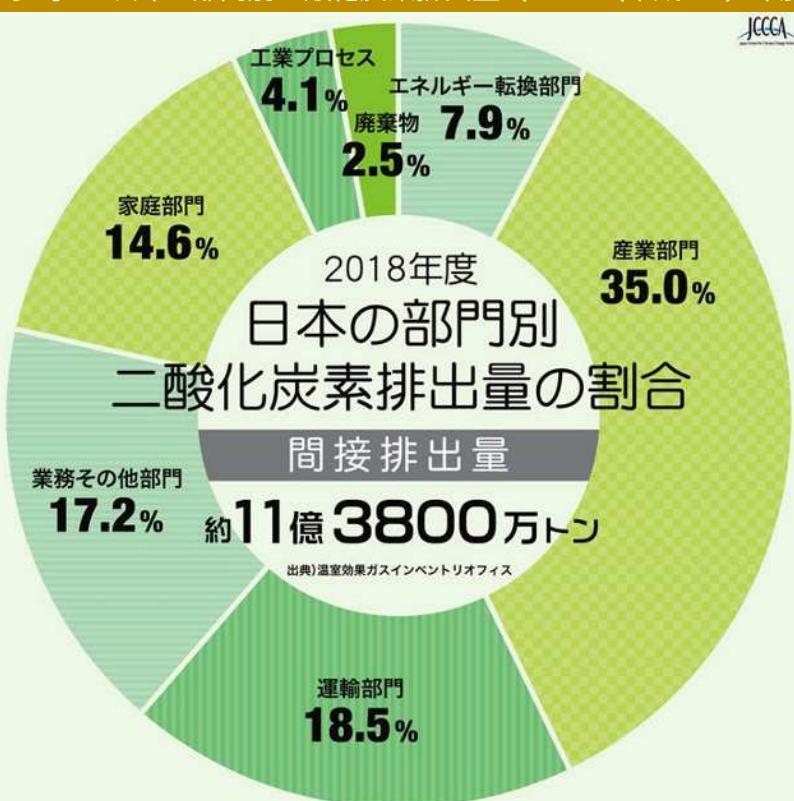
二酸化炭素の排出部門の概要



～参考～ 世界のエネルギー起源二酸化炭素排出量（2018（平成30）年）



～参考～ 日本の部門別二酸化炭素排出量（2018（平成30）年度）



～参考～ 全国主要都市の所在する都道府県と兵庫県の部門二酸化炭素排出量  
(2017（平成29）年度)

[単位：千t-CO<sub>2</sub>]

| 部門  | 北海道    | 宮城県    | 東京都    | 神奈川県   | 愛知県    |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 産業  | 19,301 | 6,352  | 5,581  | 27,804 | 37,852 |
| 運輸  | 10,029 | 4,220  | 10,628 | 9,594  | 12,568 |
| 業務  | 12,973 | 4,273  | 42,439 | 15,297 | 13,339 |
| 家庭  | 14,867 | 3,750  | 19,241 | 11,879 | 10,534 |
| 廃棄物 | 431    | 335    | 1,754  | 869    | 775    |
| 合計  | 57,600 | 18,931 | 79,644 | 65,442 | 75,067 |

[単位：千t-CO<sub>2</sub>]

| 部門  | 大阪府    | 福岡県    | 兵庫県    |
|-----|--------|--------|--------|
| 産業  | 14,325 | 22,641 | 34,201 |
| 運輸  | 10,356 | 8,376  | 7,543  |
| 業務  | 18,980 | 9,022  | 8,519  |
| 家庭  | 13,254 | 6,071  | 6,242  |
| 廃棄物 | 1,267  | 527    | 738    |
| 合計  | 58,182 | 46,637 | 57,243 |



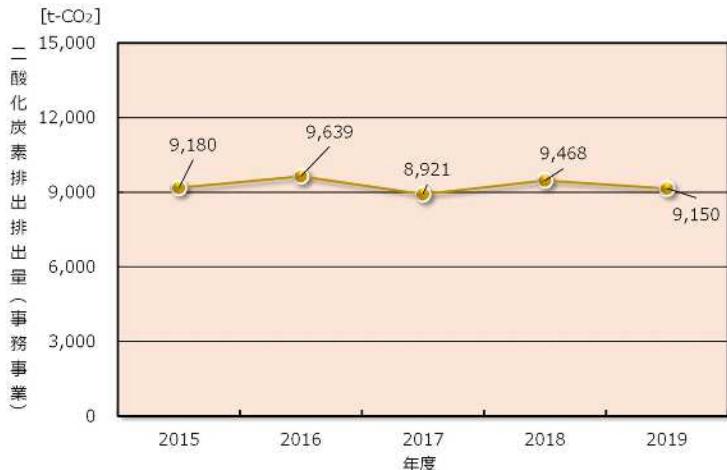
全国の主要都市がある都道府県における二酸化炭素排出量（区域）

出典：地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトを基に作成

〔注〕端数処理の関係で、合計が一致しない。また、各都道府県によって算定方法が異なるため、実際に公表している値とは異なる。

### ~~~~~行政活動における二酸化炭素排出量~~~~~

本市が行政活動を行う際に排出する二酸化炭素の量（事務事業）を見ると、2019（令和元）年度に9,150t-CO<sub>2</sub>となっており、2015（平成27）年度よりも30t-CO<sub>2</sub>減少しています。



二酸化炭素排出量（事務事業）の推移 出典：三木市

### ~~~~~区域における再生可能エネルギーの導入容量~~~~~

市内における再生可能エネルギーの導入容量を見ると、2018（平成30）年度に79,481kWとなつており、2014（平成26）年度よりも46,983kW増加しています。



再生可能エネルギーの導入容量の推移

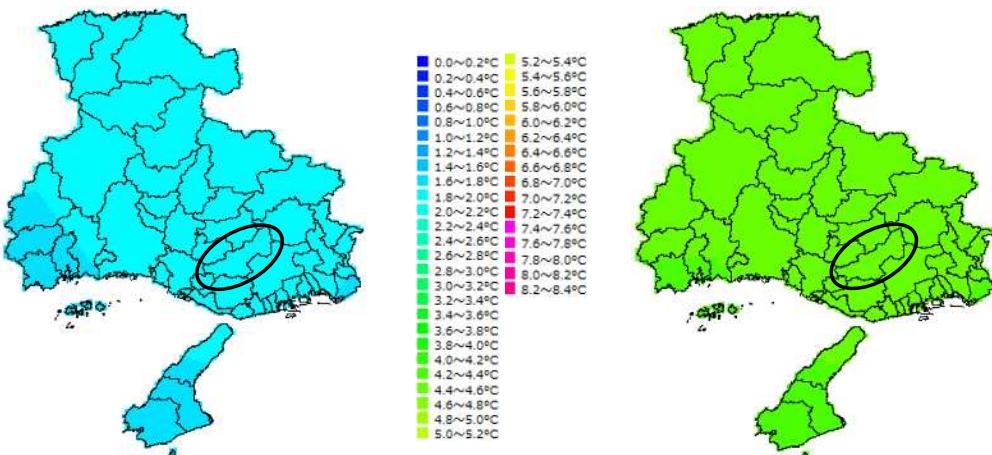
出典：地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト

### ~~~~~気候変動の影響~~~~~

環境省及び国立環境研究所の「気候変動適応情報プラットフォーム」の情報を基に、1981（昭和56）年から2000（平成12）年を基準期間とした今世紀末（2081年～2100年）時点での市内における気候変動の影響に関する予測の主な結果は、次の通りです。

- ①年平均気温…RCP<sup>※</sup>2.6では、年平均気温の上昇が2℃程度に抑えられていますが、RCP<sup>※</sup>8.5では、4℃程度になることが予測されています。

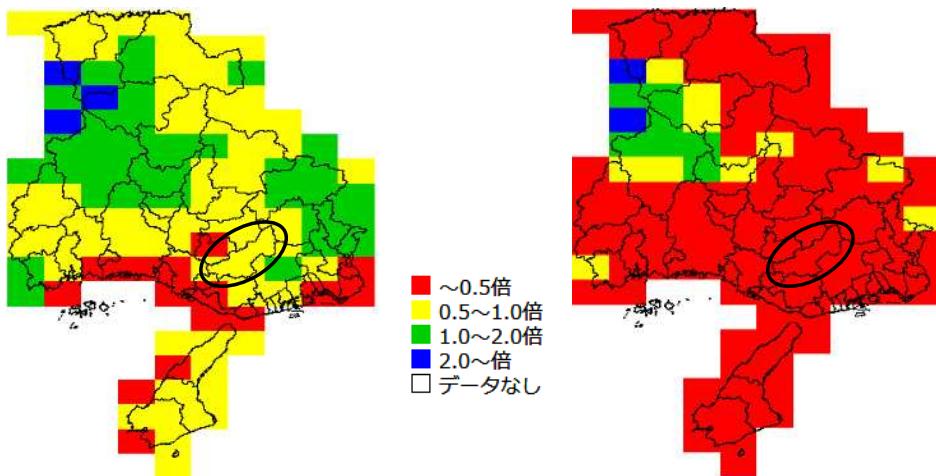
※：Representative Concentration Pathways（代表的濃度経路）の略称。RCPに続く数値が大きいほど、2100年における放射強制力（地球温暖化を引き起こす効果）が大きいことを意味する。



(左) RCP2.6  
今後すぐに強力な温室効果ガスの排出規制行われた場合。

(右) RCP8.5  
温室効果ガスの排出が今後も継続して増加した場合。

②コメ収量（品質重視）…RCP2.6では、コメの収量（品質）が0.5倍～1.0倍程度に抑えられていますが、RCP8.5では、0.5倍程度になることが予測されています。



(左) RCP2.6  
今後すぐに強力な温室効果ガスの排出規制を行われた場合。

(右) RCP8.5  
温室効果ガスの排出が今後も継続して増加した場合。

[注] 本予測結果については、特定のシナリオに基づく予測であり、種々の要因により、実際とは異なる現象が起こる可能性（不確実性）を含む。

## ~~~~~熱中症患者数~~~~~

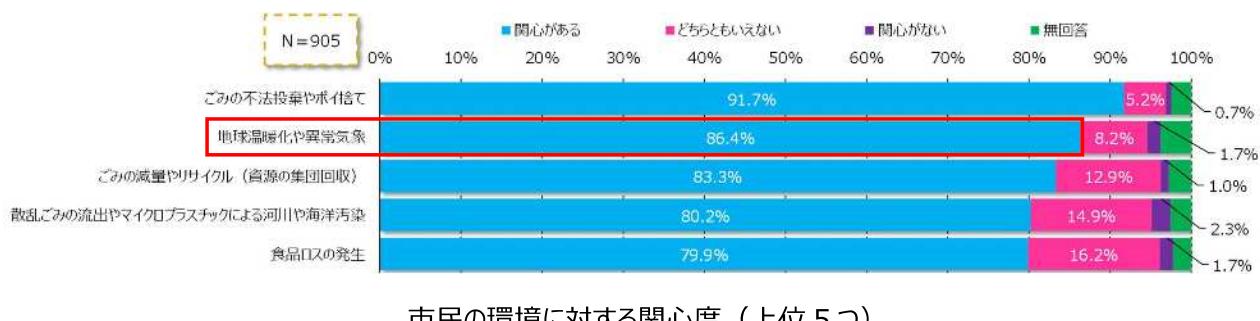
市内における救急搬送された熱中症患者数を見ると、2019（令和元）年に 80 人となっており、2015（平成 27）年より 5 人増加しています。2019（令和元）年の内訳では、軽症が 65 人で最も多く、次いで、中等症の 14 人、重症の 1 人となっています。



救急搬送された熱中症患者数の推移 出典：三木市

## ~~~~~市民の環境への関心~~~~~

市民のアンケート調査結果を見ると、地球温暖化や異常気象に関心があるとの回答が多くなっています。



市民の環境に対する関心度（上位 5 つ）

## (2) 課題

- 行政活動及び市域の二酸化炭素排出量は減少していますが、今後も削減に向けて市民、事業者、行政のそれぞれが連携し、国が提唱する「COOL CHOICE」などの省エネルギー行動を行うことが必要です。
- 再生可能エネルギーの導入容量は増加していますが、今後も引き続き、環境負荷の低いエネルギー利用に努めていくことが必要です。
- 地球温暖化や異常気象に対する市民の関心は高く、温室効果ガスの排出抑制策と熱中症予防などの気候変動の影響に適応できるように取り組むことが必要です。

## 2. 自然共生

### (1) 現状

#### 動植物

兵庫県では、地域版レッドデータブックとして、2003（平成15）年に「改訂・兵庫の貴重な自然－兵庫県版レッドデータブック2003－」が作成されました。その後、新たな生物情報の蓄積が進んできたことから、2011（平成23）年度は昆虫類、2012（平成24）年度は鳥類、2013（平成25）年度は貝類及びその他無脊椎動物（昆虫類、クモ類を除く）、2014（平成26）年度から2016（平成28）年度にかけて哺乳類、爬虫類、両生類、魚類及びクモ類について改訂作業が行われ、新たなレッドリストが公表されました。同レッドリストによれば、市内に生息が確認されている絶滅のおそれのある動物は、115種となっています。

また、植物については、2017（平成29）年度から改訂作業が行われ、2020（令和2）年度に新たなレッドリストが公表されました。同レッドリストによれば、市内に生育が確認されている絶滅のおそれのある植物は、115種となっています。

単位：[種]

| 動物    |     |     |     |
|-------|-----|-----|-----|
| 区分    |     | 市内  | 県内  |
| 脊椎動物  | 哺乳類 | 2   | 18  |
|       | 鳥類  | 50  | 153 |
|       | 爬虫類 | -   | 9   |
|       | 両生類 | 4   | 16  |
|       | 魚類  | 11  | 56  |
| 無脊椎動物 | 昆虫類 | 38  | 292 |
|       | クモ類 | 1   | 41  |
|       | 貝類  | 7   | 153 |
|       | その他 | 2   | 65  |
| 合計    |     | 115 | 803 |

単位：[種]

| 植物    |      |     |       |
|-------|------|-----|-------|
| 区分    |      | 市内  | 県内    |
| 維管束植物 | シダ植物 | 5   | 98    |
|       | 裸子植物 | -   | 2     |
|       | 被子植物 | 103 | 709   |
| 蘚苔類   | 苔類   | 1   | 50    |
|       | 蘚類   | -   | 92    |
| 藻類    | 淡水藻類 | 4   | 33    |
|       | 海藻類  | -   | 14    |
| 菌類    |      | 2   | 44    |
| 合計    |      | 115 | 1,042 |

絶滅のおそれのある動植物の確認種数

出典：兵庫県版レッドリスト



## ~~~~~有害鳥獣~~~~~

市内における有害鳥獣の捕獲頭数を見ると、2019（令和元）年度に2,889頭となり、2015（平成27）年度より1,418頭増加しています。

また、被害面積は、2019（令和元）年度に100haとなっており、2017（平成29）年度より27ha増加しています。



有害鳥獣捕獲頭数・被害面積の推移 出典：三木市

[注] 被害面積については、鳥獣害アンケートにより把握した被害（割合）と作付面積を基に算出。

## ~~~~~自然とのふれあい~~~~~

市内には、「兵庫県立三木山森林公園」があり、東播磨地域の里地・里山の復元を目指し、園内にススキやチガヤの草原等が造成され、沢山の植物や昆虫、鳥が生きる場づくりが行われると同時に、カエルやメダカを間近に観察できる池や水辺空間の整備が進められています。同園については、環境省により、「生物多様性保全上重要な里地里山」として選定されています。選定理由としては、生物多様性に富んだ公園づくりに取り組んでおり、森林、草原、水辺など多様な動植物の生息空間が形成され、里地里山に特徴的な動植物が多く生息しているためとされています。

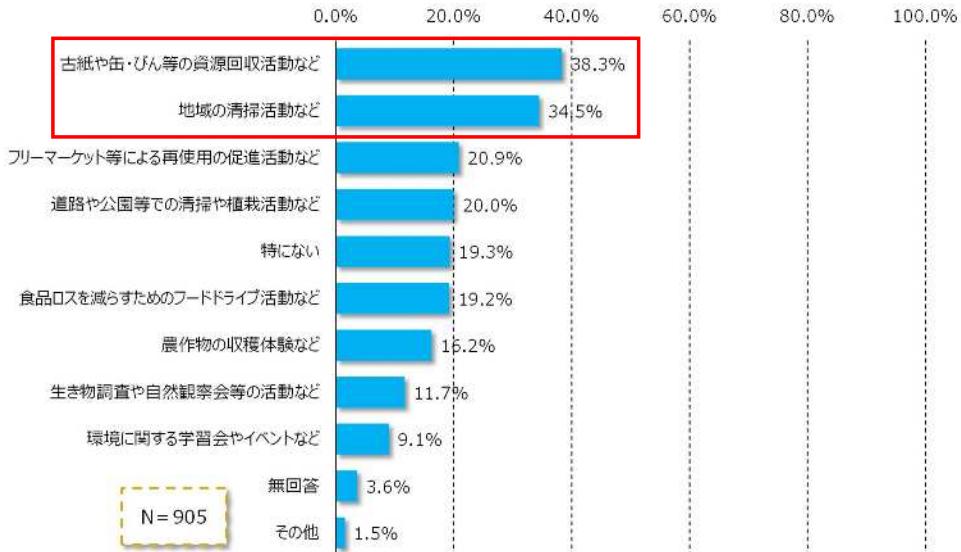
また、他にも増田ふるさと公園や学校の子どもたちが自然とふれあうことのできるビオトープなどの設置や整備が行われています。



兵庫県立三木山森林公園

## ~~~~~市民が取り組んでみたい活動~~~~~

市民のアンケート調査結果を見ると、古紙や缶・びん等の資源回収活動や地域の清掃活動に取り組んでみたい方の割合が多くなっています。



市民が取り組んでみたい活動

### (2) 課題

- 生きもの調査や自然観察会等の活動などに取り組んでみたい市民の割合は11.7%でしたが、この度のアンケート調査では、その内の76.0%が30代から60代の方でした。そのため、希少野生動植物の保護活動に取り組む市民や民間団体等と連携・協力し、子どもたちも一緒に参加できるような取組を検討するとともに親子や家族連れなど、二世代、三世代交流ができるような活動に対する積極的な支援や仕組みづくりに努める必要があります。(83ページにクロス集計結果掲載)
- 外来生物については、兵庫県や周辺自治体等の関係機関と連携の上、情報共有と侵入防止対策に努めていく必要があります。
- イノシシをはじめとする有害鳥獣や農作物に被害をもたらすアライグマなどへの対策として、防護柵の効果的な設置、個体数の調整、狩猟免許の取得費用の助成による新規狩猟者の育成などに取り組んでいくことが必要です。
- 自然とのふれあいの場については、関係機関と連携の上、施設の維持管理をはじめとした整備と同時に、体験型の環境学習の開催などによる有効活用を進めいくことが必要です。
- 農作物の地産地消に向けて、直売所での販売による流通や学校給食での積極的な利用に努めていくとともに、環境への影響が少ない農業に取り組んでいく必要があります。同時に、農業従事者に対する技術指導をはじめとした各種支援を実施していくことが求められます。

### 3. 資源循環

#### (1) 現状

##### ～～～～～ごみの総排出量～～～～～

市内におけるごみの総排出量を見ると、2019（令和元）年度に28,925tとなっており、2015（平成27）年度よりも1,928t減少しています。

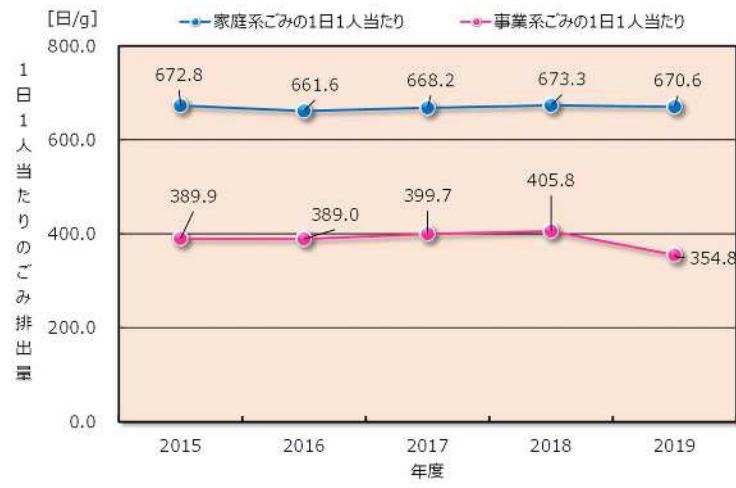
また、2019（令和元）年度の排出量の割合では、家庭系ごみが65.4%、事業系ごみが34.6%となっています。



##### ～～～～～1日1人当たりのごみの排出量～～～～～

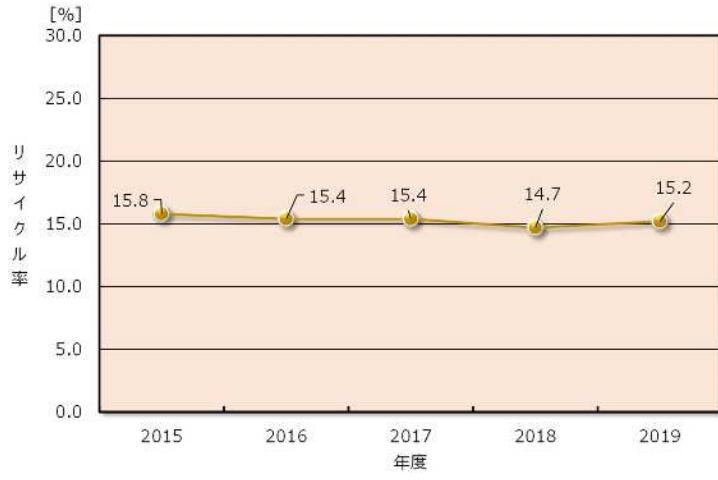
1日1人当たりのごみの排出量を見ると、2019（令和元）年度に家庭系ごみは670.6gとなっており、2015（平成27）年度よりも2.2g減少しています。事業系ごみについては、2019（令和元）年度に354.8gとなっており、2015（平成27）年度よりも35.1g減少しています。

また、家庭系ごみと事業系ごみを合わせた1日1人当たりの排出量は、2019（令和元）年度に1,025.4gとなっており、2015（平成27）年度の1,062.7gから37.3g減少しています。



リサイクル率

本市のリサイクル率を見ると、2019（令和元）年度に 15.2%となっており、2015（平成 27）年度よりも 0.6%減少しています。



## リサイクル率の推移

出典：三木市

## ～～～～～～～～～～～～～地域における資源の集団回収活動～～～～～～～

本市では、ごみの減量化及び資源化、リサイクル意識の向上による集団回収運動の活性化を図るため、資源ごみの集団回収を行う市内の団体に対し、集団回収運動奨励金とリサイクル活動奨励金を交付しています。

| 年    | 申請団体数 |
|------|-------|
| 2003 | 103   |
| 2004 | 111   |
| 2005 | 110   |
| 2006 | 110   |
| 2007 | 106   |

その集団回収運動奨励金に係る申請団体数を見ると、2019(令和元)年度に106団体となっており、2015(平成27)年度より3団体増加しています。



集団回収運動奨励金の申請団体数の推移 出典：三木市

ごみに関する啓発活動

本市では、「広報みき」やホームページ、スマートフォンアプリを活用し、ごみの分別や収集後の処理の流れなどの情報発信に努めています。

また、自治会を通じたごみカレンダーの配布や転入者に対してごみなんでも帳を配布しています。

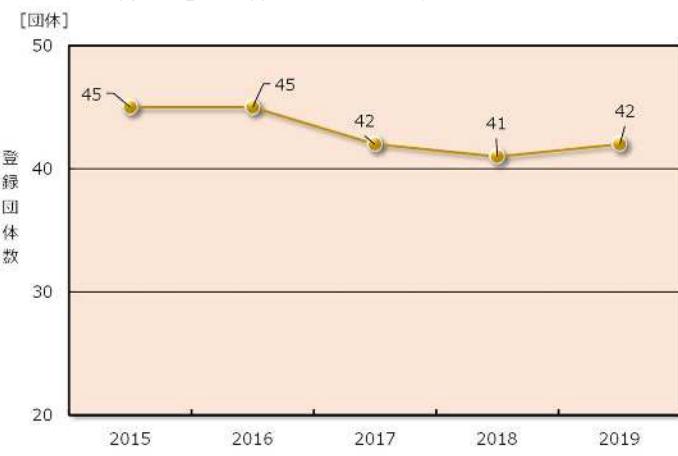


ごみカレンダー

## ~~~~~地域における美化活動~~~~~

本市では、市民や事業者に「アドプト制度※」の活用や「三木市クリーンボランティア」に登録いただき、地域の道路や公園等の公共ゾーンの清掃など、地域の美化活動に参画いただいています。

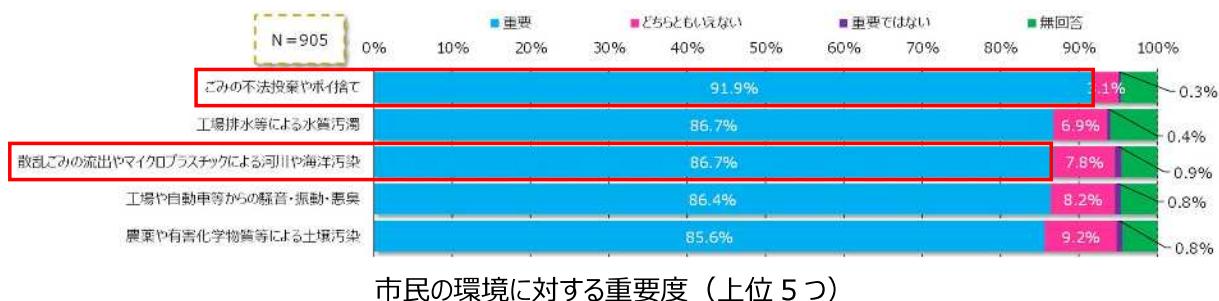
その「三木市クリーンボランティア」の登録団体数を見ると、2019（令和元）年度に42団体となっており、2015（平成27）年度より3団体減少しています。



クリーンボランティア登録団体数の推移 出典：三木市

## ~~~~~市民の重要な環境~~~~~

市民のアンケート調査結果を見ると、典型7公害の他に、ごみの不法投棄やポイ捨て、散乱ごみやマイクロプラスチックによる河川や海洋汚染を重要な環境問題と捉えているとの回答が多くなっています。



市民の環境に対する重要度（上位5つ）

## (2) 課題

- ごみの不法投棄やポイ捨て、散乱ごみやマイクロプラスチックによる河川や海洋汚染を重要な環境問題として捉えている市民は多く、日頃から、ごみの排出抑制や減量化に向けた意識が持てるよう、食品ロスやプラスチックごみを含む3Rに資する意識啓発に努めていく必要があります。
- 市内から排出されるごみの量は減少しつつあります。今後も引き続き、ごみの資源化に向けた分別排出の徹底などの市民への啓発とともに、資源の集団回収の拡充に継続して取り組んでいく必要があります。
- 今後も引き続き、環境美化ボランティアの普及に努め、地域の環境美化に取り組むことが求められます。

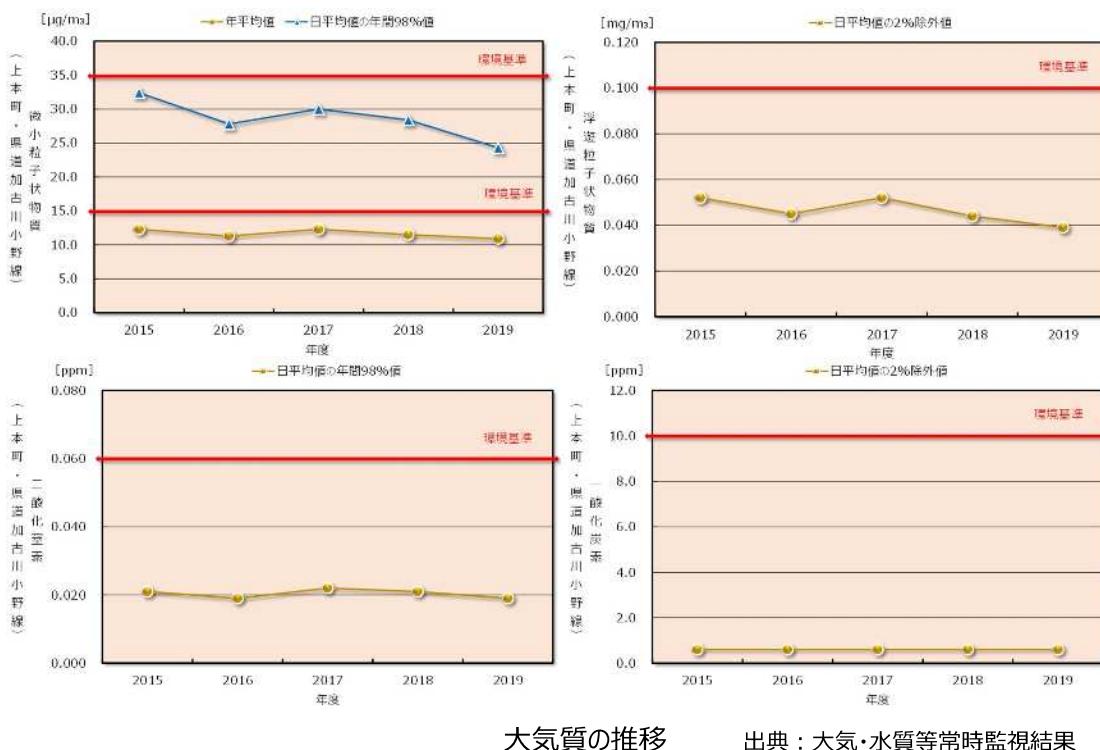
※：養子縁組の意味で、道路や公園等の公共空間を養子とみて、市民が里親となって、自分の子どもの様に世話ををする制度。

## 4. 安全・快適

### (1) 現状

#### ~~~~~大気質~~~~~

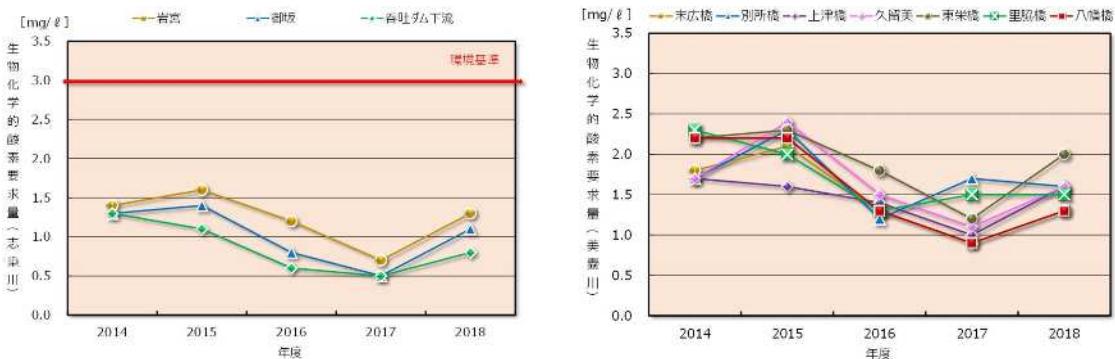
兵庫県が設置している小野市内の県道小野加古川線沿道の上本町局において、微小粒子状物質 (PM2.5)、浮遊粒子状物質 (SPM)、二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)、一酸化炭素 (CO) 等の大気汚染物質の常時監視を行っており、近年は全て環境基準を達成しています。



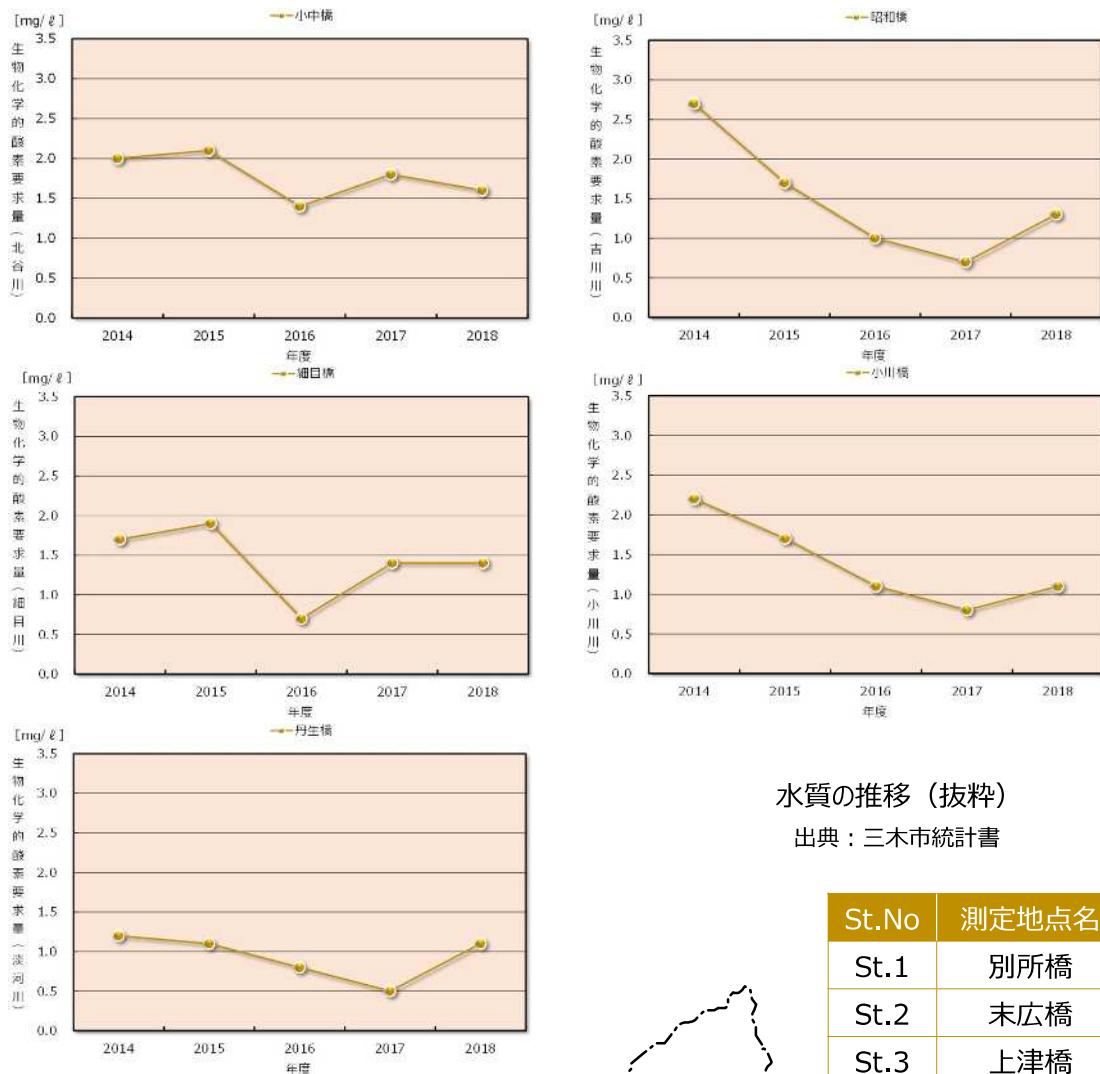
出典：大気・水質等常時監視結果

#### ~~~~~水質~~~~~

本市では、市内を流れる河川を対象に合計 15 地点で水質測定を毎年 4 回行っています。水質汚濁の代表的な指標である生物化学的酸素要求量 (BOD) で見ると、近年はすべての観測視点で環境基準を達成しています。



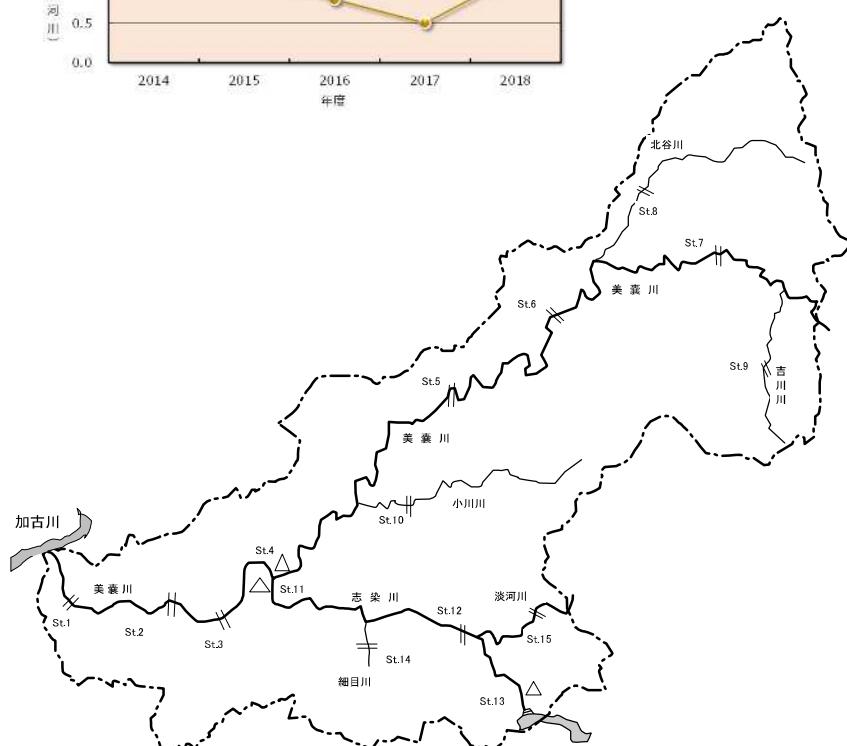
[注] 生物化学的酸素要求量 (BOD) に関する環境基準の類型が指定されている河川は、市内においては志染川のみ。



### 水質の推移 (抜粋)

出典：三木市統計書

| St.No | 測定地点名  |
|-------|--------|
| St.1  | 別所橋    |
| St.2  | 未広橋    |
| St.3  | 上津橋    |
| St.4  | 久留美    |
| St.5  | 東栄橋    |
| St.6  | 里脇橋    |
| St.7  | 八幡橋    |
| St.8  | 小中橋    |
| St.9  | 昭和橋    |
| St.10 | 小川橋    |
| St.11 | 岩宮     |
| St.12 | 御坂     |
| St.13 | 呑吐ダム下流 |
| St.14 | 細目橋    |
| St.15 | 丹生橋    |

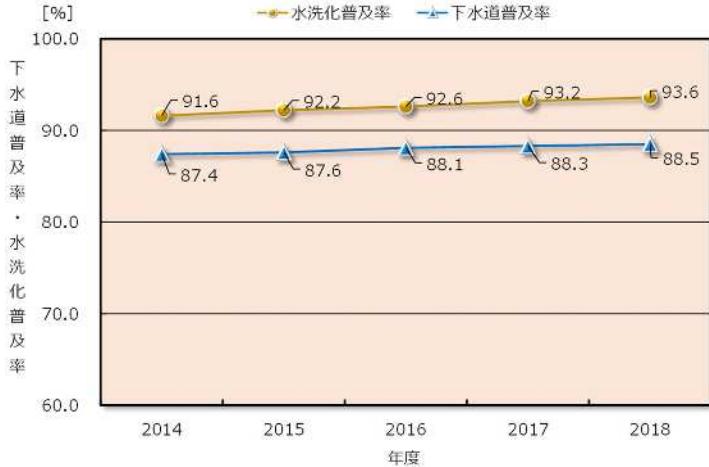


水質の測定地点

## ~~~~~下水道~~~~~

市内における水洗化率を見ると、2018（平成 30）年度に 93.6% となっており、2014（平成 26）年度よりも 2.0% 増加しています。

また、下水道普及率は、2018（平成 30）年度に 88.5% となっており、2014（平成 26）年度よりも 1.1% 増加しています。



下水道普及・水洗化率の推移 出典：三木市統計書

## ~~~~~公害苦情の発生状況~~~~~

本市における公害苦情の発生状況を見ると、2018（平成 30）年度に 12 件となっており、2014（平成 26）年度よりも 3 件増加しています。2018（平成 30）年度の内訳では、悪臭に関するものが 6 件と最も多くなっています。

| 項目   | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 | 2017 年度 | 2018 年度 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 大気汚染 | -       | -       | -       | -       | -       |
| 水質汚濁 | 5 件     | 2 件     | 3 件     | -       | 1 件     |
| 騒音   | 2 件     | 4 件     | 3 件     | 1 件     | 5 件     |
| 振動   | -       | -       | -       | -       | -       |
| 悪臭   | 2 件     | -       | 2 件     | 2 件     | 6 件     |
| その他  | -       | -       | 1 件     | 4 件     | -       |
| 総数   | 9 件     | 6 件     | 9 件     | 7 件     | 12 件    |

公害苦情の発生状況の推移 出典：三木市統計書

## ~~~~~空家の発生状況~~~~~

本市における空家の発生状況を見ると、2018（平成 30）年に 4,050 戸となっており、2008（平成 20）年より 1,330 戸増加しています。

また、市内の住宅総数に占める空き家率は、2018（平成 30）年に 12.4% となっており、2008（平成 20）年より 3.5% 増加しています。



空家数及び空家率の推移 出典：総務省統計局「住宅・土地統計調査」

## ~~~~~文化財の状況~~~~~

市内には、重要文化財として、国指定のものが 7 件、国登録のものが 7 件、兵庫県指定のものが 13 件、三木市指定のものが 18 件存在しています。

| 種別      | 名称                      | 種別   | 指定年月日            |
|---------|-------------------------|------|------------------|
| 国<br>指定 | 木造毘沙門天立像(伽耶院)           | 彫刻   | 1914 年 8 月 25 日  |
|         | 伽耶院（伽耶院）：本堂・多宝塔・三坂明神社本殿 | 建造物  | 1975 年 6 月 23 日  |
|         | 東光寺本堂（東光寺）              | 同上   | 1952 年 7 月 19 日  |
|         | 天津神社本殿（天津神社）            | 同上   | 1926 年 4 月 19 日  |
|         | 歡喜院聖天堂（歡喜院）             | 同上   | 1967 年 6 月 15 日  |
|         | 稻荷神社本殿（稻荷神社）            | 同上   | 1979 年 5 月 21 日  |
| 国<br>登録 | 三木城跡及び付城跡・土壘（三木市等）      | 史跡   | 2013 年 3 月 27 日  |
|         | 旧玉置家住宅（三木市）             | 建造物  | 2002 年 2 月 14 日  |
|         | 小河家住宅（三木市）              | 同上   | 2006 年 11 月 29 日 |
|         | 小河氏庭園（三木市）              | 名勝   | 2007 年 2 月 6 日   |
|         | 播州三木の鍛冶用具と製品（三木市）       | 有形民俗 | 2013 年 3 月 12 日  |
|         | 三寿ゞ刃物製作所（個人）            | 建造物  | 2014 年 4 月 25 日  |
|         | 旅亭文市楼（個人）               | 同上   | 2018 年 5 月 10 日  |
|         | 黒田清右衛門商店（個人）            | 同上   | 2019 年 12 月 5 日  |

市内の重要文化財の指定・登録状況（1/2）

出典：三木市統計書

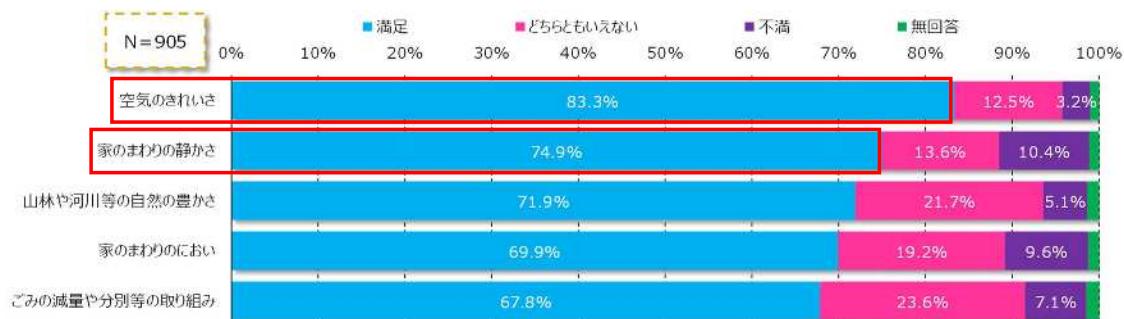
| 種別        | 名称                                 | 種別   | 指定年月日       |
|-----------|------------------------------------|------|-------------|
| 兵庫県<br>指定 | 銅鐘(慈眼寺)                            | 工芸品  | 1961年5月12日  |
|           | 銅鐘(蓮花寺)                            | 同上   | 1962年6月15日  |
|           | 銅製經筒(高男寺自治会)                       | 考古資料 | 同上          |
|           | 密教院鎮守社(密教寺)                        | 建造物  | 1967年3月31日  |
|           | 東光寺多宝塔(東光寺)                        | 同上   | 1966年3月22日  |
|           | 法光寺五輪塔(法光寺)                        | 同上   | 1972年3月24日  |
|           | 法光寺鬼面(法光寺)                         | 彫刻   | 1973年3月9日   |
|           | 法光寺文書3巻(37通)(法光寺)                  | 書跡   | 1976年3月23日  |
|           | 法光寺境内出土五輪泥塔(法光寺)                   | 考古資料 | 1972年3月24日  |
|           | 吉川若宮神社のヤホー神事(若宮神社宮座中)              | 無形民俗 | 1977年3月29日  |
|           | 伽耶院開山堂(伽耶院)                        | 建造物  | 2010年3月19日  |
|           | 桐唐草格子文様片身替小袖(本長寺)                  | 工芸品  | 2017年3月14日  |
| 三木市<br>指定 | 旧小河氏庭園(三木市)                        | 名勝   | 2018年3月20日  |
|           | 高篠出土小銅鐸(市教育委員会)                    | 考古資料 | 1991年8月21日  |
|           | 伽耶院行者堂(伽耶院)                        | 建造物  | 1992年7月15日  |
|           | 正法寺山出土瓦塔片一括資料(市教育委員会)              | 考古資料 | 1996年2月21日  |
|           | 競馬・遊楽図屏風(八曲一双)(金剛寺)                | 絵画   | 1999年3月17日  |
|           | 蓮花寺鬼踊り(蓮花寺鬼踊り保存会)                  | 無形民俗 | 2002年4月19日  |
|           | 愛宕山古墳(下石野5号墳)(三木市)                 | 史跡   | 2004年4月19日  |
|           | 三木合戦軍図絵解き(法界寺)                     | 無形民俗 | 2005年8月26日  |
|           | 新宮神社石槌(新宮神社)                       | 歴史資料 | 2006年2月23日  |
|           | 法光寺銅鐘(法光寺)                         | 工芸品  | 同上          |
|           | 東光寺銅鐘(東光寺)                         | 同上   | 同上          |
|           | 秀吉制札(三木市)                          | 歴史資料 | 2008年7月23日  |
|           | 大宮八幡宮例大祭宮入宮出の屋台練り<br>(大宮八幡宮秋祭り大当番) | 無形民俗 | 2009年9月16日  |
|           | 二天門(中門)(伽耶院)                       | 建造物  | 2010年11月17日 |
|           | 鉄燈(雲龍寺)                            | 工芸品  | 同上          |
|           | 東播八郡總兵別所府君墓表(法界寺)                  | 建造物  | 2019年11月20日 |
|           | 木造不動明王立像(伽耶院)                      | 彫刻   | 2020年4月15日  |
|           | 木造不動明王立像(伽耶院)                      | 同上   | 同上          |
|           | 木造三宝荒神立像(伽耶院)                      | 同上   | 同上          |

市内の重要文化財の指定・登録状況(2/2)

出典:三木市統計書

## ～～

市民のアンケート調査結果を見ると、空気のきれいさ、家のまわりの静かさなど、身の回りの環境に満足しているとの回答が多くなっています。



環境に対する市民の満足度（上位 5 つ）

## (2) 課題

- 大気汚染や水質汚濁の防止のため、兵庫県、周辺自治体等と連携し、情報収集と市民等への情報提供に努めていくことが重要です。
- 今後も引き続き、地域特性を踏まえた公共下水道に関する整備事業を推進し、効率的な汚水処理体制の実現と、地域の実情に即した排水処理施設の整備に努めていくことが求められます。
- 市内においては、空気のきれいさや家のまわりの静かさなど、身の回りの環境に満足している市民の割合は多くなっていますが、今後も継続して安全で快適な住環境の確保に向けて、公害対策に努めていくことが必要です。
- 市内の空家や空地については、発生抑制、適切な管理及び利活用に取り組んでいく必要があります。
- 市内に残る貴重な歴史的文化財等の価値の高い資源の保存と活用を進めると同時に、内外に向けた PR 活動に取り組み、歴史を活かしたまちづくりを進めていくことが重要です。

## 5. 地域力

## (1) 現状

兵庫県の「環境教育実践発表大会・グリーンスクール表彰」では、先進校の事例発表や講演、環境教育の成果や課題等の情報交換の実施、特色ある優れた実践を行う学校の表彰などが行われています。2015（平成27）年度には、グリーンスクール奨励賞表彰校の4校の1つに、米作りを通じて地域に愛着と誇りを持てる児童を育成する活動が評価された三木市立志染小学校が選ばれています。

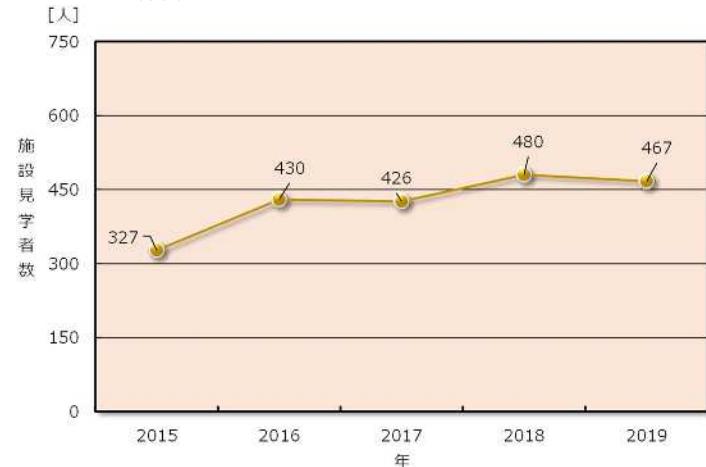
また、人格形成の基礎が培われる幼児期に自然体験を通じ、生命の大切さや資源を大切にするなど、環境に配慮した生活習慣を育成することを目的に、乳幼児期における環境学習「ひょうごっこグリーンガーデン」を取り組んでいます。



## 三木市立志染小学校の取り組みの様子

～～～～～～～～～～～～～～～三木市清掃センター～～～～～～～～～～～

三木市清掃センターでは、環境学習の一環として、市内の小学生などの施設見学を受け入れています。同施設の見学者数の状況を見ると、2019（令和元）年に 467 人となっており、2015（平成 27）年より 140 人増加しています。



三木市清掃センターの見学者数の推移 出典：三木市

本市では、毎年「みきボランタリーフェスタ」を開催し、市民力を高め、地域の様々な課題の解決を図る取り組みが行われています。同イベントでは、各種体験型の催しなどが行われており、環境に関するものでは地球温暖化防止の啓発、エコ石鹼の販売などが行われています。

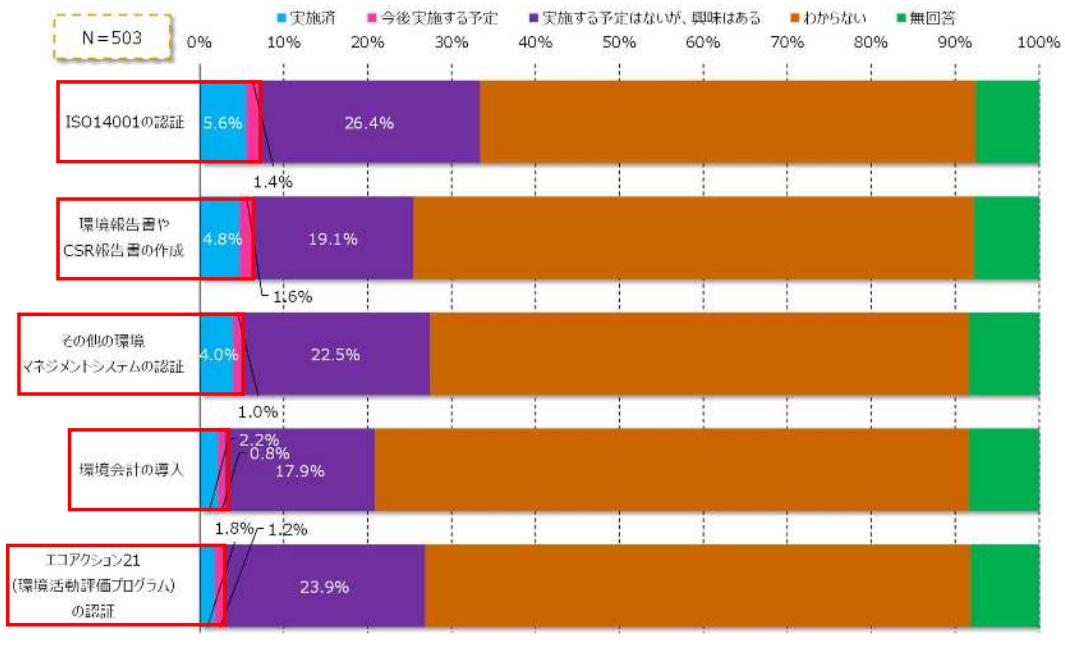
また、「三木金物まつり」の開催時にも官公庁コーナーにおいて、環境に関する展示などが行われています。



## 地球温暖化防止活動展の様子

## ~~~~事業所における取り組み~~~~

事業者のアンケート調査結果を見ると、環境に配慮した経営管理に取り組んでいる事業所の割合は少なく、普及が進んでいない状況ですが、興味はあるとの回答も一定数あります。



事業所における環境に配慮した経営管理の実施状況

## (2) 課題

- 次世代を担う子どもたちをはじめとした幅広い世代への環境学習の機会を充実させるとともに、地域での環境学習や環境保全活動に取り組む人材の育成と活躍の場の提供に努めていく必要があります。
- 「みきボランタリーフェスタ」や「三木金物まつり」などのイベントの機会を活用し、市民の環境への意識の高揚を図ることが重要です。
- 事業所における「ISO14001<sup>\*1</sup>」や「エコアクション21<sup>\*2</sup>」等の環境に配慮した経営管理への取り組み状況は低くなっていますが、興味はあるとの回答が一定数あることから、事業者に対する周知の実施や支援に努めていく必要があります。
- 地域が複雑に絡み合う海洋ごみや大気汚染等の広域的な環境に関する問題については、近隣自治体をはじめ、国や兵庫県と連携及び協力した体制の構築を模索し、「SDGs」の各目標への貢献や「地域循環共生圏」の創出に資する取り組みを進め、課題の解決を図ることが重要です。

\*1：環境マネジメントシステムの仕様（スペック）を定めた規格であり、ISO 規格に沿った環境マネジメントシステムを構築する際に守らなければいけない事項が盛り込まれている。

\*2：環境省が定めた環境経営システムに関する第三者認証・登録制度。

# ►► 第4章 環境像と基本目標 ◀◀

## 1. 環境像

本市は、歴史的な資源、自然、産業、交通にも恵まれ、人々が生活しやすい環境が整っており、これまで、そうした地域の有する恩恵を受けてきました。

一方、人々が行う日々の生活や経済活動等は、環境に対して多くの負担をかけ、地域の自然環境や生活環境、さらには、温暖化問題などの地球全体の環境にも大きな影響を与えてています。

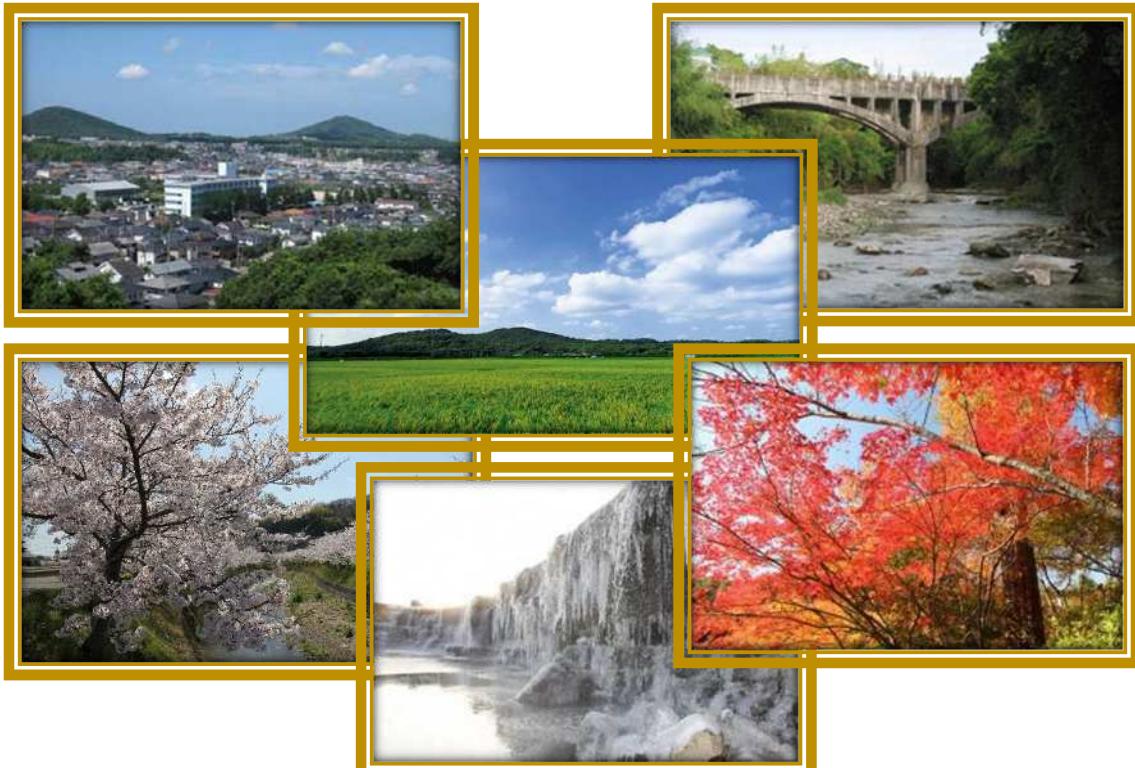
本市の恵まれた環境を守り、今後も将来の世代に引き継いでいくためには、環境への負担を減らし、持続的な社会を築いていかなければなりません。

今後も地域の恵まれた環境と共生していくために、本市に集う全ての人々が環境に対して関心を持ち続け、自らの生活や事業活動と環境との関わり合いを改めて認識し、市民、事業者及び行政等の各主体が連携しつつ、少しでも環境にやさしい取り組みを行っていくことが必要です。

そこで、本市がめざす環境像を次のように設定します。

### 自然共生と資源循環による「うるおい豊かな環境」を 守りつなぐまち 三木

第4章



## 2. 基本目標

めざす環境像を実現するため、以下の5つの基本目標を設定して市民、事業者等と連携し合いながら、各分野で取り組みを進めます。

なお、「SDGs」については、国際社会をはじめ、国や兵庫県においても取り組みが実施されています。本市としても「SDGs」の各目標がめざす内容に貢献できるよう、環境分野の側面からも取り組みを進めます。



### 1. 地球温暖化対策に取り組む低炭素なまち

みんなで省エネルギー行動の実践や再生可能エネルギーの利用等の環境にやさしい生活様式や事業活動を実践するとともに、気候変動の影響への適応策を推進し、2050年までに市内の二酸化炭素排出実質ゼロをめざします。

【主に関連する SDGs の目標】

3 すべての人に  
健康と福祉を



7 エネルギーをみんなに  
そしてクリーンに



9 産業と技術革新の  
基盤をつくろう



11 住み続けられる  
まちづくりを



13 気候変動に  
具体的な対策を



### 2. 生物多様性に配慮した自然と共生するまち

希少な野生動植物の保護、外来生物や有害鳥獣対策など、地域の生態系の保全に努めるとともに、自然とふれあいの場の創出による生物多様性とのつながりを意識した取り組みを進めます。

【主に関連する SDGs の目標】

8 働きがいも  
経済成長も



11 住み続けられる  
まちづくりを



15 陸の豊かさも  
守ろう





### 3. 3Rの推進による資源が循環するまち

みんなが連携し食品ロスの削減やプラスチックごみの発生抑制対策等のごみの減量化に努めるとともに資源が循環するまちをめざします。

**【主に関連する SDGs の目標】**

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
| <b>2 貧困をゼロに</b><br> | <b>11 住み続けられるまちづくりを</b><br> | <b>12 つくる責任つかう責任</b><br> | <b>14 海の豊かさを守ろう</b><br> |
|--|--|--|--|



### 4. 地域の良好な環境を創出する安全・快適なまち

良好な大気、水等の確保、空家や空地の発生抑制対策及び不法投棄の防止対策など、健康かつ、安全な生活環境の創出に努めるとともに、市内の景観資源や歴史的な文化財等の保全と継承に取り組み、人々が快適に暮らせるまちをめざします。

**【主に関連する SDGs の目標】**

|  |   |  |
|--|---|--|
| <b>3 すべての人に健康と福祉を</b><br> | <b>6 安全な水とトイレを世界中に</b><br> | <b>11 住み続けられるまちづくりを</b><br> |
|--|---|--|



### 5. 地域のみんなの力で環境を良くするまち

家庭をはじめ、学校や職場、地域活動等の場で、みんなが環境について積極的に学び、環境にやさしいライフスタイルやビジネススタイルを実践するエコなまちをめざします。

**【主に関連する SDGs の目標】**

|   |  |  |
|---|--|--|
| <b>4 質の高い教育をみんなに</b><br> | <b>11 住み続けられるまちづくりを</b><br> | <b>17 パートナーシップで目標を達成しよう</b><br> |
|---|--|--|



# ► 第5章 環境施策 ◀

環境像

基本目標

方向性

1. 地球温暖化対策に取り組む低炭素なまち



(1) 行政による地球温暖化対策の実施

(2) 地域での地球温暖化対策の実施

(3) 気候変動による影響への対応

2. 生物多様性に配慮した自然と共生するまち



(1) 生物多様性の保全

(2) 自然とふれあう場の創出

(3) 農地の保全

3. 3Rの推進による資源が循環するまち



(1) ごみの減量化の推進

(2) ごみの分別と資源化の推進

(3) ごみの適正処理の推進

4. 地域の良好な環境を創出する安全・快適なまち



(1) 公害の発生防止

(2) 居住環境と地域の景観資源の保全

(3) 空家や空地の発生防止

(4) 歴史・文化資源の保全と継承

5. 地域のみんなの力で環境を良くするまち



(1) 環境教育・環境学習の推進

(2) 地域での環境保全活動の促進

(3) 分野横断的な取り組み

自然共生と資源循環による「うるおい豊かな環境」を守りつなぐまち 三木



## 施策

## 主に関連する SDGs の目標

公共施設の省エネルギー化の推進、公共施設における再生可能エネルギーの利用、次世代自動車の調達、職員の意識の向上



地球温暖化に関する周知、再生可能エネルギーの利用、省エネルギー化の促進、環境産業の促進、次世代自動車の利用、公共交通機関及び自転車の利用、フロン類対策の実施



豪雨対策の推進、熱中症対策の実施、感染症対策の実施、災害発生時の非常用電源の確保

希少種の保護、動植物の生息・生育環境の整備、特定外来生物対策の実施、有害鳥獣対策の実施



自然体験活動や自然観察会の開催、里山の保全・再生

農地の有効利用の促進、環境への影響が少ない農業の普及、地産地消の推進

家庭系ごみの発生抑制に向けた取り組み、再使用に関する取り組み、事業系ごみの発生抑制に向けた取り組み



分別の徹底、店頭回収の推進、小型家電の再生利用の推進、資源ごみ集団回収運動等の推進



収集体制等の整備、適正処理の推進、周知方法の工夫、災害廃棄物対策の実施

大気質の保全、水質の保全、騒音・振動の発生防止、土壤の保全、悪臭の発生防止、有害化学物質対策の実施

公園・緑地の維持管理、良好な景観環境の維持、地域の景観の保全と活用、ポイ捨て防止対策の実施、不法投棄の防止対策の実施



発生抑制対策の実施、空家の利活用の促進、管理不全な空家や空地への対応

歴史・文化資源の保全と継承

学校での環境教育・環境学習の実施、地域での環境教育・環境学習の実施、環境教育・環境学習を担う人材の育成



環境保全活動への支援の実施、事業活動における取り組みの促進、環境に関する情報の発信

広域連携の推進、持続可能な社会の実現に向けた取り組み

# 1. 地球温暖化対策に取り組む低炭素なまち

【主に関連する SDGs の目標】



<<市が取り組む施策>>

## (1) 行政による地球温暖化対策の実施

### ~~~~~公共施設の省エネルギー化の推進~~~~~

市の庁舎をはじめ、公共施設の省エネルギー化に向けた照明の LED 化を進めます。

併せて、地域の蛍光灯防犯灯の LED 化への取り替えや既設の LED 防犯灯の更新を地域と協働して取り組みます。

また、大規模な改修などが見込まれる公共施設については、必要に応じて、高効率な空調設備の導入などを実施し、エネルギー消費量の削減を図ります。

### ~~~~~公共施設における再生可能エネルギーの利用~~~~~

今後、大規模な改修などが見込まれる公共施設については、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギー設備の導入を費用対効果の観点も含め、検討します。

併せて、公共施設で使用する電力については、再生可能エネルギーによって発電されたものを調達するなど、エネルギー利用の側面から地球温暖化への緩和策に費用面も考慮しながら取り組みます。

### ~~~~~次世代自動車の調達~~~~~

新たな公用車の導入及び既存の公用車の更新の際は、使用状況等を考慮しつつ、低公害車などの調達に努めます。

また、職員が公用車を運転する際のエコドライブの実施を周知徹底します。

### ~~~~~職員の意識の向上~~~~~

「COOL CHOICE」の視点を取り入れ、全ての市の職員が環境に対する意識の向上による具体的な行動に取り組むことで、行政運営の場面から率先して温室効果ガス排出量の削減に努めます。

## (2) 地域での地球温暖化対策の実施

### ~~~~~地球温暖化に関する周知~~~~~

今後も引き続き、市が開催するイベント等では、「兵庫県地球温暖化防止活動推進員」や「エコ三木」と連携し、地球温暖化の防止に関する普及啓発活動を実施します。

併せて、「COOL CHOICE」に関する取り組みについても周知を実施し、市内における環境への影響が少ない商品やサービスの選択を行っていくライフスタイルやビジネススタイルの浸透を図ります。

「COOL CHOICE」～地球温暖化対策のために、今できる「賢い選択」。～

「COOL CHOICE」とは、2030 年度に温室効果ガスの排出量を 2013（平成 25）年度比で 26% 削減するという目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていくことです。

国では、「5つ星家電買換えキャンペーン」、「エコ住キヤンペーン」、「できるだけ 1 回で受け取りませんかキヤンペーン～みんなで宅配便再配達防止に取り組むプロジェクト～」、「チョイス！エコカーキャンペーン」などの取り組みを行っています。



### ~~~~~再生可能エネルギーの利用~~~~~

太陽光発電設備をはじめとした再生可能エネルギーの利用に向けて、兵庫県などが実施する各種制度に関する情報等をホームページや広報等に掲載し、市民や事業者への周知に努めます。

また、市民や事業者に対し、再生可能エネルギーに由来する電力の利用などに関する情報を提供します。

併せて、兵庫県の「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」に基づき、太陽光発電施設等の適正な設置を促します。

### ~~~~~省エネルギー化の促進~~~~~

家庭や事業所で取り組むことができるエネルギー使用量の削減やエネルギー効率の高い設備の利用など、各種省エネルギー対策の具体的な内容及び取り組み事例、効果に関する情報の提供に努めます。

### ~~~~~環境産業の促進~~~~~

2050 年カーボンニュートラルの実現のために提供される環境産業振興に係る国や兵庫県、企業などの情報を積極的に収集し、市内事業者が活用できるように情報を発信します。



### ~~~~~次世代自動車の利用~~~~~

兵庫県をはじめ、自動車販売店などの事業者と連携し、市内における電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）等の普及を図るとともに、必要に応じて、公共施設などへの充電設備の設置を推進します。

### ~~~~~公共交通機関及び自転車の利用~~~~~

バスの乗車体験会などの開催を通じたバス利用をはじめ、通勤時や出張時の公共交通機関の利用を周知するとともに、自転車利用を促進し、移動に伴う環境への負担を軽減します。

また、パークアンドライド<sup>※1</sup>駐車場の活用やキスアンドライド<sup>※2</sup>を推進し、自動車から公共交通への利用転換を促します。

更に、住民の意向を把握の上、交通空白地域における地域ふれあいバスなどの導入を進めるとともに、デマンド型交通などの導入に向けた検討を進めます。

### ~~~~~フロン類対策の実施~~~~~

市のホームページや広報などを活用した普及啓発活動を実施し、事業所におけるフロン類の適正管理やノンフロン製品・設備への転換などを促します。

## (3) 気候変動による影響への対応

### ~~~~~豪雨対策の実施~~~~~

公共下水道事業計画の見直しや市道における排水性・透水性舗装の整備を行うとともに、グリーンインフラ<sup>※3</sup>の観点を取り入れたまちづくりを進め、まち全体の排水機能の向上を図ります。

また、兵庫県と連携し、大雨による水害対策、治水対策として「ため池」の堤体強化や適切な維持管理に努めるとともに、地域との連携のもと「ため池」の低水管理や「田んぼダム<sup>※4</sup>」の取組を推進します。

### ~~~~~熱中症対策の実施~~~~~

熱中症の防止に向けた関連情報を周知するとともに、室内における熱中症の危険性についての注意喚起に取り組みます。

また、木陰の創出をはじめ、市民や事業者と連携した打ち水の実施、公共施設等を活用した外出時に利用が可能な休憩場所の確保などに取り組みます。

※1：自宅から自家用車で最寄りの駅又はバス停まで行き、自動車を駐車場に駐車した後、バスや鉄道などの公共交通機関を利用する移動方式。

※2：自宅から鉄道駅やバスターミナルまで自動車で送迎してもらい、そこから鉄道やバスなどの公共交通機関を利用する移動方式。

※3：社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取り組み。

※4：田んぼに雨水を一時貯留し、下流及び周辺に徐々に流すことで、洪水を防止・軽減する取り組み。



## ~~~~~感染症対策の実施~~~~~

蚊などを媒介した感染症の発症の防止のため、市民への注意喚起の実施など、普及啓発活動に取り組みます。

## ~~~~~災害発生時の非常用電源の確保~~~~~

災害発生時の避難所や防災拠点となる公共施設等には、電気自動車の配備（民間企業との連携を含む）などによる非常用電源の確保に努めることで、再生可能エネルギーを活用した防災体制の構築に取り組みます。



**<<市が取り組む施策に関する指標>>**



| 項目名                      | 現状値<br>(2019年度)        | 中間年度<br>(2024年度)       | 目標値<br>(2029年度)        |
|--------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 市の温室効果ガス排出量*             | 9,150t-CO <sub>2</sub> | 8,485t-CO <sub>2</sub> | 8,061t-CO <sub>2</sub> |
| 防犯灯のLED化率*               | 82.0%                  | 83.0%                  | 88.0%                  |
| COOL CHOICEへの個人の賛同数（延べ数） | —                      | 400                    | 1,000                  |
| COOL CHOICEへの企業の賛同数（延べ数） | —                      | 20                     | 50                     |
| 災害時の非常用電源の確保数（延べ数）       | 3                      | 6                      | 10                     |

\*：項目の中間年度（2024年度）及び目標値（2029年度）については、「三木市総合計画」で設定されているものと整合を図る。

**<<市民や事業者の方々が取り組む内容>>**



| 取り組み内容  | 市民 | 事業者 |
|---|----|-----|
| ①「COOL CHOICE」の考えを基にした低炭素なライフスタイルやビジネススタイルの実践 | ●  | ●   |
| ②省エネルギー性能に優れた電化製品などの利用                        | ●  | ●   |
| ③建物の断熱や採光等の省エネルギー性能の向上                        | ●  | ●   |
| ④商品等の共同輸送システムの導入などによる物流の合理化                   |    | ●   |
| ⑤太陽光発電設備等の導入による再生可能エネルギーの利用                   | ●  | ●   |
| ⑥電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）等の利用            | ●  | ●   |
| ⑦バスや電車等の公共交通機関や自転車の利用                         | ●  | ●   |
| ⑧フロン類を用いた空調機器等の適切な維持管理や処分の徹底                  |    | ●   |
| ⑨気候変動の影響に関する情報の収集と適応策の実践                      | ●  | ●   |

## 2. 生物多様性に配慮した自然と共生するまち

【主に関連する SDGs の目標】



<<市が取り組む施策>>

### (1) 生物多様性の保全

#### ~~~~~希少種の保護~~~~~

兵庫県や市民団体等と連携し、希少種の生息・生育状況の把握に努めるとともに、保護活動に継続して取り組みます。

また、「兵庫県版レッドリスト」の掲載種が市内にも生息・生育していることをはじめ、関連する情報をホームページなどによって発信します。

併せて、NPO 法人や各種団体及び庁内の関連部署と連携し、市内の貴重な植物種の保護及び保全を継続的に行います。

#### ~~~~~動植物の生息・生育環境の整備~~~~~

学校の子どもたちが自然とふれあうことのできるビオトープの設置や整備を継続して行うとともに、ビオトープを有効に活用できるよう、各種団体と連携して環境学習の機会を増やすとともに、指導方法の工夫に努めます。

また、河川等の整備の際は、開発事業に関わる事業者に対し、法令の遵守や多自然型工法の採用を求めるなど、動植物や身近な在来生物などが生息・生育しやすい環境の保全や整備に取り組みます。

#### ~~~~~特定外来生物対策の実施~~~~~

特定外来生物が市内で発見された際は、情報提供を通じ、市民への喚起を促すとともに、国をはじめ、兵庫県や近隣自治体等の関係機関と連携し、市外からの侵入及び繁殖防止対策を行い、生態系及び人的被害の予防に努めます。

#### ~~~~~有害鳥獣対策の実施~~~~~

イノシシをはじめとする有害鳥獣やアライグマなどからの人的及び農林業被害の防止に向けて、防護柵の設置をはじめ、狩猟免許の取得費用の助成による新規狩猟者の確保、捕獲した個体の資源化、獵友会と連携した駆除、耕作放棄地の整備などに取り組みます。

生物多樣性

地球上には、環境の変化に適応・進化した3,000万種の生き物が存在すると同時に、これらの生命にはそれぞれ個性があり、全てが直接的、間接的に支え合って生きています。こうした沢山の生き物たちの豊かな個性とのつながりを生物多様性といい、「生物多様性条約」では、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルの多様性があるとしています。

私たちは日々、きれいな空気や水、安全で快適な生活環境の担保、衣料や食料等の資源など、自然界から多くの恵み（＝生態系サービス）を受けています。また、生き物が創出する美しい風景などは安らぎや潤いを与え、自然体験や環境教育の場としても貴重な存在です。さらに、多くの植生や健全な森林の存在は、木材の供給、河川の氾濫、土砂災害の防止や軽減に資するなど、各方面に好影響をもたらします。

生態系から受けるこれらの恩恵は、生物多様性が健全に維持されることが前提であるため、未来のためにも生物多様性と良好な関係性を築いていく必要があります。



## (2) 自然とふれあう場の創出

### ~~~~~自然体験活動や自然観察会の開催~~~~~

専門家を招いた野鳥観察会を継続して開催するなど、家族で参加が可能な自然に関する体験型のイベントを継続して実施します。



自然観察会の様子（増田ふるさと公園）

### ~~~~~里山の保全・再生~~~~~

有害獣害対策の観点からの里山の整備を実施するとともに、必要に応じて自然観察などのフィールドへの活用を図ります。

また、治山事業に係る里山整備の啓発に努めると同時に、今後の需要により、里山散策道の整備を検討します。



三木山での里山整備の様子

## (3) 農地の保全

### ~~~~~農地の有効利用の促進~~~~~

農地の集積と担い手の育成を推進するとともに、農作物などの生産者への助成事業を強化し、農地の有効利用を促すとともに、農地の保全や農業環境を損なう無秩序な開発を抑制します。



### ~~~~~環境への影響が少ない農業の普及~~~~~

関係機関と連携し、継続して有機栽培及び減農薬栽培を推進するとともに、事例の紹介などの普及啓発活動に努めます。



## ~~~~~地産地消の推進~~~~~

JA 及び直売所、市内のぶどう園と連携した学校給食への地元農産物の使用による地産地消に継続して取り組むとともに、品目数の拡大に向けた検討を行います。

また、小学生に対する田植・稻刈体験を継続して開催し、収穫米の調理実習等を通じた食育と地産地消を推進します。

さらに、今後も引き続き、食品加工団体や生産施設の整備に対する助成を行うと同時に、山田錦やぶどう及びいちごといった地元農産物を使用した特產品の開発に対する支援に努めます。



山田錦の田植えの様子



### <<市が取り組む施策に関する指標>>

| 項目名                           | 現状値<br>(2019 年度) | 中間年度<br>(2024 年度) | 目標値<br>(2029 年度) |
|-------------------------------|------------------|-------------------|------------------|
| 有害鳥獣による農業被害防止のための金網柵設置距離（総延長） | 20km             | 50km              | 70km             |
| 自然観察会などの体験型イベントの開催数           | 8                | 12                | 18               |
| 学校給食に係る地元農産物の使用率              | 20.7%            | 25%               | 30%              |
| 市の補助金を活用して開発された特產品数（延べ数）      | 11               | 16                | 21               |



### <<市民や事業者の方々が取り組む内容>>

| 取り組み内容                               | 市民 | 事業者 |
|--------------------------------------|----|-----|
| ①希少な動植物の保護活動への協力                     | ●  | ●   |
| ②開発事業の際ににおける自然環境への配慮の実施              |    | ●   |
| ③生ごみや未収穫作物の適正管理による有害鳥獣を誘引しない環境づくりの実施 | ●  | ●   |
| ④自然とふれあう場の整備に対する協力とイベントなどへの参加        | ●  | ●   |
| ⑤田植・稻刈体験の実施などを通じた消費者との関係強化           |    | ●   |
| ⑥農作物等の有機栽培及び減農薬栽培の実施                 | ●  | ●   |
| ⑦市内で生産された農作物などの購入・消費                 | ●  | ●   |
| ⑧市内で生産された農作物などの加工・販売                 | ●  | ●   |

### 3. 3Rの推進による資源が循環するまち

【主に関連する SDGs の目標】



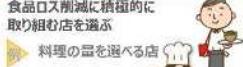
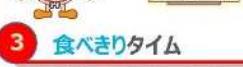
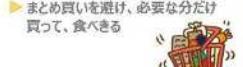
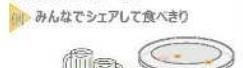
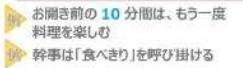
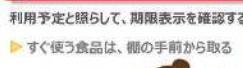
**<<市が取り組む施策>>**  
**(1) ごみの減量化の推進**

~~~~~家庭系ごみの発生抑制に向けた取り組み~~~~~

食品ロスの削減に向けた「エコクッキング※1」や「3010運動※2」に関する啓発活動をはじめ、生ごみの水切りに関する情報提供の実施をします。また、「レジ袋削減促進の取組に関する協定」に基づくプラスチックごみの削減、グリーンコンシューマー運動※3の波及などに継続して取り組みます。

#### 食品ロスの削減に向けて消費者としてできること

消費者庁では、食品ロスの削減に向けて、パンフレット、冊子、ポスター等の啓発ツールを作成し、取り組みを促しています。

| 外食編                                                                                                                                                                                                                      | 宴会編                                                                                                                                                                                                                       | お買物編                                                                                                                                                                                                                          | ご家庭編                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>1 店選び</b><br>食品ロス削減に積極的に取り組む店を選ぶ<br>                                                                                               | <b>1 味わいタイム</b><br><br>乾杯後 30分はてきたて料理を楽しむ<br>       | <b>1 買物前に、食材をチェック</b><br>買物前に、冷蔵庫や食品庫にある食材を確認する<br>                                                                                       | <b>1 適切に保存する</b><br><br>食品に記載された保存方法に従って保存する<br>野菜は、冷凍・霜などの下処理をして、ストックする |
| <b>2 注文</b><br>食べられる分だけ注文する<br>                                                                                                       | <b>2 楽しみタイム</b><br><br>料理を食べることも忘れず、全員で親睦を深める<br>   | <b>2 必要な分だけ買う</b><br><br>使う分・食べきれる量だけ買う<br>まとめ買いを避け、必要な分だけ買って、食べきる                                                                        | <b>2 食材を上手に使いきる</b><br><br>残っている食材から使う<br>作り過ぎて残った料理は、リメイクレシピなどで工夫する     |
| <b>3 食事</b><br>料理をおいしく食べる<br><br>みんなでシェアして食べきり<br> | <b>3 食べきりタイム</b><br><br>お開き前の 10 分間は、もう一度料理を楽しむ<br> | <b>3 期限表示を知って、買く買う</b><br><br>利用予定と照らして、期限表示を確認する<br> | <b>3 食べきれる量を作る</b><br><br>体調や健康、家族の予定も配慮する                               |

※1：食物やエネルギーを無駄にせず、ごみを減らしたりして、環境に配慮しながら料理をつくること。

※2：会食等において、「最初の 30 分間と最後の 10 分間は料理を楽しむことで食べ残しを減らしましょう」という運動。

※3：環境に配慮したやさしいお店や商品を選ぶ運動。

### ~~~~~再使用に関する取り組み~~~~~

イベントなどの開催時はリユース食器等の再使用が可能な商品（保存容器、マイボトル、マイ箸など）の使用を広く呼びかけ、利用を促します。

また、不要品の再使用に繋がるフリーマーケットなどの情報発信をはじめ、公共施設での不要品交換に関する情報コーナーの設置や使用しなくなった家具や子ども用品の譲渡コーナーなどを設置します。

### ~~~~事業系ごみの発生抑制に向けた取り組み~~~~

事業者が自己の責任において、ごみを処理するよう、減量化及び自己処理責任等を徹底するよう周知し、搬入時の展開検査や資源物の混入が多い事業者には指導を行います。

また、冊子「事業系ごみの処理について」を活用して、事業系一般廃棄物排出事業者にごみの適正排出や減量化に関する啓発と助言を行います。

## (2) ごみの分別と資源化の推進

### ~~~~分別の徹底~~~~

引き続き、ごみなんでも帳やごみカレンダーを配布し、ごみの減量化や再資源化に対する市民の意識向上を図るとともに、不適正排出については、排出ルールの徹底に関する周知や警告シールの貼付などに取り組みます。



### ~~~~店頭回収の推進~~~~

「ごみ減量化・再資源化推進宣言の店（スリム・リサイクル宣言の店）」の募集・指定に継続して取り組み、実施店舗数の増加に努めます。

### ~~~~小型家電の再生利用の推進~~~~

家庭で不要になった小型家電の回収を引き続き推進し、広報活動等を通じ、多くの市民に利用してもらえる環境を整備します。

### ~~~~資源ごみ集団回収運動等の推進~~~~

資源ごみ集団回収運動の未実施地域に働きかけを行い、地域における取り組みの活性化を促し、資源ごみ集団回収運動の拡大に努めます。

また、自治会・市民団体・PTA等の参加を図るために、資源ごみ集団回収運動に関する奨励金制度を継続します。



資源ごみの集団回収の様子



### (3) ごみの適正処理の推進

#### ~~~~~収集体制等の整備~~~~~

安定的かつ効率的な収集体制を確立するとともに、高齢者や障がいの方を対象とした「ふれあい収集」や「粗大ごみ カーク隊」による支援に取り組みます。

#### ~~~~~適正処理の推進~~~~~

処理困難物の混入やごみの分別が不十分な場合は指導を行い、必要に応じて不適物の持ち帰りを指示します。

また、事業系ごみについては、許可業者や排出事業者に対し展開検査を行うなど適正処理に係る指導を定期的に実施します。

#### ~~~~~周知方法の工夫~~~~~

ごみなんでも帳、ごみカレンダー、スマートフォンアプリ等を活用した情報提供を継続して取り組むことで、わかりやすい周知に努めます。

また、事業者に対して、減量化や再資源化に関する取り組み事例をまとめたリーフレット等を作成し、情報提供に努めます。

#### 三木市ごみ分別アプリ

市では、ごみの出し方や分別辞典、出し忘れを防ぐアラート機能も備えた「三木市ごみ分別アプリ」を配信しています。

| ごみ分別アプリの機能（主な Menu） |          |         |
|---------------------|----------|---------|
| ①ごみカレンダー            | ②ごみ分別辞典  | ③ごみの出し方 |
| ④よくある質問             | ⑤関連業者リスト | ⑥お知らせ   |
| ⑦アラート機能（ごみの出し忘れ防止）  |          |         |



ごみ分別アプリのホームアイコン

#### ~~~~~災害廃棄物対策の実施~~~~~

「三木市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害発生時における廃棄物の円滑かつ迅速な処理に向けた事前の備えと体制づくりに努めます。

また、兵庫県や他自治体との情報共有、広域連携に取り組むとともに、民間事業者と応援協力に関する協定を締結し、相互協力体制を構築します。



<<市が取り組む施策に関する指標>>

| 項目名                                         | 現状値<br>(2019 年度) | 中間年度<br>(2024 年度) | 目標値<br>(2029 年度) |
|---------------------------------------------|------------------|-------------------|------------------|
| ごみ排出量                                       | 29,167 t         | 27,651 t          | 23,480 t         |
| 1人1日あたりごみ排出量                                | 1,031 g          | 975 g             | 906 g            |
| リサイクル率※                                     | 14.6%            | 16.5%             | 20.0%            |
| 高齢者・障がい者世帯等ごみ<br>収集事業の利用者数<br>(ふれあい収集) *    | 86               | 90                | 120              |
| 高齢者・障がい者世帯等ごみ<br>収集事業の利用件数<br>(粗大ごみ カ介け隊) * | 128              | 170               | 200              |

※：項目の中間年度（2024 年度）及び目標値（2029 年度）については、「三木市総合計画」で設定されているものと整合を図る。



<<市民や事業者の方々が取り組む内容>>

| 取り組み内容                                  | 市民 | 事業者 |
|-----------------------------------------|----|-----|
| ①エコクッキングや生ごみの水切りによるごみの減量化の実施            | ●  |     |
| ②宴会などの場面における「3010 運動」の実施                | ●  | ●   |
| ③「レジ袋削減促進の取組に関する協定の推進」に基づくプラスチックごみの削減   | ●  | ●   |
| ④リユース食器等の再使用が可能な商品（保存容器、マイボトル、マイ箸など）の使用 | ●  | ●   |
| ⑤フリーマーケットや公共施設等の不要品交換の利用                | ●  |     |
| ⑥ごみなんでも帳、ごみカレンダーに基づく分別の徹底               | ●  |     |
| ⑦「ごみ減量化・再資源化推進宣言の店（スリム・リサイクル宣言の店）」への登録  |    | ●   |
| ⑧小型家電・紙布類などの再資源化の実施                     | ●  | ●   |
| ⑨ごみのポイ捨てや不法投棄の防止                        | ●  | ●   |

## 4. 地域の良好な環境を創出する安全・快適なまち

【主に関連する SDGs の目標】



<<市が取り組む施策>>

### (1) 公害の発生防止

#### ~~~~~大気質の保全~~~~~

光化学オキシダント (O<sub>x</sub>) 注意報や警報、微小粒子状物質 (PM2.5) の注意喚起情報の発表時には、必要に応じて関係機関と連携して速やかに情報提供を行います。併せて、兵庫県と連携し、工場・事業場に対して「大気汚染防止法」に基づく排出基準等の遵守を指導するとともに、市民や事業者へのエコドライブの実施に向けた啓発活動に努めます。

また、廃棄物の違法焼却(野焼き)については、啓発や指導等を実施すると同時に、悪質な事案については警察と連携し厳正に対処します。

#### ~~~~~水質の保全~~~~~

公共用水域(河川)での定期的な水質調査を実施し、市のホームページや広報等を通じた啓発活動に努めるとともに、子どもたちが参加可能な水生生物調査や簡易の水質調査の実施等を検討します。

また、廃食油や食べ残しを流さない、過度な洗剤の使用の抑制、水切りネットの使用など、家庭における生活排水の改善に向けた啓発活動に努めます。

併せて、下水道処理区域内の未接続世帯への水洗化に関する啓発活動に努めるとともに、公共下水道事業及び農業集落排水事業の区域外の世帯については合併処理浄化槽の設置を図り、生活排水の適正処理を推進します。

さらに、「水質汚濁防止法」の規制対象となる事業場に対しては、兵庫県と連携の上、排水基準の遵守を指導します。

#### ~~~~~騒音・振動の発生防止~~~~~

自動車騒音の常時監視の測定を引き続き実施し、調査結果を公表するとともに、必要に応じて国や兵庫県と連携し、道路沿道の交通騒音の緩和に向けた遮音壁の設置、低騒音舗装、道路緑化等の環境施設の維持管理に努めます。

また、生活騒音等の苦情については地域社会のルールづくりや意識の高揚を図ると同時に、工場や事業場から発生する騒音については、「騒音規制法」に基づく規制基準の遵守を指導します。

#### ~~~~~**土壤の保全**~~~~~

工場や事業場の跡地では、土壤汚染対策法に基づき、兵庫県と連携して土地所有者に対し、土壤汚染に関する調査と適切な措置を実施するように指導します。

#### ~~~~~**悪臭の発生防止**~~~~~

工場や事業場等から発生する悪臭を防止するため、関係機関と連携して悪臭の原因となる物質の削減等を指導します。

#### ~~~~~**有害化学物質対策の実施**~~~~~

兵庫県と連携し、建築物の解体現場等からの大気中へのアスベストの飛散防止対策の徹底を周知するなど、健康被害の予防に取り組みます。

また、「PRTR（環境汚染物質排出・移動登録）制度※」等の各種法令の遵守の徹底を求めるに同時に、市のホームページや広報等による情報提供に努めます。

## (2) 居住環境と地域の景観資源の保全

#### ~~~~~**公園・緑地の維持管理**~~~~~

引き続き、公園・緑地における植栽の剪定など、樹木等の適正な維持管理に努めるとともに、さらなる緑化に向けた取り組みを検討します。

また、美嚢川リバーサイドパークをはじめとした公園、公共施設、道路等については、アドプト制度等を活用し、市民と協働して植栽の管理や花の植え替え、除草等の適切な維持管理を進めます。



美嚢川リバーサイドパーク



ボランティアによる緑化活動の様子

※：工場や事業所が化学物質の環境中への排出量や廃棄物としての移動量を把握し、行政に報告、行政が公表することを通じて、特定化学物質の適正管理を目的とする制度。

## ～～～～～～～～～～～～～良好な景観環境の維持～～～～～～～～～～～

「兵庫県屋外広告物条例」に基づき違反広告物の是正指導や簡易除却を行うことで、広告物や看板等の乱立を防ぐなど、市内の良好な景観環境を維持します。

## ～～～～～～～～～～～地域の景観の保全と活用～～～～～～～～～～～

湯の山街道沿いなどの歴史的な町並みをはじめ、美嚢川や北谷川の桜堤、緑豊かな美しい農村風景など、これらを貴重な景観資源とし保全と活用を図ります。



北谷川の桜づつみ

## ～～～～～～～～～～～ポイ捨て防止対策の実施～～～～～～～～～～～

「ポイ捨て等の防止に関する条例」に基づき、定期的に開催するイベントや各種啓発活動と連携の上、パトロールを行うとともに、アドプトボランティア団体を募集の上、広めていくことで、ポイ捨てや不法投棄の防止に取り組みます。

また、市内の道路や公園等の公共ゾーンの清掃・美化活動を行うグループや団体（三木市クリーン・ボランティア）を募集するとともに、清掃に必要となるごみ袋などの消耗品を提供し活動を支援します。



ポイ捨て禁止の啓発看板

## ～～～～～～～～～～～不法投棄の防止対策の実施～～～～～～～～～～～

今後も引き続き、兵庫県と連携の上、情報収集の強化を図るとともに、パトロールを実施し、不法投棄の未然防止や早期発見に努めます。

また、市のホームページや広報等を通じ、市民や事業者への不法投棄の防止に向けた啓発活動を進めます。



### (3) 空家や空地<sup>※1</sup>の発生防止

#### ~~~~~発生抑制対策の実施~~~~~

市のホームページや広報等による空家・空地対策及び支援についての情報発信や管理不全な空家や空地の所有者に対し、管理事業の情報提供を行います。

また、市や兵庫県の取組を紹介するリーフレットの作成や配布などにより空家や空地の発生抑制に努めます。

#### ~~~~~空家の利活用の促進~~~~~

「三木市空き家バンク」の運用改善による利用促進、農地付き住宅の流通に向けた農地取得条件の緩和の検討、相続問題への相談体制の整備など空家の流通促進に取り組みます。

また、空家ストック<sup>※2</sup>の情報管理や空家を活用する起業家への補助金など、空家の利活用のための支援を行うとともに、防災街区課題地域の建て替え困難地に対する施策を検討します。



#### ~~~~~管理不全な空家や空地への対応~~~~~

「三木市空家等の適正管理に関する条例」と「三木市環境保全条例」により、管理不全な空家や空地の現地調査や写真撮影を実施し、所有者に対し、情報提供や助言及び指導を行います。

また、特定空家等除却費補助金による解体除去の促進、「空家等対策の推進に関する特別措置法」による助言や指導及び勧告の措置などに取り組みます。

※1：宅地批准の土地で、現に人が使用していない土地のこと。

※2：災害時や緊急避難時における仮設住宅として利用できる空家をリスト化すること。

## (4) 歴史・文化資源の保全と継承

### ~~~~~歴史・文化資源の保全~~~~~

「国指定史跡三木城跡及び付城跡・土壠整備基本計画書」に基づき、三木城跡及び付城跡群などを市民の貴重な財産として保護するとともに、城下町も含めたエリアを博物館（ミュージアム）に見立てる取り組みを実施することで、歴史・伝統文化の継承及び市民の憩いの場の創出を図ります。



三木城本丸跡

### ~~~~~歴史・文化資源の継承~~~~~

文化財の所有者との連携を深め、円滑な保存・整備に努めるとともに、市内に存在する文化財について、市のホームページや広報等を通じた情報発信に取り組み、郷土に対する愛着を醸成します。

また、「三木市立みき歴史資料館」における展示の実施やイベントを開催し、市の歴史や文化を広く周知します。

#### 三木市立みき歴史資料館

「三木市立みき歴史資料館」の常設展示では、三木の歴史を6つの時代に分けて、発掘調査によって出土した遺物、古文書などの歴史資料を展示しています。

#### 常設展示室の内容

|          |                                         |
|----------|-----------------------------------------|
| 三木のあけぼの  | 三木市内で最初に人の生活が確認できる後期旧石器時代から弥生時代について紹介。  |
| 古墳時代の三木  | 市内の古墳や播磨國風土記等に記載されているオケ・ヲケ伝説などを紹介。      |
| 古代・中世の三木 | 仏教が伝来し、仏教文化が花開いた。平安期に瓦生産地として栄えたことなどを紹介。 |
| 三木城の時代   | 三木合戦を中心として、三木城の築城から廃城までの様子を紹介。          |
| 近世の三木    | 三木城が廃城し、在郷町として発展した近世の三木について紹介。          |
| 近現代の三木   | 明治時代以降の三木に関する生活や祭について紹介。                |



古墳時代の三木に関する展示



三木合戦軍図（複製）



**<<市が取り組む施策に関する指標>>**

| 項目名                                        | 現状値<br>(2019 年度) | 中間年度<br>(2024 年度) | 目標値<br>(2029 年度) |
|--------------------------------------------|------------------|-------------------|------------------|
| 下水道施設の改築(総延長) <sup>※1</sup>                | 12,980m          | 17,000m           | 21,000m          |
| 農業集落排水処理場の<br>公共下水道への統合(延べ数) <sup>※2</sup> | 2 箇所             | 4 箇所              | 4 箇所             |
| 三木市クリーン・ボランティア<br>の登録数 (延べ数)               | 42               | 55                | 70               |
| 「三木市立みき歴史資料館」<br>の入館者数 <sup>※2</sup>       | 10,668           | 15,000            | 16,000           |

※1：現状値（2019 年度）が「三木市総合計画」の目標値（2029 年度）を達成していたため、新たに中間年度（2024 年度）と目標値（2029 年度）を設定する。

※2：項目の中間年度（2024 年度）及び目標値（2029 年度）については、「三木市総合計画」で設定されているものと整合を図る。



**<<市民や事業者の方々が取り組む内容>>**

| 取り組み内容                                                            | 市民 | 事業者 |
|-------------------------------------------------------------------|----|-----|
| ①「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「騒音規制法」、「悪臭防<br>止法」などの関連法令の遵守による公害の発生防止対策の実施 |    | ●   |
| ②周辺景観への調和に配慮した建物の新築や改修の実施及び広告物<br>の設置                             | ●  | ●   |
| ③公園・緑地の維持管理への協力                                                   | ●  | ●   |
| ④所有する空家・空地等の適正管理の実施                                               | ●  | ●   |
| ⑤文化財に対する理解と保全・継承への協力                                              | ●  | ●   |

## 5. 地域のみんなの力で環境を良くするまち

【主に関連する SDGs の目標】



<<市が取り組む施策>>

### (1) 環境教育・環境学習の推進

#### ~~~~~学校での環境教育・環境学習の実施~~~~~

学校における「環境体験事業」や「自然学校推進事業」など、体験型の学習を実施し、子どもたちの環境への理解を促します。

また、各教科や総合的な学習の時間を活用して環境に対する児童の意識を高めると同時に、環境学習ソフト「うちエコキッズ※」を活用した授業の実施など、学習内容の充実を図ります。

さらに、教職員が環境データや環境学習教材を環境教育の場で活用できるよう、関係機関の連携を強化します。



第5章

#### ~~~~~地域での環境教育・環境学習の実施~~~~~

市内の事業所に対し、社内での環境教育に有効な情報提供や普及啓発活動に努め、環境への理解と各種の取り組みを促します。

また、地域における環境美化活動、生きもの観察会、ごみ処理施設の施設見学会の開催などを通じ、環境分野全般への意識の高揚に取り組みます。

#### ~~~~~環境教育・環境学習を担う人材の育成~~~~~

公民館などにおける学習会等の開催を通じ、環境への住民理解の促進と地域での取り組みを担う人材の育成につなげます。

また、兵庫県の環境教育・環境学習に関する総合相談窓口である「ひょうごエコプラザ」と連携の上、地域の環境教育・環境学習を支える人材の確保に努め、環境セミナーなどの際に講師として活用ができる体制の構築を図ります。



※：子どもから大人まで、地球温暖化から自分の家の省エネ対策まで楽しく学べるソフト。

## (2) 地域での環境保全活動の促進

### ~~~~~環境保全活動への支援の実施~~~~~

環境保全活動を行う団体の活動を支援するとともに、環境保全活動を主導する団体のリーダーを育成するため、環境学習の実施に努めます。

また、地域で環境保全に取り組む市民や事業者、市民団体等の活動事例を紹介するなど、アイディアやノウハウの周知に努めることで、環境保全活動の活性化を図ります。

### ~~~~~事業活動における取り組みの促進~~~~~

「COOL CHOICE」に関する取り組みについて周知を実施し、事業者の自発的な取り組みを促進することで、環境にやさしいビジネススタイルへの転換を図ります。

また、事業者による環境マネジメントシステム等の取得に向けた啓発活動に取り組むとともに、「関西広域連合」が推進する「関西エコオフィス運動※」に関する情報などを発信することで、環境への影響が少ない事業運営を促します。

### ~~~~~環境に関する情報の発信~~~~~

環境問題の現状や市内での環境保全活動等に関する情報の集約を図るとともに、本市のホームページや広報等を活用した環境情報の発信に努めることで、市民や事業者等の環境への理解を促します。

また、日常生活や事業活動の場面において環境にやさしい取り組みが広く浸透するよう、国や兵庫県の融資制度をはじめとする支援策や環境保全に関連した事例等の情報を市のホームページや広報等を通じて提供し、家庭や職場での取り組みを促します。



※：身近な場面から省エネルギー対策や地球温暖化防止対策に寄与するCSR活動など、環境に配慮した活動に取り組むオフィスを「関西エコオフィス宣言事業所」として募集し、地球温暖化防止活動の裾野を広げていく運動。

### (3) 分野横断的な取り組み

#### ~~~~~広域連携の推進~~~~~

地球温暖化対策をはじめ、海洋ごみや大気汚染等の地域が複雑に絡み合い、対策が広域に渡る環境問題の状況の把握と解決のため、国や兵庫県、近隣自治体、各種団体等との連携・協力をを行い、環境に関する課題の解決に努めます。



#### ~~~~~持続可能な社会の実現に向けた取り組み~~~~~

市の職員向けの「SDGs」に関する研修会の開催などを検討するとともに、市民や事業者等に対する「SDGs」に関する啓発活動を実施し、持続可能な社会の実現に向けた意識の高揚を図ります。

また、市内の新たな大規模開発においては事業者と連携し、緑地の確保などの協定や覚書をかわし、環境に配慮したまちづくりを進めます。



#### <<市が取り組む施策に関する指標>>

| 項目名                                | 現状値<br>(2019年度) | 中間年度<br>(2024年度) | 目標値<br>(2029年度) |
|------------------------------------|-----------------|------------------|-----------------|
| 親子で参加できる環境学習会やエコリーダー養成のための学習会の開催回数 | —               | 12               | 24              |
| 三木市清掃センターの施設見学者数                   | 467             | 500              | 600             |



#### <<市民や事業者の方々が取り組む内容>>

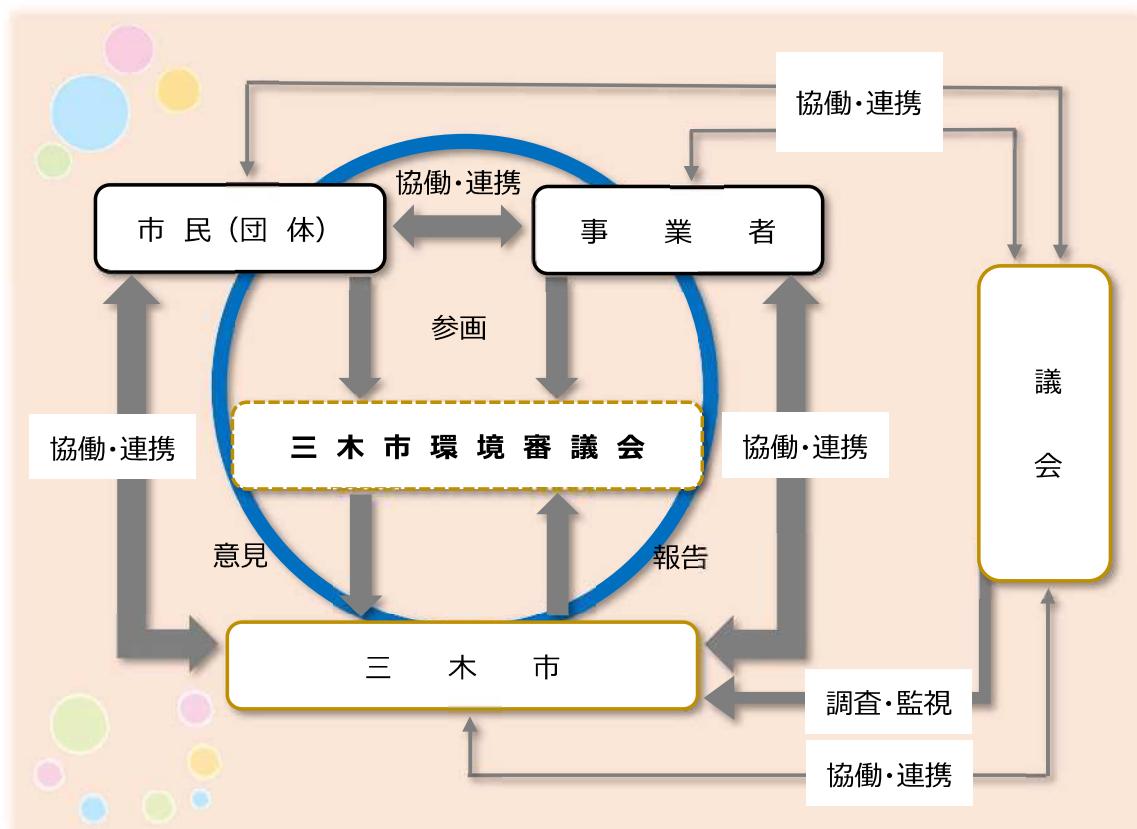
| 取り組み内容                               | 市民 | 事業者 |
|--------------------------------------|----|-----|
| ①公民館などにおける地域のエコリーダーの養成に向けた学習会への参加    | ●  |     |
| ②従業員に対する社内における環境教育の実施                |    | ●   |
| ③地域で実施する環境保全活動への協力・参加                | ●  | ●   |
| ④環境への影響が少ない事業活動の実施                   |    | ●   |
| ⑤ホームページや広報等を活用した環境に関する情報の収集          | ●  | ●   |
| ⑥「SDGs」の理念や意義等への理解と環境への影響が少ない取り組みの実施 | ●  | ●   |

# ►► 第6章 推進体制と進行管理 ◀◀

## 1. 推進体制

「第3次三木市環境総合計画」に掲げた取り組みを実施する際は、地域の各主体の参画を図ると同時に、施策の推進に向けた府内の合意形成などに努めます。

また、市民や事業者は、地域におけるまちづくりの主人公として、その行動が大きな意味を持つため、「第3次三木市環境総合計画」の推進においては、各主体が緊密に連携・協働しつつ、市内の環境を守り育していく体制の構築をめざします。



### 計画の推進にあたって

#### (1) 環境審議会

毎年度、事務局から「第3次三木市環境総合計画」で掲げた施策の進捗状況を報告した上で、総合的な観点から意見等を募り、適宜、計画の推進に反映します。

#### (2) 庁内の推進体制

「第3次三木市環境総合計画」の推進にあたっては、市内部の関係各課と緊密に調整を図り、施策や各種事業の円滑な実行に努めます。同時に、施策や各種事業の進捗状況を市のホームページや広報などを活用して広く情報発信に取り組みます。

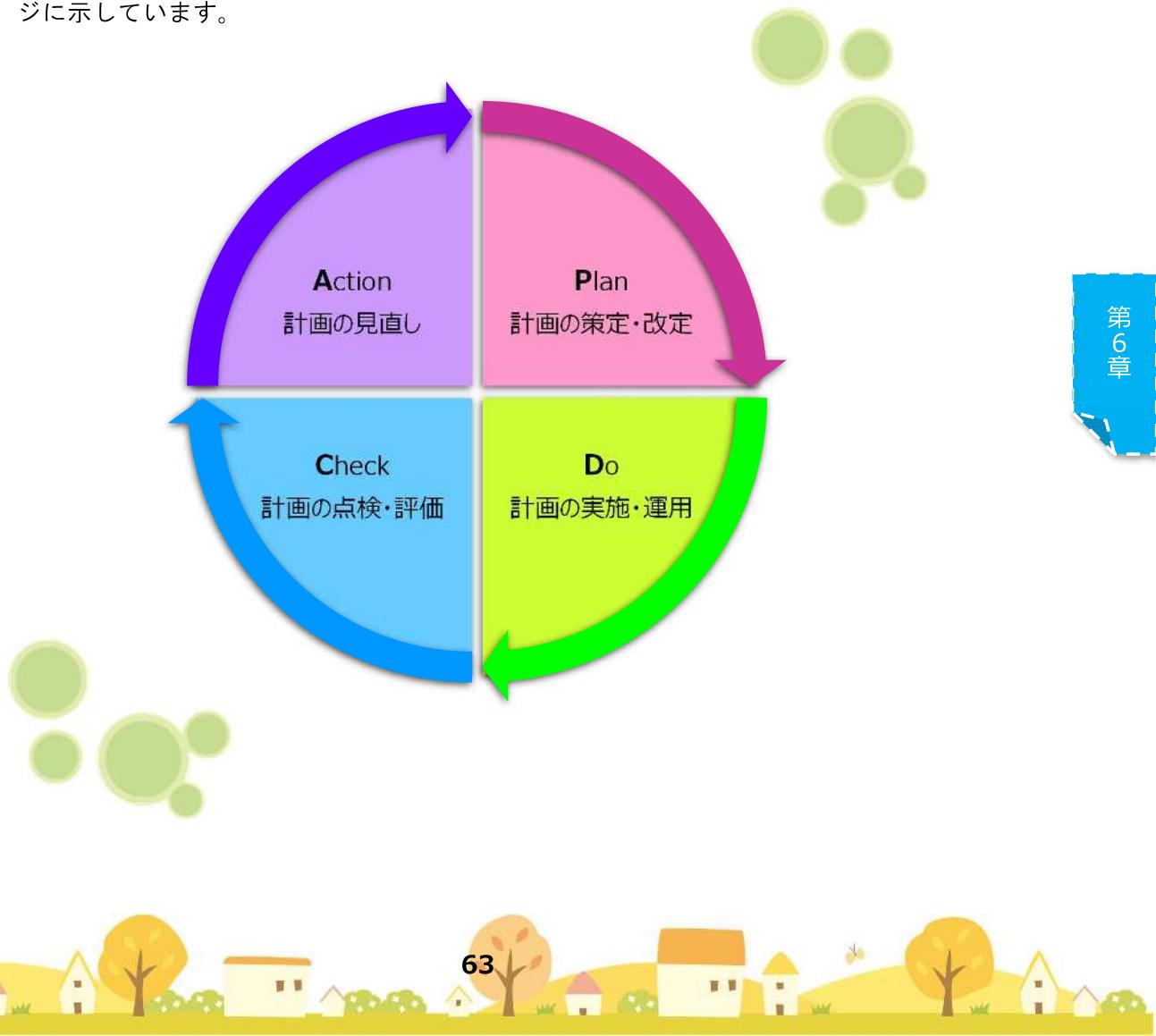
## 2. 進行管理

「第3次三木市環境総合計画」を着実に推進し、実効性のある計画としていくため、Plan（計画の策定・改定）、Do（計画の実施・運用）、Check（計画の点検及び評価）、Action（計画の見直し）の「PDCAサイクル」に基づき、これらの一連の流れを繰り返し行いながら計画の進行状況の把握と課題の解決に努めることで、継続的な改善を図ります。計画を推進していく中で、毎年、施策の進捗の点検、評価を府内で行い、その内容を三木市環境審議会の場において審議することとします。

また、計画の中間年度で、必要があれば目標値や項目の見直しなどを行うとともに、計画期間の最終年度である2030年度に、5つの基本目標で設定した指標を基に計画の点検及び評価を行います。

今後、「第3次三木市環境総合計画」及び個別計画に基づく各種事業を実施するとともに、その結果を市のホームページや広報などを活用し、広く情報発信に取り組みます。

計画の推進に向けて、基本目標ごとの環境施策を実施する担当部署の一覧を次ページに示しています。



### 基本目標 1 地球温暖化対策に取り組む低炭素なまち

| 方向性                 | 施策                   | 担当部署              |
|---------------------|----------------------|-------------------|
| (1) 行政による地球温暖化対策の実施 | 公共施設の省エネルギー化の推進      | 財政課、生活環境課、教育施設課   |
|                     | 公共施設における再生可能エネルギーの利用 | 財政課、教育施設課         |
|                     | 次世代自動車の調達            | 財政課               |
|                     | 職員の意識の向上             | 総務課、生活環境課         |
| (2) 地域での地球温暖化対策の実施  | 地球温暖化に関する周知          | 生活環境課             |
|                     | 再生可能エネルギーの利用         | 生活環境課             |
|                     | 省エネルギー化の促進           | 生活環境課             |
|                     | 環境産業の促進              | 縁結び課、生活環境課        |
|                     | 次世代自動車の利用            | 財政課、生活環境課         |
|                     | 公共交通機関及び自転車の利用       | 生活環境課、交通政策課       |
|                     | フロン類対策の実施            | 生活環境課             |
| (3) 気候変動による影響への対応   | 豪雨対策の推進              | 農業振興課、道路河川課、下水道課  |
|                     | 熱中症対策の実施             | 健康増進課、都市政策課、救急救助課 |
|                     | 感染症対策の実施             | 生活環境課、健康増進課       |
|                     | 災害発生時の非常用電源の確保       | 危機管理課、財政課         |

### 基本目標 2 生物多様性に配慮した自然と共生するまち

| 方向性             | 施策              | 担当部署              |
|-----------------|-----------------|-------------------|
| (1) 生物多様性の保全    | 希少種の保護          | 生活環境課             |
|                 | 動植物の生息・生育環境の整備  | 生活環境課             |
|                 | 特定外来生物対策の実施     | 生活環境課             |
|                 | 有害鳥獣対策の実施       | 農業振興課             |
| (2) 自然とふれあう場の創出 | 自然体験活動や自然観察会の開催 | 生活環境課             |
|                 | 里山の保全・再生        | 農業振興課             |
| (3) 農地の保全       | 農地の有効利用の促進      | 農業振興課、農業委員会       |
|                 | 環境への影響が少ない農業の普及 | 農業振興課             |
|                 | 地産地消の推進         | 観光振興課、農業振興課、教育施設課 |

### 基本目標 3 3R の推進による資源が循環するまち

| 方向性              | 施策                 | 担当部署      |
|------------------|--------------------|-----------|
| (1) ごみの減量化の推進    | 家庭系ごみの発生抑制に向けた取り組み | 環境課       |
|                  | 再使用に関する取り組み        | 生活環境課、環境課 |
|                  | 事業系ごみの発生抑制に向けた取り組み | 環境課       |
| (2) ごみの分別と資源化の推進 | 分別の徹底              | 環境課       |
|                  | 店頭回収の推進            | 生活環境課     |
|                  | 小型家電の再生利用の推進       | 環境課       |
|                  | 資源ごみ集団回収運動等の推進     | 生活環境課     |



| 方向性            | 施策         | 担当部署 |
|----------------|------------|------|
| (3) ごみの適正処理の推進 | 収集体制等の整備   | 環境課  |
|                | 適正処理の推進    | 環境課  |
|                | 周知方法の工夫    | 環境課  |
|                | 災害廃棄物対策の実施 | 環境課  |

#### 基本目標4 地域の良好な環境を創出する安全・快適なまち

| 方向性                 | 施策             | 担当部署                                     |
|---------------------|----------------|------------------------------------------|
| (1) 公害の発生防止         | 大気質の保全         | 生活環境課                                    |
|                     | 水質の保全          | 生活環境課、下水道課                               |
|                     | 騒音・振動の発生防止     | 生活環境課                                    |
|                     | 土壤の保全          | 生活環境課                                    |
|                     | 悪臭の発生防止        | 生活環境課                                    |
|                     | 有害化学物質対策の実施    | 生活環境課                                    |
| (2) 居住環境と地域の景観資源の保全 | 公園・緑地の維持管理     | 都市政策課                                    |
|                     | 良好な景観環境の維持     | 都市政策課                                    |
|                     | 地域の景観の保全と活用    | 観光振興課、都市政策課、文化・スポーツ課                     |
|                     | ポイ捨て防止対策の実施    | 生活環境課                                    |
|                     | 不法投棄の防止対策の実施   | 生活環境課                                    |
| (3) 空家や空地の発生防止      | 発生抑制対策の実施      | 生活環境課                                    |
|                     | 空家の利活用の促進      | 縁結び課、危機管理課、生活環境課、商工振興課、都市政策課、建築住宅課、農業委員会 |
|                     | 管理不全な空家や空地への対応 | 生活環境課                                    |
| (4) 歴史・文化資源の保全と継承   | 歴史・文化資源の保全と継承  | 文化・スポーツ課                                 |

#### 基本目標5 地域のみんなの力で環境を良くするまち

| 方向性               | 施策                 | 担当部署                    |
|-------------------|--------------------|-------------------------|
| (1) 環境教育・環境学習の推進  | 学校での環境教育・環境学習の実施   | 学校教育課                   |
|                   | 地域での環境教育・環境学習の実施   | 生活環境課、生涯学習課             |
|                   | 環境教育・環境学習を担う人材の育成  | 生活環境課、生涯学習課             |
| (2) 地域での環境保全活動の促進 | 環境保全活動への支援の実施      | 生活環境課、農業振興課、道路河川課、都市政策課 |
|                   | 事業活動における取り組みの促進    | 生活環境課、商工振興課             |
|                   | 環境に関する情報の発信        | 生活環境課                   |
| (3) 分野横断的な取り組み    | 広域連携の推進            | 生活環境課                   |
|                   | 持続可能な社会の実現に向けた取り組み | 企画政策課、縁結び課、生活環境課、都市政策課  |



# ► 第7章 資料編 ◀

## 1. 三木市環境基本条例

三木市は、これまで美嚢川流域の恵まれた自然条件のもと、先人のたゆまぬ努力により、さまざまな農産物を生み出すとともに、金物産地としてその地位を確立するなど、快適で豊かな市民生活の基盤を築いてきた。

しかし、近年の社会経済の飛躍的な発展と急激な都市化の進展は、まちの形態や生活様式を大きく変化させ、水質汚濁、騒音等の発生、廃棄物の増加等をもたらし、身近な環境に少なからぬ影響を与えている。

更に、大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とする社会経済活動は、資源・エネルギーなどによる環境への負荷を増大し、これが地域、国境を越え、地球的規模で深刻さを増している。

私たちは、地域の環境が地球全体の環境を構成していることを深く認識し、市民が健康で安全かつ快適な生活を享受する権利を有することを確認するとともに、かけがえのない限りある環境を次の世代に引き継いでいくことが、すべての市民の責務であることを改めて自覚するものである。

私たちは、「ともに生き、ともに築く安全かつ快適な生活環境づくり」を基調に、行政、事業者、市民が一体となり、環境に配慮した持続的発展が可能な社会への変革を目指し、ここに市民の総意として、三木市環境基本条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造についての基本理念を定め、三木市(以下「市」という。)、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項その他必要な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来において市民が健康で安全かつ快適な生活を享受しうる良好な環境の実現に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好的な環境 市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる生活環境、自然環境及び歴史的文化的環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障となるおそれのあるものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(4) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。

#### (基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を維持し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、公害の防止並びに環境資源の有限性を認識し、その適正な管理及び循環的な利用を図り、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会へ変革することを目的として、すべての者が公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行わなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての事業活動及び日常活動において積極的に推進されなければならない。

#### (市の責務)

第4条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、環境への影響に關わる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全及び創造を優先し、環境への負荷の低減その他必要な措置を講ずる責務を有する。

3 市は、環境の保全及び創造のための広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体等と協力して、その施策の推進に努めなければならない。



#### (事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの事業活動に伴って生じる公害を防止し、環境資源の活用その他事業活動が環境に配慮されたものとなるように、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、廃棄物となった場合に適正な処理が図られるように、必要な措置を講ずるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生の抑制、再生利用の促進等を図り、環境への負荷の低減に資するよう努めなければならない。

3 事業者は、地域における環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する施策に積極的に参加し、協力する責務を有する。

#### (市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全及び創造に関する意識を高め、自ら進んで良好な環境の保全及び創造に努めなければならない。

2 市民は、その日常生活に伴う廃棄物の排出、騒音の発生、自動車の使用等による環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

3 市民は、地域における環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する施策に積極的に参加し、協力する責務を有する。

#### (市の基本施策)

第7条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる環境の保全及び創造に関する基本施策を推進するものとする。

- (1) 公害を防止し、生活環境の保全及び創造を図ること。
- (2) 自然環境の保全、回復及び創造を図ること。
- (3) 歴史的文化的環境の保全及び活用を図ること。
- (4) 安全で快適な都市環境の確保を図ること。
- (5) 廃棄物の減量及び資源の有効利用を図ること。
- (6) 地球環境保全の推進を図ること。

#### (環境総合計画)

第8条 市長は、前条の基本施策を総合的かつ計画的に推進するため、三木市環境総合計画(以下「環境総合計画」という。)を策定する。

2 環境総合計画は、環境の保全及び創造に関する目標、目標を達成するための施策その他の必要な事項を定める。

3 市長は、環境総合計画を定めるに当たって、あらかじめ市民の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、三木市環境審議会の意見を聴かなければならない。

- 4 市長は、環境総合計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、環境総合計画の変更について準用する。

(指針の策定)

第9条 市長は、前条の環境総合計画に基づき、必要な指針を策定しなければならない。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境総合計画及び指針との整合を図るものとする。

(年次報告)

第10条 市長は、市域の環境の現状並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策等を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(規制措置)

第11条 市長は、公害を防止するため、必要な規制及び指示又は指導等の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市長は、生活排水対策の推進、廃棄物の減量、景観の保全その他環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的措置等)

第12条 市は、事業者、市民及びこれらの者で組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)が行う生活排水対策、廃棄物の減量、緑地の保全、活用等の環境の保全及び創造に資する自発的な活動が促進されるように、助成、顕彰その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民に係る適正な経済的負担の措置について調査研究を行い、特に必要があるときは、その措置を講ずるように努めるものとする。

(監視体制の整備等)

第13条 市長は、公害その他の環境の状況を的確に把握するため、必要な監視、測定等に関する施設その他必要な監視体制の整備に努めなければならない。



#### (公共施設の整備等)

第 14 条 市長は、公園、緑地その他の公共施設の整備に当たっては、その計画的配置に努め、環境への負荷の低減を図り、自然環境の保全及びその健全な利用を促進することにより、良好な環境の形成に資するように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、公共施設の建設及び維持管理に当たっては、資源・エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

#### (開発事業に係る環境への配慮)

第 15 条 市は、第 9 条の規定に基づき、土地の形状の変更、工作物等の新設その他これらに類する事業(以下「開発事業」という。)を行おうとする者(以下「開発事業者」という。)が策定する計画について、自らその計画が環境に配慮されたものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

#### (環境影響評価等)

第 16 条 市は、開発事業のうち、環境に著しい影響を与えるおそれのある事業を指定し、開発事業者に対して、その事業に係る環境への影響を事前に調査し、予測し、又は評価し、その結果に基づき、その事業が環境に配慮されたものとなるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の目的を達成するため、環境影響評価要綱の策定に努めるものとする。

#### (環境監査等の普及)

第 17 条 市は、環境への負荷の低減に資するため、事業者及び市民が自らその活動に係る環境に与える影響の評価、監査等を行うための必要な措置を講ずるように努めるものとする。

#### (市民参加等)

第 18 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策が、事業者、市民及び民間団体の参加、協力等により効果的に推進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、事業者、市民及び民間団体が自発的に行う地域の環境の保全及び創造並びに地球環境の保全に関する活動が推進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

#### (環境教育、学習の推進)

第 19 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者、市民及び民間団体が環境への理解を深めることにより、環境に配慮した生活又は行動が促進されるように、環境に関する教育及び学習の体系的推進並びにこれらに係る施設及び情報の整備、提供等に関し必要な施策を講ずるものとする。

#### (環境審議会)

第 20 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、三木市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境総合計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項その他の重要事項

3 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

4 委員は、環境の保全及び創造に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### (推進体制の整備)

第 21 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進し、調整するための必要な体制を整備するものとする。

#### (調査研究等)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究並びにそれらの成果の普及に努めなければならない。

#### (国際間及び自治体間の連携)

第 23 条 市は、地球環境の保全その他広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び国際機関、その他の地方公共団体等と連携して、その推進に努めるものとする。



## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条から第6条まで及び第10条から第19条までの規定は、平成10年4月1日から施行する。

(三木市環境保全条例の一部改正)

2 三木市環境保全条例(昭和50年三木市条例第22号)の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 環境保全審議会(第94条)」を「第7章 削除」に改める。

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第94条 削除

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年三木市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表中「環境保全審議会委員」を「環境審議会委員」に改める。

## 附 則(平成12年3月29日条例第12号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

## 2. 計画の策定経過

### (1) 三木市環境審議会委員(敬称略)

(任期：2019（令和元）年6月1日～2021（令和3）年5月31日)

| 選任区分                    | 団体名等             | 委員名   | 備考  |
|-------------------------|------------------|-------|-----|
| (1) 各種団体の推薦する者          | 三木商工会議所          | 坂井 幸嗣 |     |
|                         | 吉川町商工会           | 三村 広昭 |     |
|                         | 三木青年会議所          | 西村 佳哲 |     |
|                         | 三木工業協同組合         | 岡島 正造 |     |
|                         | 三木市区長協議会連合会      | 矢野 進  | 副会長 |
|                         | 三木市消費者協会         | 八木 和子 |     |
|                         | 三木市保健衛生推進協議会     | 岩野 昭  |     |
|                         | 三木市農会長協議会        | 階戸 重治 |     |
|                         | 三木市教育委員会         | 横田 浩一 |     |
| (2) 関係行政機関の職員           | 北播磨県民局県民交流室 環境参事 | 木村 紀雄 |     |
|                         | 市立中学校代表校長        | 生田 淳仁 |     |
|                         | 県立高校代表校長         | 松野 哲也 |     |
| (3) 学識経験者               | 神戸大学名誉教授         | 武田 義明 | 会長  |
|                         | (公財)ひょうご環境創造協会   | 住友 聰一 |     |
| (4) 市長が適当と認める者          | NPO 法人三木自然愛好研究会  | 北村 健  |     |
| (5) 市長が適当と認める者（公募による委員） | 個人               | 佐藤 孝介 |     |
|                         | 同上               | 丸山 純子 |     |
|                         | 同上               | 若田 芳枝 |     |

## (2) 策定経過



### 3. アンケート調査結果

#### (1) 調査概要

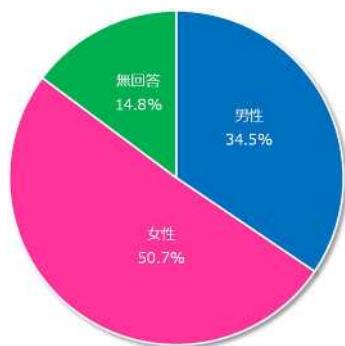
| 対象             | 配布方法           | 期間                                   | 回収結果                 |
|----------------|----------------|--------------------------------------|----------------------|
| 市民<br>2,000 通  | 郵送による<br>配布、回収 | 2020（令和 2）年<br>9月 4 日（金）～9月 30 日（水）  | 905 通<br>(回収率：45.3%) |
| 事業者<br>1,555 通 | 同上             | 2020（令和 2）年<br>9月 18 日（金）～10月 9 日（金） | 503 通<br>(回収率：32.3%) |

#### (2) 調査結果

~~~~~市民~~~~~

問 1 あなた御自身のことについてお尋ねします。（単一回答）

【性別】



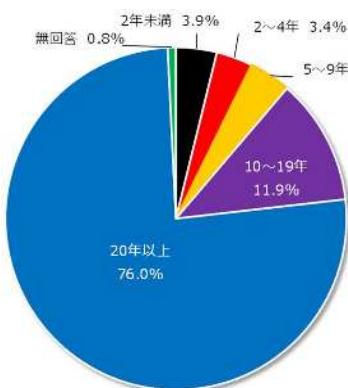
【年齢】



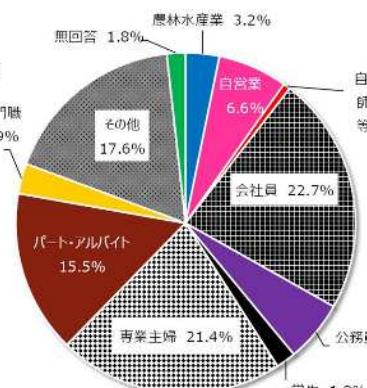
【居住地域】



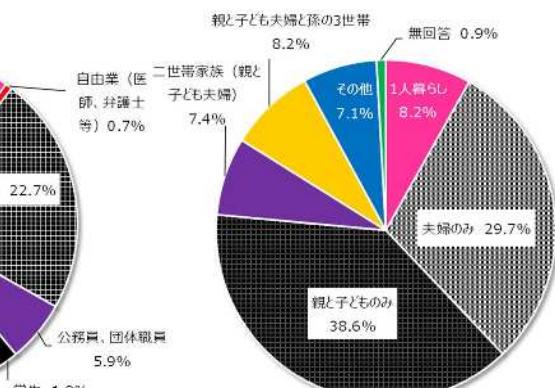
【居住年数】



【職業】



【世帯構成】

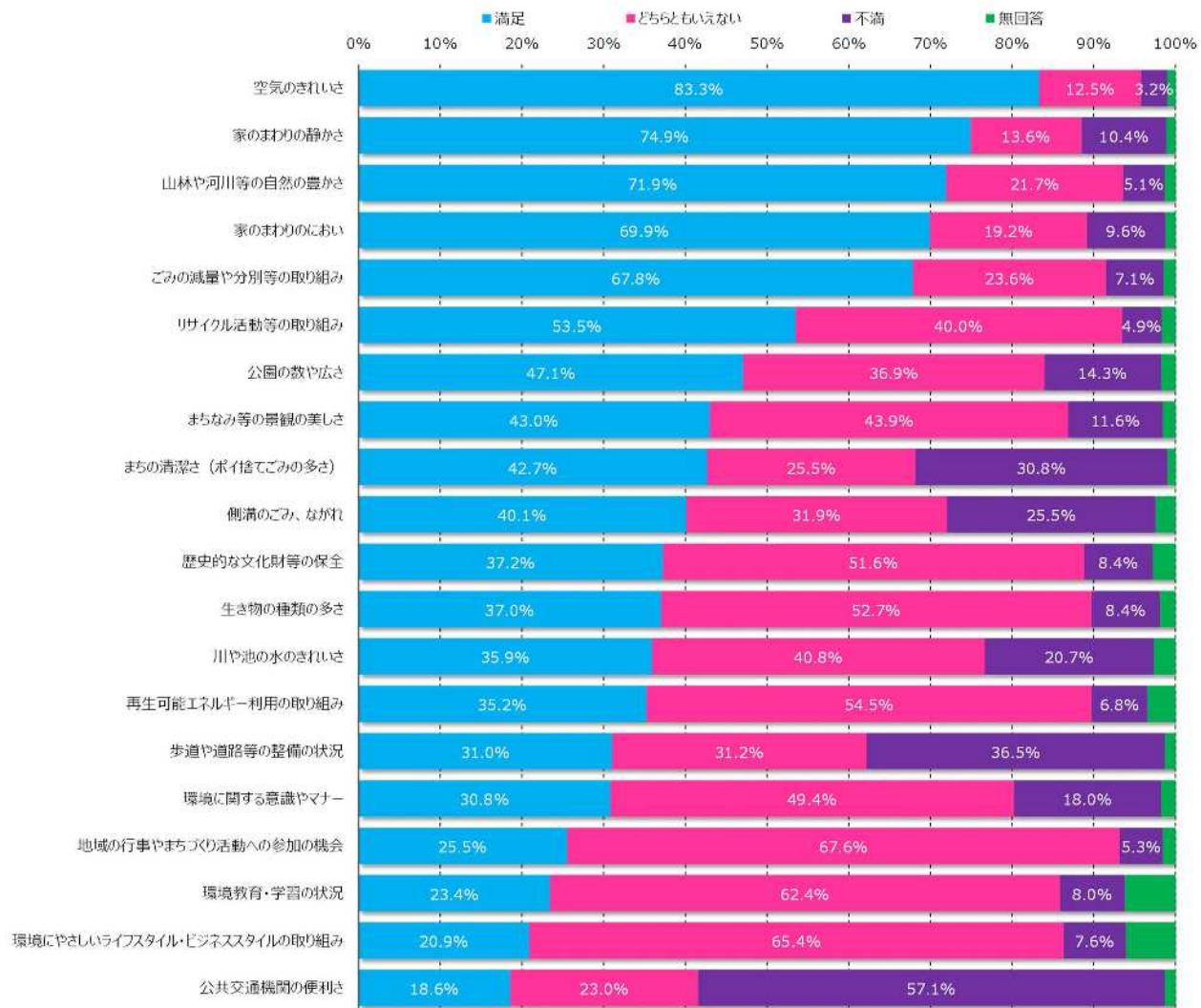


## 【通勤・通学の主な交通手段】

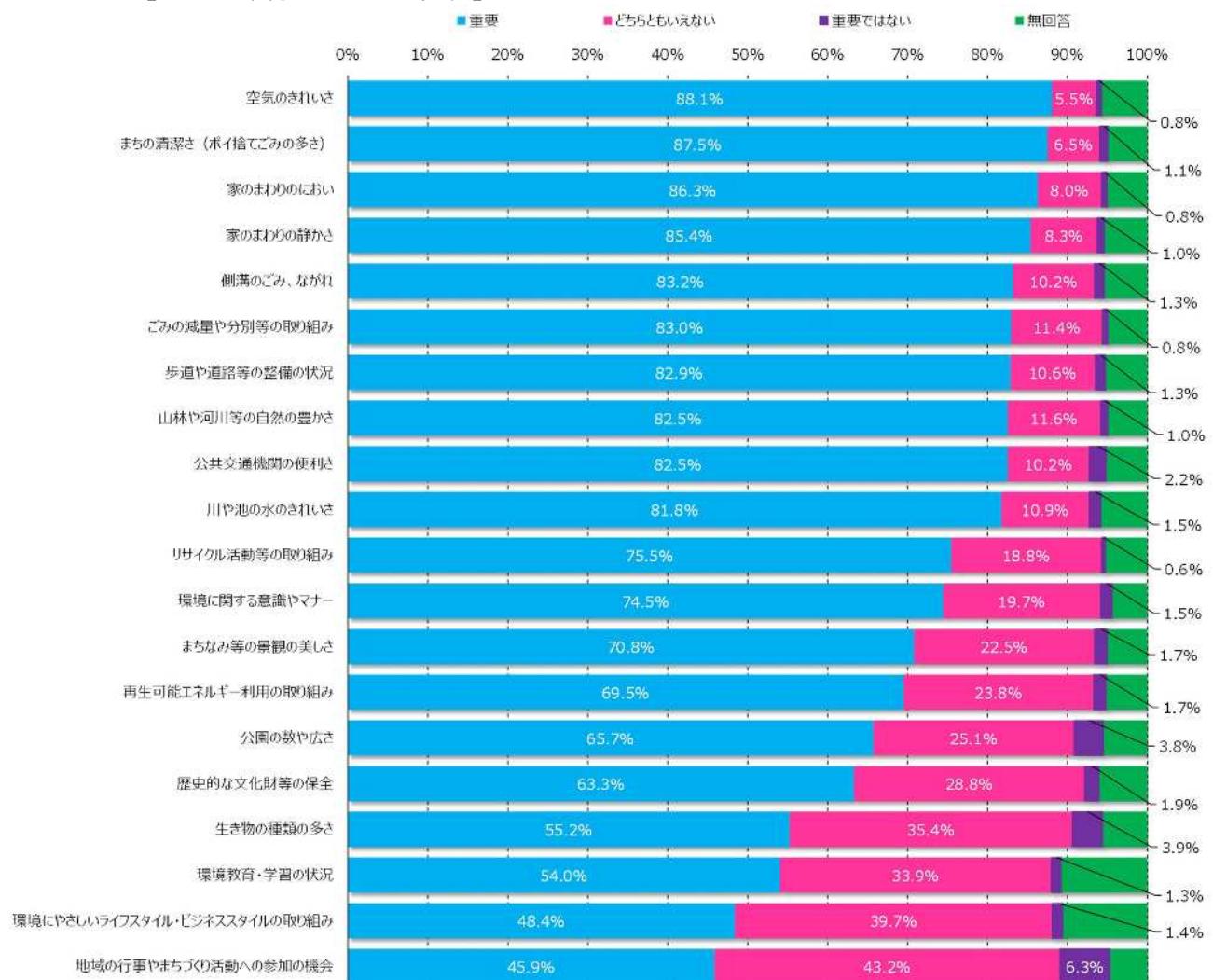


問2 あなたは、お住まいの地域を中心とした環境に関する下記の項目について、どの程度満足されていますか。また、将来の三木市にとって、どの程度重要だと思われますか。(単一回答)

## 【地域の環境に関する満足度】



## 【地域の環境に関する重要度】



問3 あなたは、環境に関する以下の項目について、どの程度関心がありますか。また、将来の三木市にとって、どの程度重要だと思われますか。（単一回答）

#### 【環境問題に関する関心度】

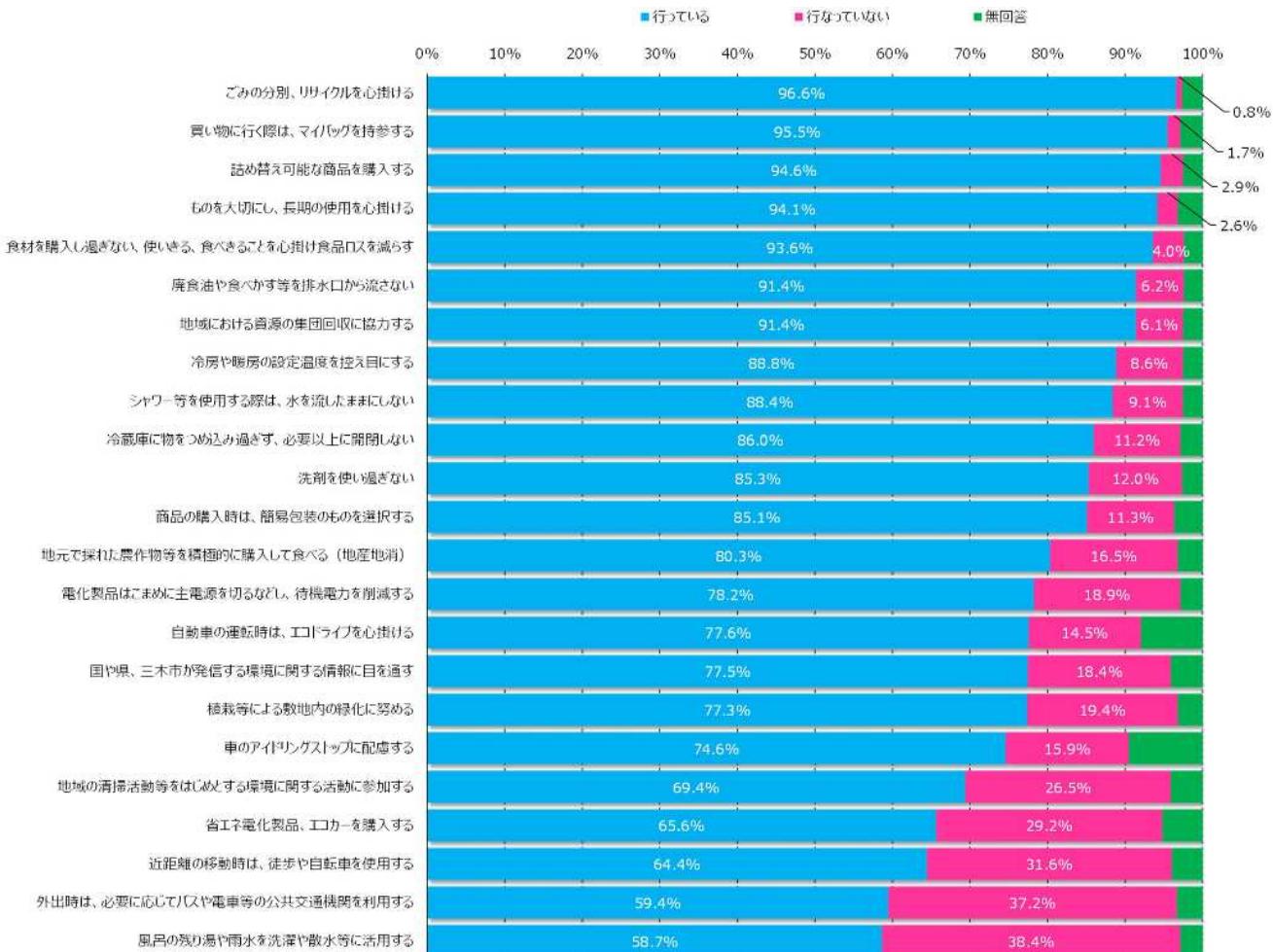


## 【環境問題に関する重要度】



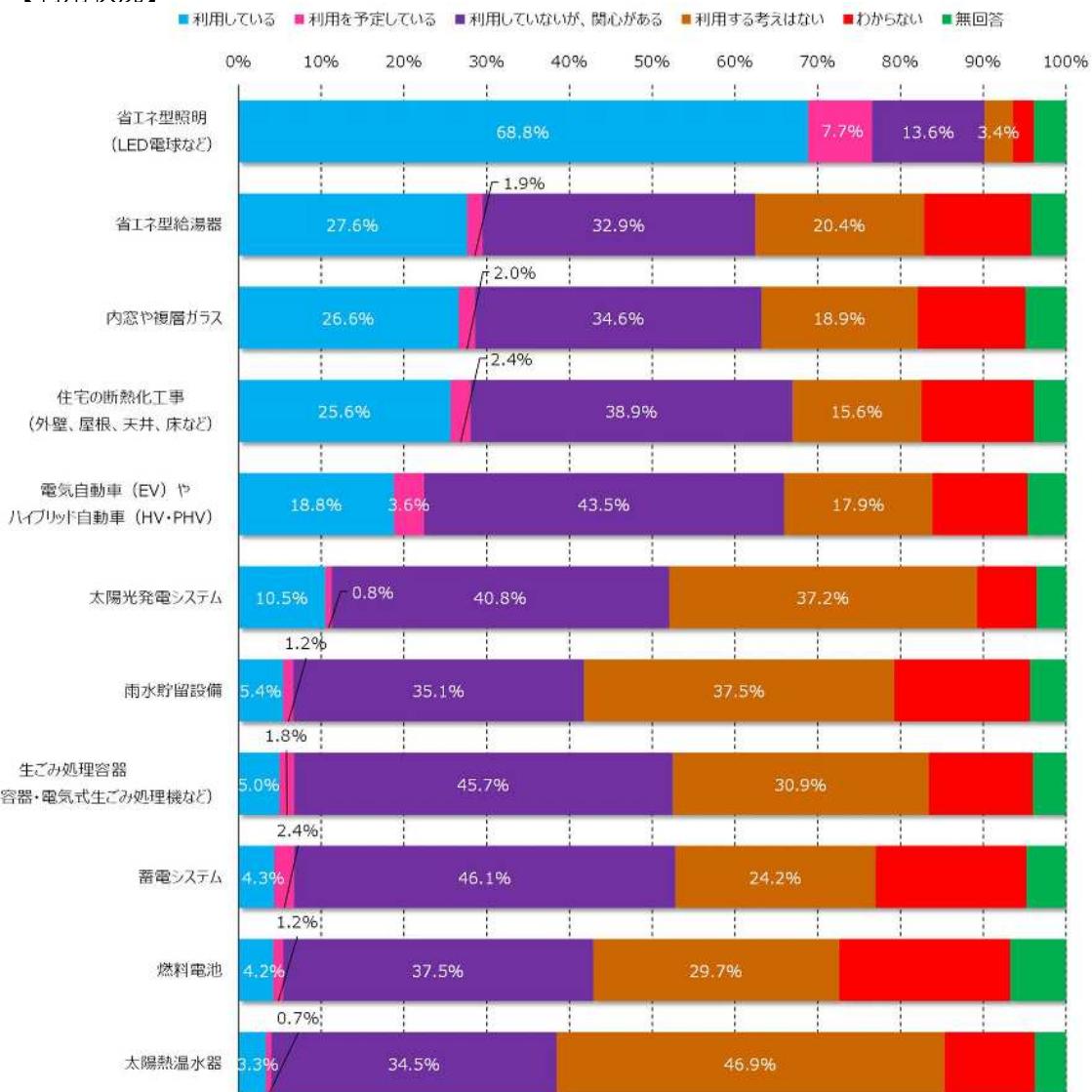
問4 あなたは、以下に示す環境にやさしい行動について、日頃どの程度実施していますか。（単一回答）

**【取り組み状況】**



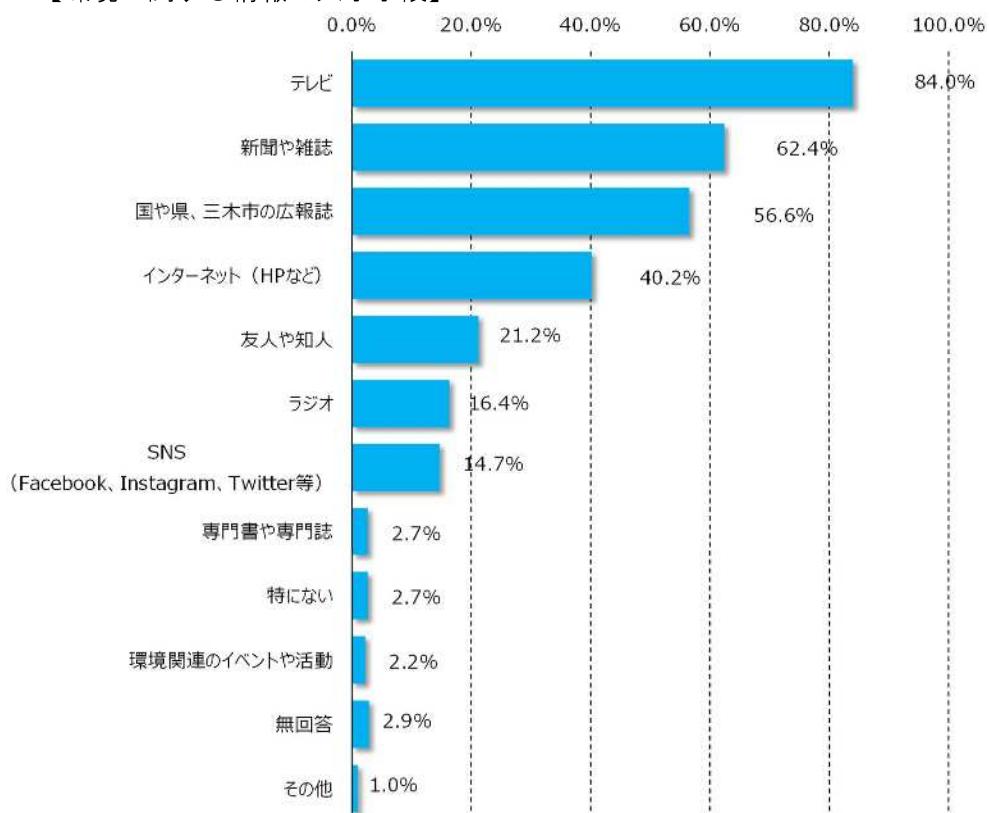
問5 あなたの御家庭では、再生可能エネルギー設備や省エネルギー機器を利用していますか。（単一回答）

【利用状況】



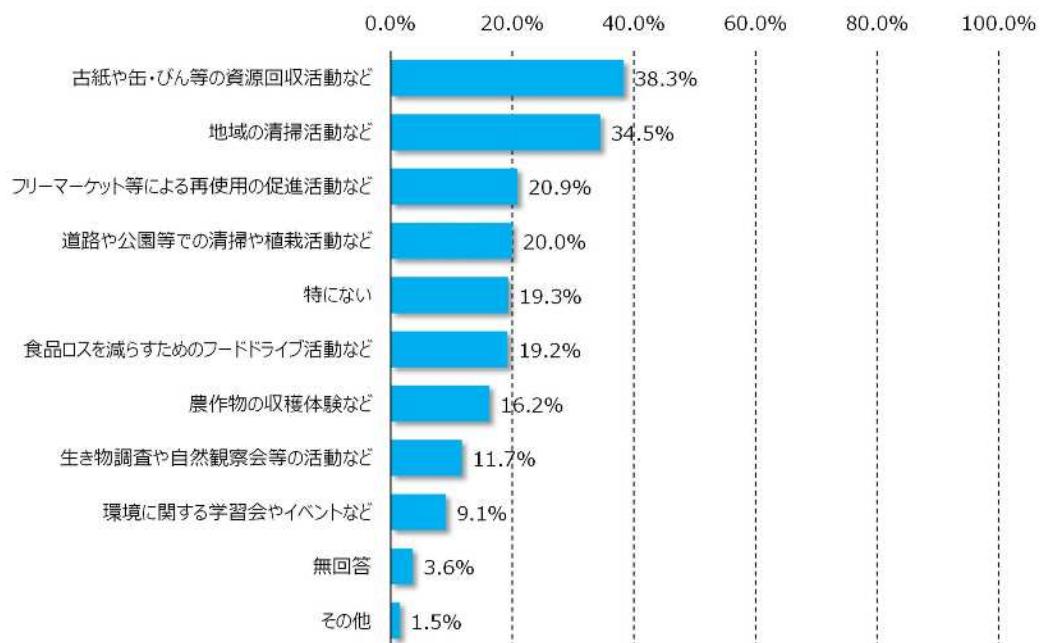
問6 あなたは、環境に関する情報を主にどこから入手していますか。（複数回答）

【環境に関する情報の入手手段】



問7 三木市により良い環境のために、あなたが取り組んでみたいと思う活動はどれですか。（複数回答）

【取り組んでみたい活動】



## 問7 クロス集計結果※（年齢×性別）

| 生き物調査や自然観察会等の活動など | 回答数（人） |    |    | 割合（%） |       |        |
|-------------------|--------|----|----|-------|-------|--------|
|                   | 男性     | 女性 | 合計 | 男性    | 女性    | 合計     |
| 10代～20代           | 1      | 6  | 7  | 14.3% | 85.7% | 100.0% |
| 30代～40代           | 17     | 19 | 36 | 47.2% | 52.8% | 100.0% |
| 50～60代            | 18     | 16 | 34 | 52.9% | 47.1% | 100.0% |
| 70代以上             | 10     | 5  | 15 | 66.7% | 33.3% | 100.0% |
| 合計                | 46     | 46 | 92 | 50.0% | 50.0% | 100.0% |

| 農作物の収穫体験など | 回答数（人） |    |     | 割合（%） |       |        |
|------------|--------|----|-----|-------|-------|--------|
|            | 男性     | 女性 | 合計  | 男性    | 女性    | 合計     |
| 10代～20代    | 3      | 9  | 12  | 25.0% | 75.0% | 100.0% |
| 30代～40代    | 14     | 35 | 49  | 28.6% | 71.4% | 100.0% |
| 50～60代     | 12     | 32 | 44  | 27.3% | 72.7% | 100.0% |
| 70代以上      | 12     | 17 | 29  | 41.4% | 58.6% | 100.0% |
| 合計         | 41     | 93 | 134 | 30.6% | 69.4% | 100.0% |

| 古紙や缶・びん等の資源回収活動など | 回答数（人） |     |     | 割合（%） |       |        |
|-------------------|--------|-----|-----|-------|-------|--------|
|                   | 男性     | 女性  | 合計  | 男性    | 女性    | 合計     |
| 10代～20代           | 6      | 10  | 16  | 37.5% | 62.5% | 100.0% |
| 30代～40代           | 22     | 34  | 56  | 39.3% | 60.7% | 100.0% |
| 50～60代            | 49     | 76  | 125 | 39.2% | 60.8% | 100.0% |
| 70代以上             | 37     | 65  | 102 | 36.3% | 63.7% | 100.0% |
| 合計                | 114    | 185 | 299 | 38.1% | 61.9% | 100.0% |

| 道路や公園等での清掃や植栽活動など | 回答数（人） |    |     | 割合（%） |       |        |
|-------------------|--------|----|-----|-------|-------|--------|
|                   | 男性     | 女性 | 合計  | 男性    | 女性    | 合計     |
| 10代～20代           | 4      | 4  | 8   | 50.0% | 50.0% | 100.0% |
| 30代～40代           | 18     | 8  | 26  | 69.2% | 30.8% | 100.0% |
| 50～60代            | 33     | 31 | 64  | 51.6% | 48.4% | 100.0% |
| 70代以上             | 24     | 27 | 51  | 47.1% | 52.9% | 100.0% |
| 合計                | 79     | 70 | 149 | 53.0% | 47.0% | 100.0% |

※：クロス集計結果についてはサンプル数が少ないため、三木市全体の総意とはせず、傾向を考慮するに留める。



| 地域の清掃活動など | 回答数（人） |     |     | 割合（%） |       |        |
|-----------|--------|-----|-----|-------|-------|--------|
|           | 男性     | 女性  | 合計  | 男性    | 女性    | 合計     |
| 10代～20代   | 5      | 8   | 13  | 38.5% | 61.5% | 100.0% |
| 30代～40代   | 19     | 34  | 53  | 35.8% | 64.2% | 100.0% |
| 50～60代    | 49     | 60  | 109 | 45.0% | 55.0% | 100.0% |
| 70代以上     | 36     | 53  | 89  | 40.4% | 59.6% | 100.0% |
| 合計        | 109    | 155 | 264 | 41.3% | 58.7% | 100.0% |

| 環境に関する学習会やイベントなど | 回答数（人） |    |    | 割合（%） |        |        |
|------------------|--------|----|----|-------|--------|--------|
|                  | 男性     | 女性 | 合計 | 男性    | 女性     | 合計     |
| 10代～20代          | 0      | 2  | 2  | 0.0%  | 100.0% | 100.0% |
| 30代～40代          | 5      | 10 | 15 | 33.3% | 66.7%  | 100.0% |
| 50～60代           | 15     | 18 | 33 | 45.5% | 54.5%  | 100.0% |
| 70代以上            | 9      | 11 | 20 | 45.0% | 55.0%  | 100.0% |
| 合計               | 29     | 41 | 70 | 41.4% | 58.6%  | 100.0% |

| フリーマーケット等による再使用の促進活動など | 回答数（人） |     |     | 割合（%） |       |        |
|------------------------|--------|-----|-----|-------|-------|--------|
|                        | 男性     | 女性  | 合計  | 男性    | 女性    | 合計     |
| 10代～20代                | 6      | 14  | 20  | 30.0% | 70.0% | 100.0% |
| 30代～40代                | 15     | 27  | 42  | 35.7% | 64.3% | 100.0% |
| 50～60代                 | 21     | 38  | 59  | 35.6% | 64.4% | 100.0% |
| 70代以上                  | 10     | 33  | 43  | 23.3% | 76.7% | 100.0% |
| 合計                     | 52     | 112 | 164 | 31.7% | 68.3% | 100.0% |

| 食品ロスを減らすためのフードドライブ活動など | 回答数（人） |     |     | 割合（%） |       |        |
|------------------------|--------|-----|-----|-------|-------|--------|
|                        | 男性     | 女性  | 合計  | 男性    | 女性    | 合計     |
| 10代～20代                | 3      | 11  | 14  | 21.4% | 78.6% | 100.0% |
| 30代～40代                | 9      | 39  | 48  | 18.8% | 81.3% | 100.0% |
| 50～60代                 | 16     | 51  | 67  | 23.9% | 76.1% | 100.0% |
| 70代以上                  | 7      | 24  | 31  | 22.6% | 77.4% | 100.0% |
| 合計                     | 35     | 125 | 160 | 21.9% | 78.1% | 100.0% |

[注] 端数処理の関係で、合計が一致しない。

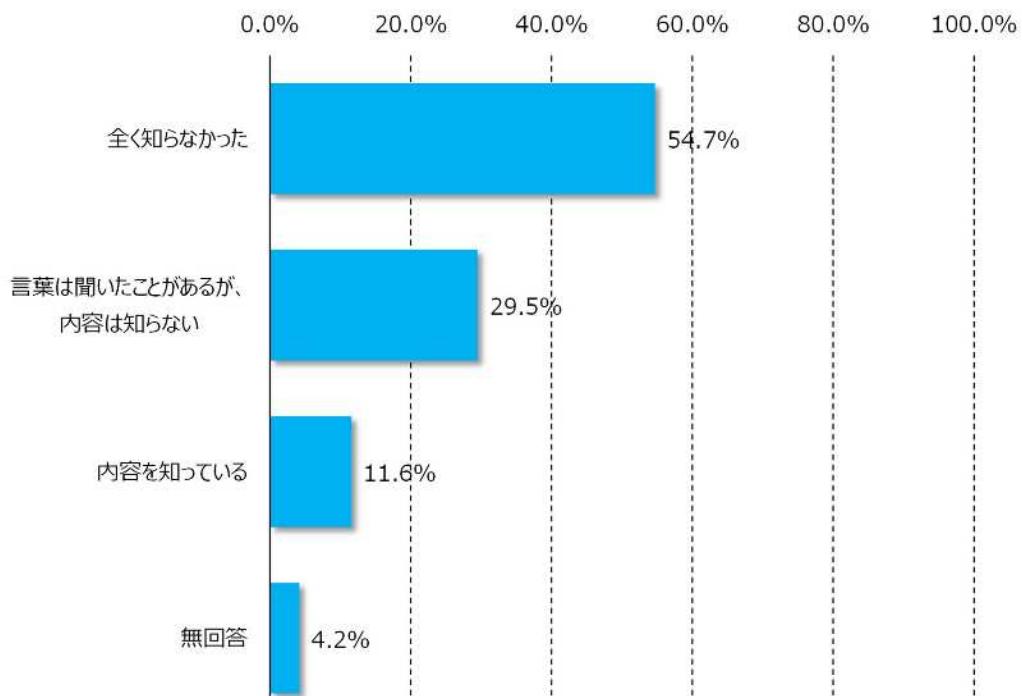
問8 近年、地球温暖化による影響が各分野に現れています。三木市内で発生している影響として、あなたが特に実感しているものはありませんか。(複数回答)

【地球温暖化による影響の実感】



問9 あなたは、持続可能な世界を実現するため、先進国と発展途上国の全ての国が取り組む国際社会共通の目標となる「SDGs」を知っていますか。(単一回答)

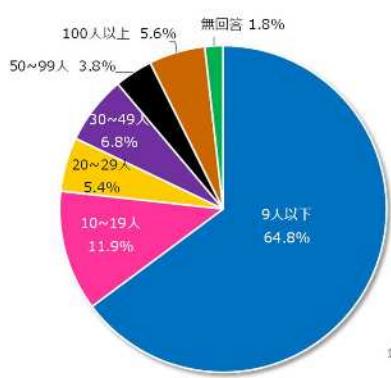
【「SDGs(持続可能な開発目標)」に関する認知度】



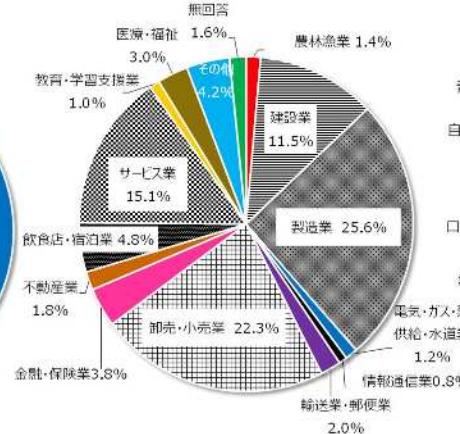
## 事業者

問1 貴事業所の概要についてお尋ねします。(単一回答)

**【従業員数】**



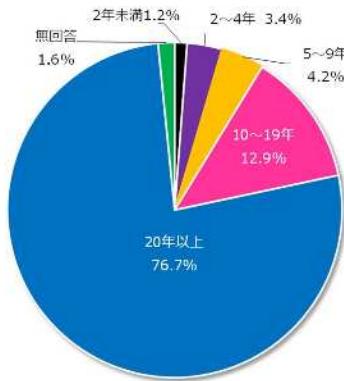
**【業種】**



**【所在地】**



**【事業年数】**

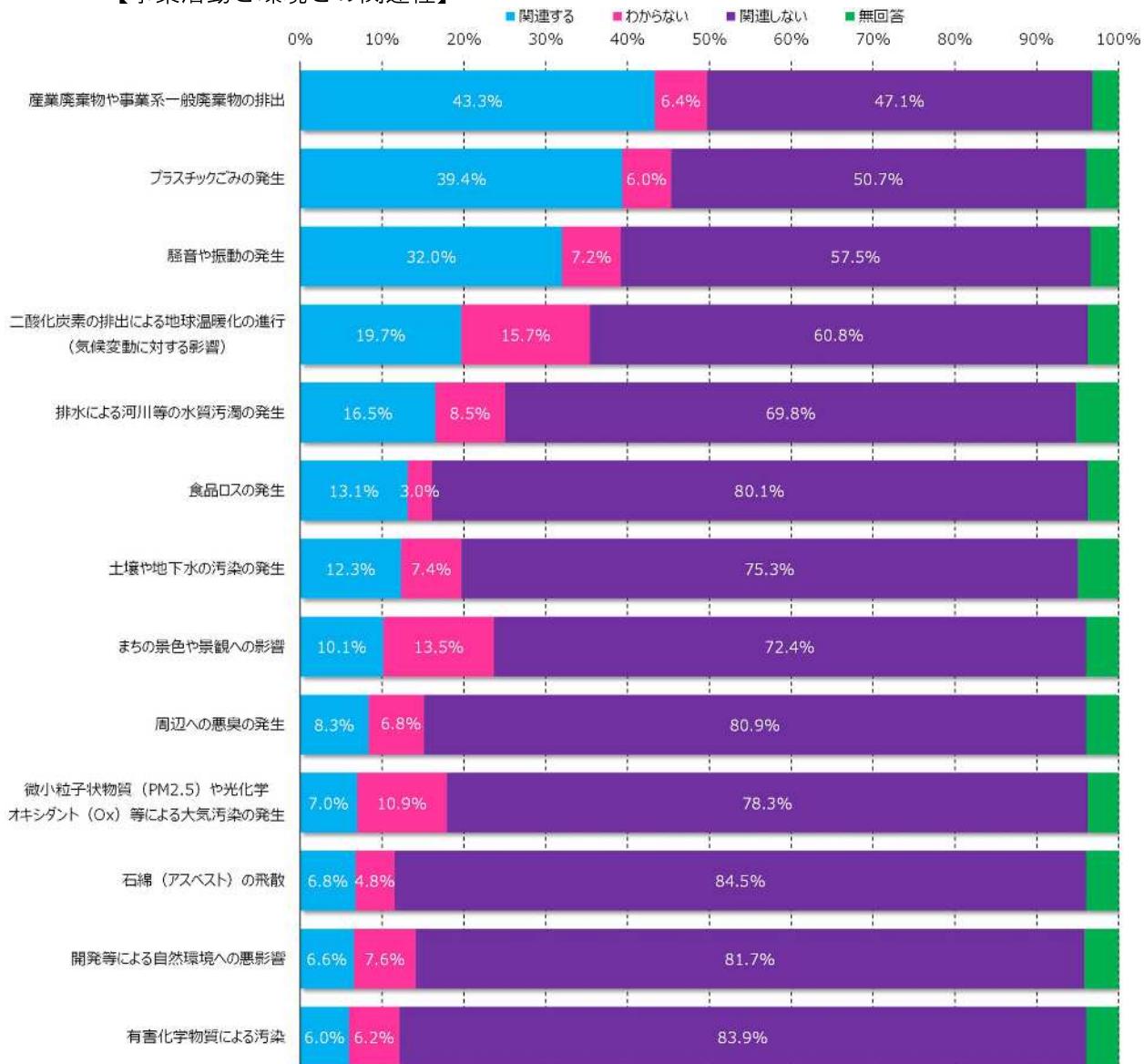


**【事業形態】**



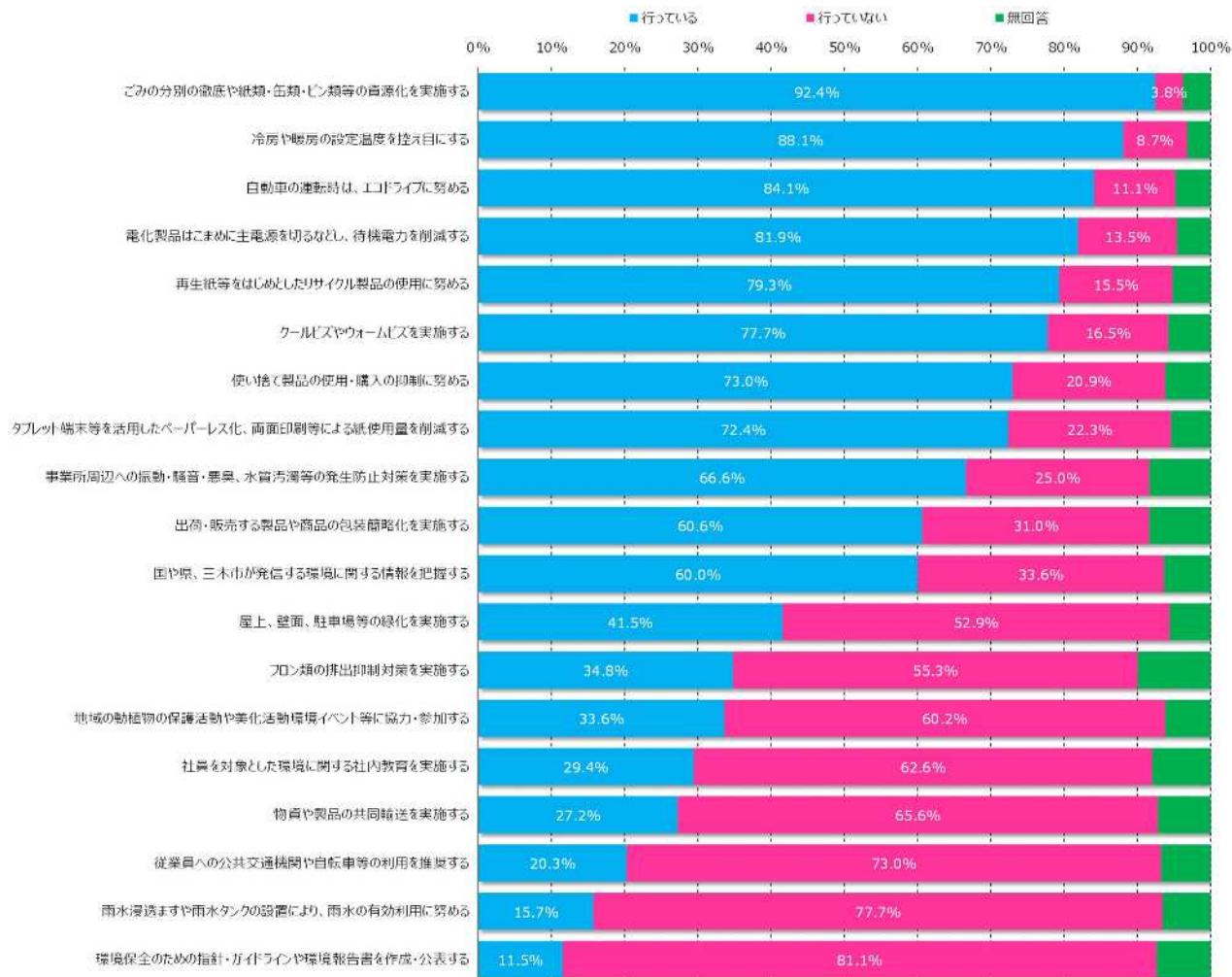
問2 貴事業所の事業活動（製造、販売、使用、廃棄など）は、次の環境問題と関連していると思いますか。（単一回答）

【事業活動と環境との関連性】



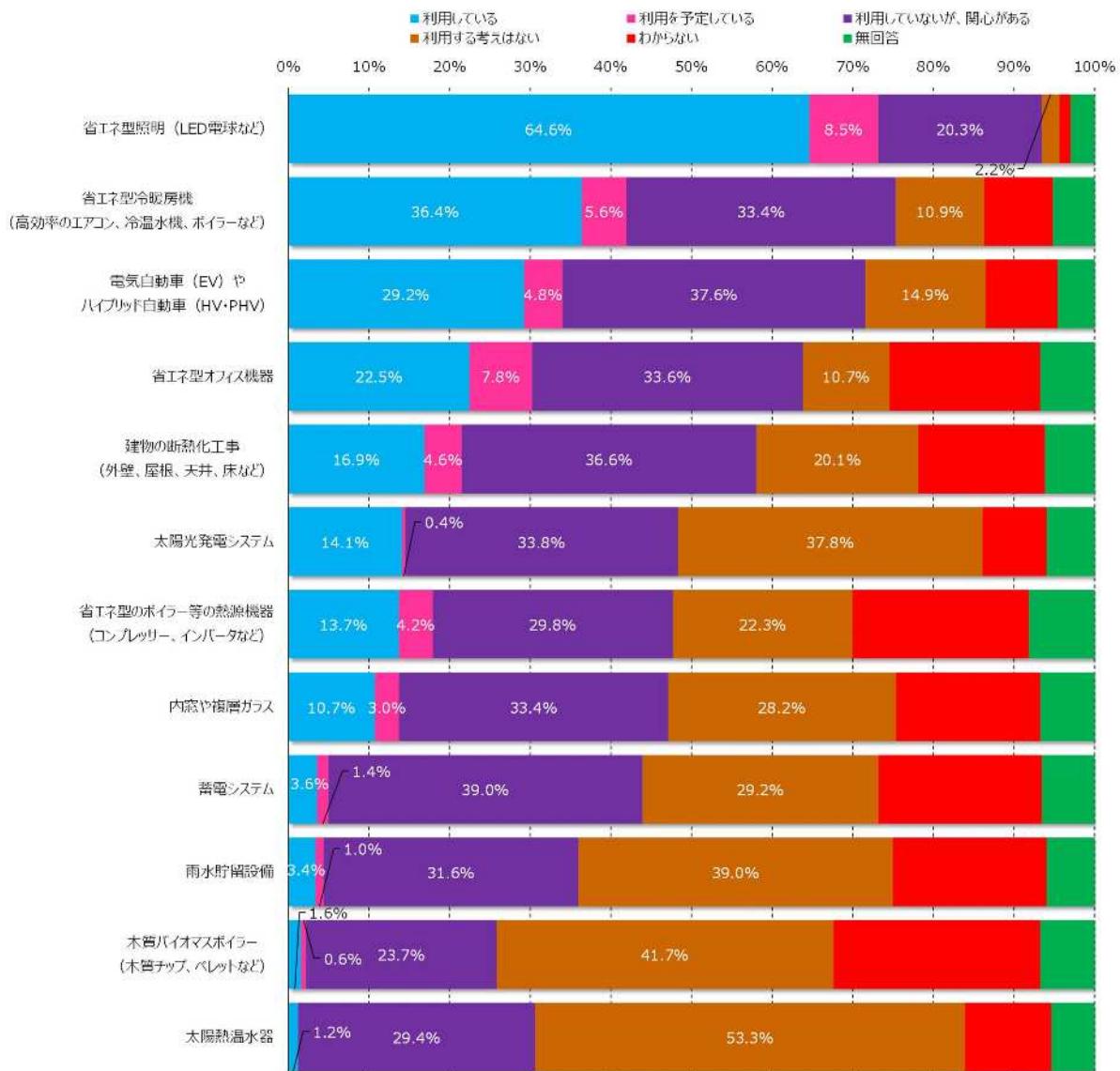
問3 貴事業所では、環境保全のための取り組みについて、日頃どの程度実施していますか。（単一回答）

#### 【取り組み状況】



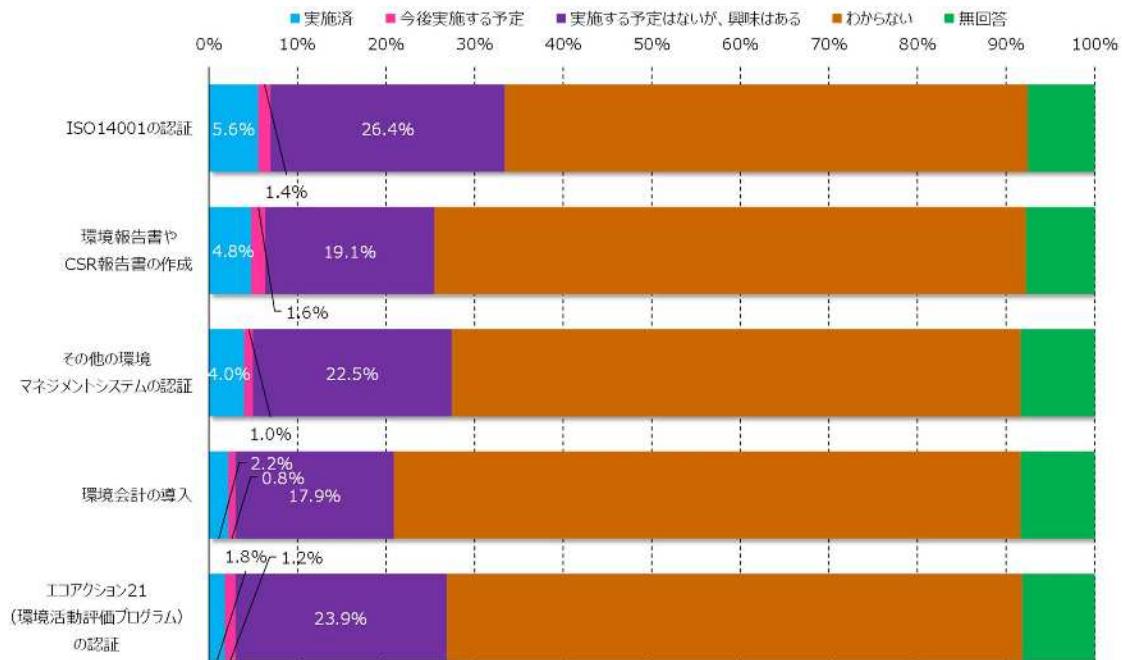
問4 貴事業所では、再生可能エネルギー設備や省エネルギー機器を利用していますか。（単一回答）

### 【利用状況】



問5 貴事業所では、環境に配慮した経営管理について、どのように取り組まれていますか。（単一回答）

【環境に配慮した経営管理】



問5 クロス集計結果※（従業員数×わからない）

| ISO14001 の認証 | 回答数 (事業所) | 割合 (%) |
|--------------|-----------|--------|
| 9人以下         | 207       | 70.9%  |
| 10~19人       | 37        | 12.7%  |
| 20人以上        | 48        | 16.4%  |
| 合計           | 292       | 100.0% |

| エコアクション21(環境活動評価プログラム)の認証 | 回答数 (事業所) | 割合 (%) |
|---------------------------|-----------|--------|
| 9人以下                      | 224       | 69.6%  |
| 10~19人                    | 40        | 12.4%  |
| 20人以上                     | 58        | 18.0%  |
| 合計                        | 322       | 100.0% |

[注] 端数処理の関係で、合計が一致しない。

※：クロス集計結果についてはサンプル数が少ないため、三木市全体の総意とはせず、傾向を考慮するに留める。

| その他の環境マネジメントシステムの認証 | 回答数（事業所） | 割合（%）  |
|---------------------|----------|--------|
| 9人以下                | 218      | 68.6%  |
| 10~19人              | 41       | 12.9%  |
| 20人以上               | 59       | 18.6%  |
| 合計                  | 318      | 100.0% |

[注] 端数処理の関係で、合計が一致しない。

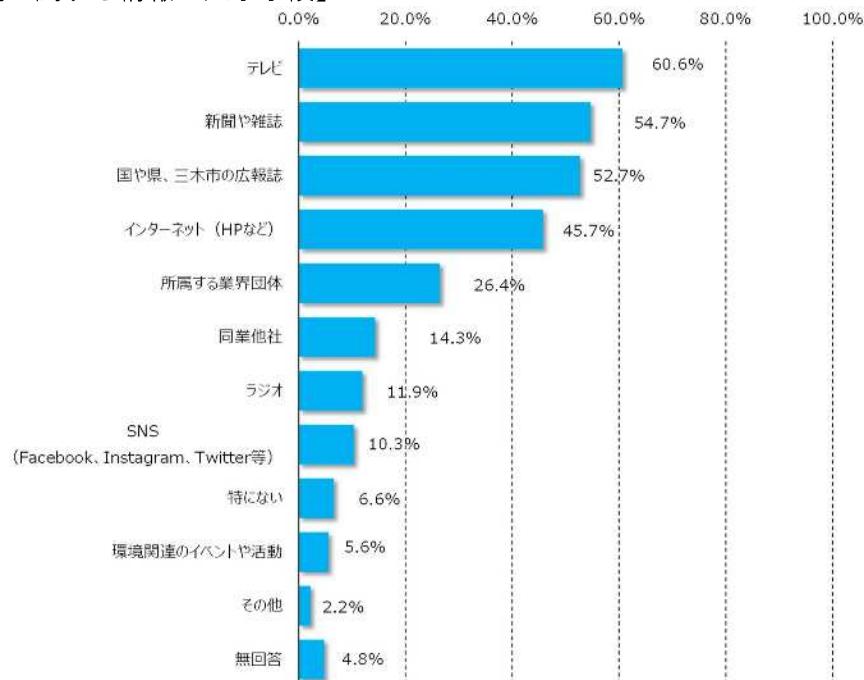
| 環境報告書やCSR報告書の作成 | 回答数（事業所） | 割合（%）  |
|-----------------|----------|--------|
| 9人以下            | 218      | 68.6%  |
| 10~19人          | 41       | 12.9%  |
| 20人以上           | 59       | 18.6%  |
| 合計              | 318      | 100.0% |

[注] 端数処理の関係で、合計が一致しない。

| 環境会計の導入 | 回答数（事業所） | 割合（%）  |
|---------|----------|--------|
| 9人以下    | 237      | 67.3%  |
| 10~19人  | 46       | 13.1%  |
| 20人以上   | 69       | 19.6%  |
| 合計      | 352      | 100.0% |

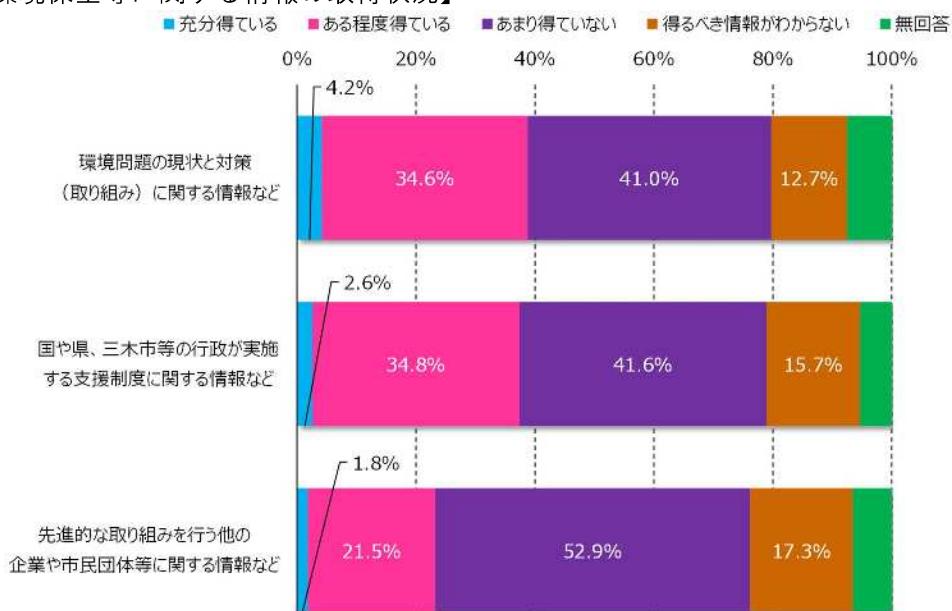
## 問6 貴事業所では、環境に関する情報を主にどこから入手していますか。（複数回答）

### 【環境に関する情報の入手手段】



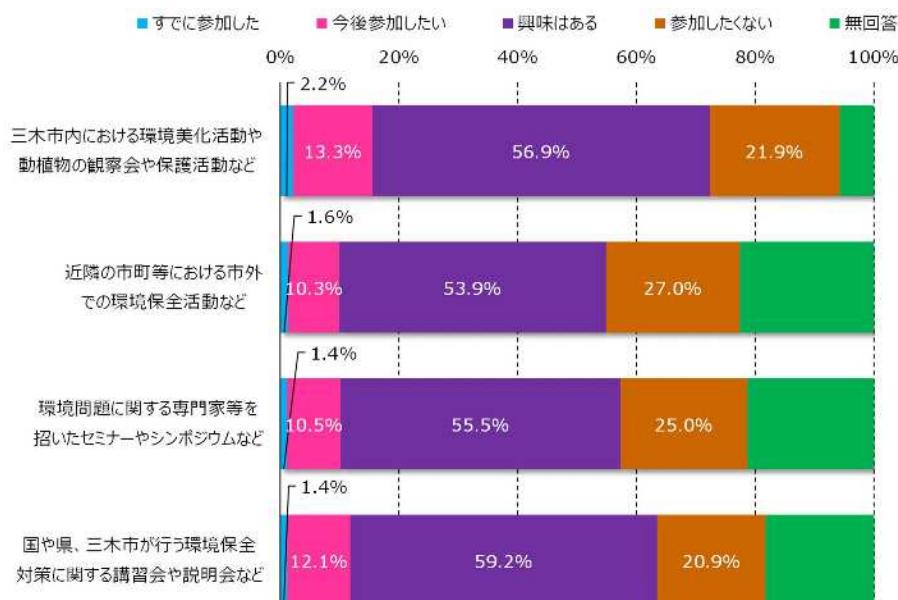
問 7 貴事業所では、環境保全等に関する情報をどの程度、得ていますか。（単一回答）

**【環境保全等に関する情報の取得状況】**



問 8 三木市により良い環境のために、貴事業所として、環境保全に関するセミナー や活動等に参加してみたいですか。（単一回答）

**【環境保全に関するセミナーや活動への参加意向】**



問8 クロス集計結果※（従業員数×（今後参加したい+興味はある））

| 環境問題に関する専門家等を招いたセミナーやシンポジウムなど | 回答数（事業所） | 割合（%）  |
|-------------------------------|----------|--------|
| 9人以下                          | 198      | 60.6%  |
| 10~29人                        | 62       | 19.0%  |
| 30人以上                         | 67       | 20.5%  |
| 合計                            | 327      | 100.0% |

[注] 端数処理の関係で、合計が一致しない。

| 国や県、三木市が行う環境保全対策に関する講習会や説明会など | 回答数（事業所） | 割合（%）  |
|-------------------------------|----------|--------|
| 9人以下                          | 215      | 60.7%  |
| 10~29人                        | 69       | 19.5%  |
| 30人以上                         | 70       | 19.8%  |
| 合計                            | 354      | 100.0% |

| 三木市内における環境美化活動や動植物の観察会や保護活動など | 回答数（事業所） | 割合（%）  |
|-------------------------------|----------|--------|
| 9人以下                          | 212      | 61.1%  |
| 10~29人                        | 66       | 19.0%  |
| 30人以上                         | 69       | 19.9%  |
| 合計                            | 347      | 100.0% |

[注] 端数処理の関係で、合計が一致しない。

| 近隣の市町等における市外での環境保全活動など | 回答数（事業所） | 割合（%）  |
|------------------------|----------|--------|
| 9人以下                   | 195      | 60.9%  |
| 10~29人                 | 58       | 18.1%  |
| 30人以上                  | 67       | 20.9%  |
| 合計                     | 320      | 100.0% |

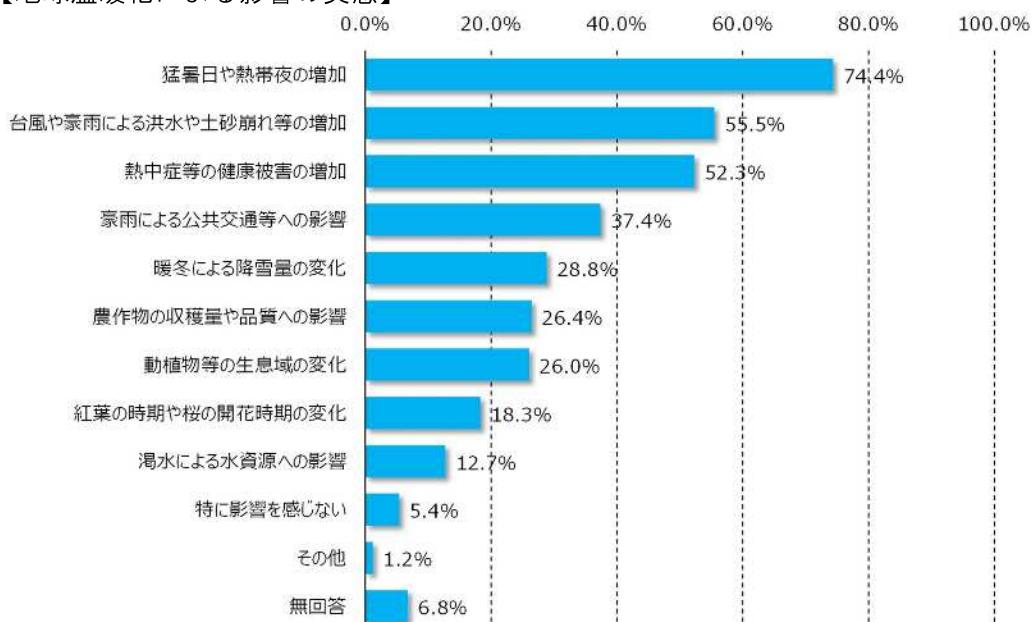
[注] 端数処理の関係で、合計が一致しない。

※：クロス集計結果についてはサンプル数が少ないため、三木市全体の総意とはせず、傾向を考慮するに留める。



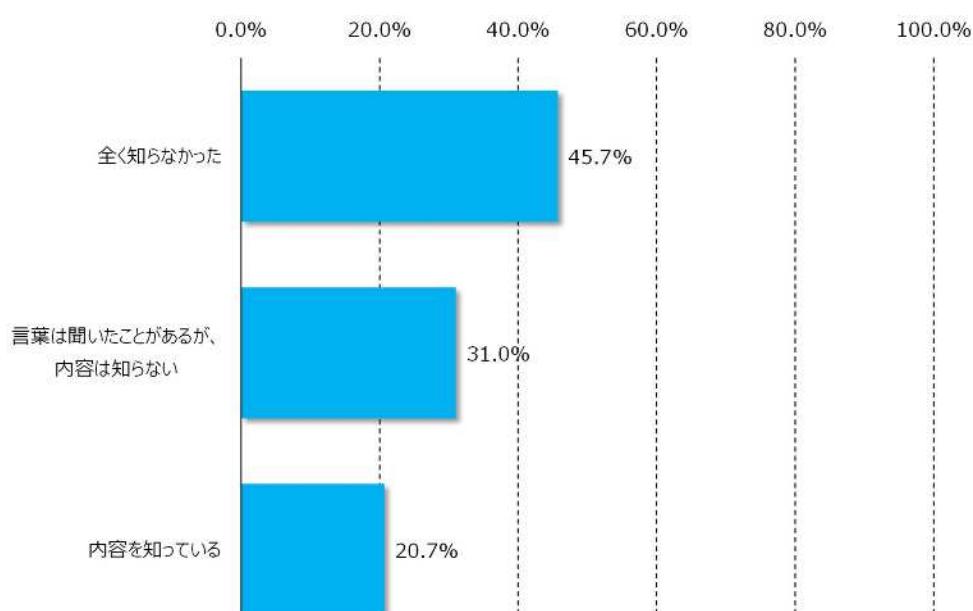
問 9 近年、地球温暖化による影響が各分野に現れています。三木市内で発生している影響として、貴事業所で特に実感しているものはありませんか。(複数回答)

【地球温暖化による影響の実感】



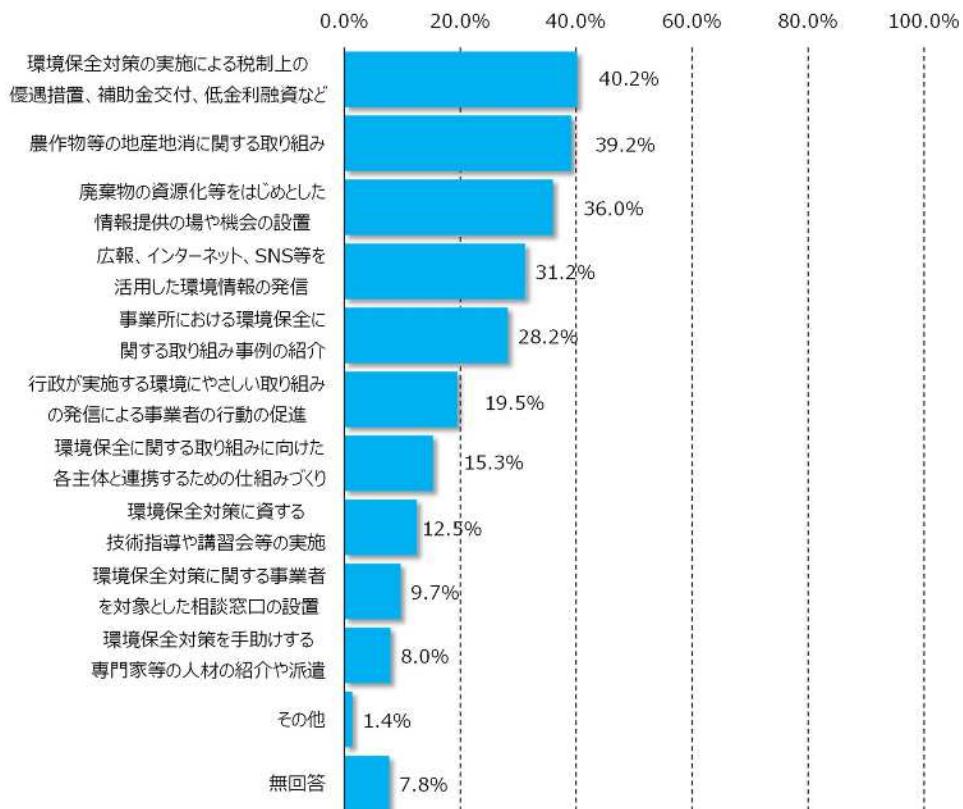
問 10 貴事業所では、持続可能な世界を実現するため、先進国と発展途上国の全ての国が取り組む国際社会共通の目標となる「SDGs」を知っていますか。(単一回答)

【「SDGs(持続可能な開発目標)」に関する認知度】



問 11 より良い環境を目指していく中で、貴事業所は、三木市の取り組みとして、どのような分野に力を入れていくべきだと思いますか。（複数回答）

【三木市が力を入れていくべき分野】



## 4. 用語集

~~~~~あ行~~~~~

### 【アスベスト】

天然に存在する纖維状の鉱物のこと。軟らかく、耐熱・耐摩耗性に優れているため、断熱材、建築材、車のブレーキ等に広く利用されてきた。しかし、肺がんや中皮腫の原因になることが判明し、使用制限、または、禁止の措置が講じられるようになった。

### 【一酸化炭素】

無味、無臭、無色、無刺激な気体で、炭素を含む物質の不完全燃焼により生成される物質のこと。

環境中の主要な発生源は、自動車の排出ガスによる。この他、火災や喫煙中のタバコなどによっても発生し、体内に吸収される。

### 【温室効果ガス】

二酸化炭素 ( $\text{CO}_2$ )、メタン ( $\text{CH}_4$ )、一酸化二窒素 ( $\text{N}_2\text{O}$ )、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六ふつ化硫黄 ( $\text{SF}_6$ )、三ふつ化窒素 ( $\text{NF}_3$ ) の 7 種類の物質のこと（「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第 2 条第 3 項に規定）。

~~~~~か行~~~~~

### 【環境基本法】

環境保全に向けた枠組みを示した基本的な法律で、環境に関する全ての法律の最上位に位置する。

環境の保全に向けて、基本理念を明らかにし、社会の構成員のそれぞれ（国、地方公共団体、事業者、国民）の役割を定め、環境保全のための施策の基本となる事項や方法を定めることで、現在だけではなく、将来の国民の生活の確保、さらには人類の福祉に貢献することを目的としている。



### 【環境の保全と創造に関する条例】

兵庫県が1995（平成11）年7月に制定した条例のこと。

内容としては、県民・事業者・行政等の社会の構成員の全ての参画と協働により、自然と共生し、持続的発展が可能な環境適合型社会の形成を目指して環境政策の基本理念や施策の方向を明らかにするとともに、新たな実効ある施策を盛り込んでいる。

### 【環境マネジメントシステム】

事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたって、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと。

### 【気候変動適応法】

我が国における適応策の法的位置付けを明確化し、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法律のこと。

内容としては、適応の総合的推進、情報基盤の整備、地域での適応の強化、適応の国際展開等の4つの柱から成り立つ。

### 【光化学オキシダント（O<sub>x</sub>）】

大気中の揮発性有機化合物、窒素酸化物が太陽の紫外線を吸収し、光化学反応で生成した酸化性物質の総称のこと。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物などの植物にも影響を与える。

また、光化学オキシダント（O<sub>x</sub>）に起因するスモッグを光化学スモッグという。

### 【公害】

「環境基本法」では、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう」と限定的に定義している。

（典型7公害）

### 【国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）】

1992（平成4）年に大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」が採択され、同条約に基づいて毎年開催される国際会議のこと。



## ~~~~~さ行~~~~~

### 【再生可能エネルギー】

自然界で起こる現象から取り出すことができ、一度利用しても再生が可能な枯渇しないエネルギー資源のこと。水力、バイオマス、太陽光、太陽熱、風力、地熱、波力等がある。

### 【食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）】

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他の食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とする法律のこと。

### 【水質汚濁防止法】

公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図り、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することなどを目的とする法律のこと。

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準として、環境基準が「環境基本法」に基づいて設定されている。設定に際し、水利用の観点から定められている水道用水の基準、農業用水の基準、水産関係の基準等が参考とされている。環境基準を達成することを目標に「水質汚濁防止法」に基づき、特定施設を有する事業場からの排水規制及び生活排水対策の推進を実施している。

「水質汚濁防止法」では、工場や事業場から排出される水質汚濁物質の種類ごとに排水基準が定められており、水質汚濁物質の排出者などは、この基準を守らなければならない。

### 【生物多様性】

自然生態系を構成する動物、植物、微生物等の地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念のこと。遺伝子、種、生態系の3つのレベルで捉えられることが多い。

### 【生物化学的酸素要求量（BOD）】

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこととで、河川の有機汚濁を測る代表的な指標である。

環境基準では、河川の利用目的に応じて類型別に定められている。また、「水質汚濁防止法」に基づき、排水基準が定められている。

### 【騒音規制法】

工場及び事業場における事業活動、並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めることなどにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする法律のこと。

都道府県知事（市の区域内の地域については、市長）が騒音について、規制する地域を指定するとともに、環境大臣が定める基準の範囲内において、時間及び区域の区分ごとの規制基準を定め、市町村長が規制対象となる特定施設等に関し、必要に応じて改善勧告などを行う。

## ~~~~~た行~~~~~

### 【大気汚染防止法】

大気汚染に関し、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することなどを目的とする法律のこと。

「大気汚染防止法」では、固定発生源（工場や事業場）からの排出、または、飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準などが定められており、大気汚染物質の排出者などは、この基準を守らなければならない。

### 【地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）】

「地球温暖化対策計画」に定める事項に温室効果ガスの排出の抑制などのため、普及啓発の推進及び国際協力に関する事項を追加するとともに、地域における地球温暖化対策の推進に係る規定の整備などの措置を講ずる法律のこと。

### 【電気自動車（EV）】

バッテリーに蓄えた電気をモーターに供給し、走行のための駆動力を得る自動車のこと。走行時に大気汚染物質を全く出さないため、走行に伴う騒音も大幅に低減される。

### 【透水性舗装】

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装し、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法のこと。



~~~~~な行~~~~~

### 【二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)】

常温常圧では無色、無臭の気体で、水に溶けて炭酸となり、弱い酸性を示す。石炭、石油、天然ガス、木材等の炭素分を含む燃料を燃やすことによって発生する。

### 【二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)】

窒素酸化物で赤褐色の気体であり、代表的な大気汚染物質である。せき・たんの有症率との関連や高濃度時には、急性呼吸器疾患罹患率の増加などが知られている。

~~~~~は行~~~~~

### 【微小粒子状物質 (PM2.5)】

大気中の粒子状物質のうち、粒径  $2.5\text{ }\mu\text{m}$ (マイクロメートル)以下のもののこと。粒径がより小さくなることから、肺の奥深くまで入りやすく、健康への影響も大きいと考えられている。

### 【浮遊粒子状物質 (SPM)】

大気中の粒子状物質のうち、粒径  $10\text{ }\mu\text{m}$ (マイクロメートル)以下のもののこと。工場などの事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもある。

### 【フロン類】

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」では、クロロフルオロカーボン (CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC)、ハイドロフルオロカーボン (HFC) をフロン類という。

化学的に極めて安定した性質で扱いやすく、人体に毒性が小さいといった性質を有しているためにエアコン、冷蔵・冷凍庫の冷媒や建物の断熱材、スプレーの噴射剤等の身の回りにおける様々な用途に活用されてきた。しかし、オゾン層の破壊、地球温暖化といった地球環境への影響が明らかになったため、より影響の少ないフロン類や他の物質への代替が可能な分野から進められている。

### 【プラグインハイブリッド自動車 (PHV)】

外部電源から充電できるタイプの自動車のこと。走行時に二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) や排気ガスを出さない電気自動車 (EV) のメリットとガソリンエンジンとモーターの併用で遠距離走行ができるハイブリッド自動車 (HV) の長所を併せ持つ自動車である。



## ~~~~~英数字~~~~~

### 【PRTR（環境汚染物質・移動登録）制度】

Pollutant Release and Transfer Register の略で、正式名称は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」となる。

有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どの程度、環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかといったデータを把握・集計し、公表する仕組みのことで、1999（平成11）年に制定された。

有害性のある様々な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生じることを未然に防止することを目的にしている。





発行

三木市 市民生活部 生活環境課

〒673-0492

兵庫県三木市上の丸町 10 番 30 号

TEL : 0794-82-2000

<https://www.city.miki.lg.jp/>



市ホームページ

QR コード

